

富士川水系  
富士川河川整備計画

本文新旧対照表(変更案)

令和7年10月  
国土交通省 関東地方整備局

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
1	<p>富士川水系 富士川河川整備計画</p> <p>【大臣管理区間】</p> <p>平成18年9月</p> <p>国土交通省 関東地方整備局</p>	<p>富士川水系 富士川河川整備計画 (変更原案)</p> <p>【大臣管理区間】</p> <p>令和●年●月 (当初 平成18年9月)</p> <p>国土交通省 関東地方整備局</p>	

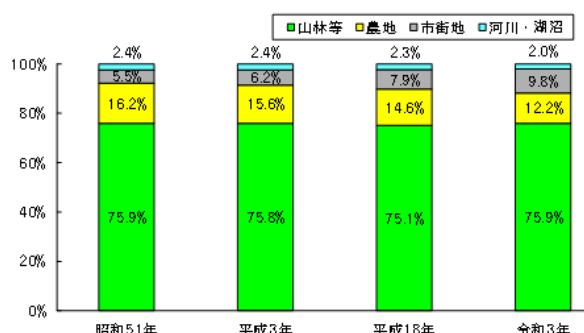
	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
2	<p>目 次</p> <p>第1章 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>第 1 節 流域及び河川の概要</p> <p>第 2 節 河川整備の現状と課題</p> <p>第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題</p> <p>(1) 富士川下流ブロック</p> <p>(2) 富士川中流ブロック</p> <p>(3) 釜無川ブロック</p> <p>(4) 笛吹川ブロック</p> <p>第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題</p> <p>(1) 河川空間利用</p> <p>(2) 水利用の現状と課題</p> <p>(3) 水質の現状と課題</p> <p>第 3 項 河川環境の現状と課題</p> <p>(1) 河川環境の現状</p> <p>(2) 河川環境の課題</p> <p>第 4 項 河川の維持管理の現状と課題</p> <p>(1) 河川管理情報の高度化、効率化</p> <p>(2) 総合的な土砂管理</p>	<p>目 次</p> <p>1. 富士川の概要</p> <p>1. 1. 富士川の流域及び河川の概要</p> <p>1. 2. 治水の沿革</p> <p>1. 3. 利水の沿革</p> <p>1. 4. 河川環境の沿革</p> <p>2. 河川整備の現状と課題</p> <p>2. 1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題</p> <p>2. 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題</p> <p>2. 3. 河川環境の整備と保全に関する現状と課題</p> <p>2. 4. 河川維持管理の現状と課題</p> <p>2. 5. 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題</p> <p>3. 河川整備計画の対象区間及び期間</p> <p>3. 1. 計画対象区間</p> <p>3. 2. 計画対象期間</p>	

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>(3) 河道内樹木、堆積土砂の管理</p> <p>(4) 河川管理施設等の維持保全</p> <p>(5) 洪水及び高潮対策の活動支援、洪水情報伝達</p> <p>(6) 水害の防止及び広域防災機能の維持</p> <p>(7) 秩序ある利用形態、河川美化</p> <p>(8) 人と川のふれあい機能、河川環境、河川景観、文化育成機能等の維持</p> <p>(9) 流域交流、連携の活動支援</p> <p>第3節 河川整備計画の目標</p> <p>第1項 計画対象区間及び計画対象期間</p> <p>(1) 計画対象区間</p> <p>(2) 計画対象期間</p> <p>第2項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標</p> <p>第3項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p>第4項 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>第2章 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>第1節 河川の整備の基本的な考え方</p> <p>第1項 対象洪水に対する流下能力の確保</p>	<p>4. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>4. 1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標</p> <p>4. 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標</p> <p>4. 3. 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5. 1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p> <p>5. 1. 1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>5. 1. 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項</p> <p>5. 1. 3. 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>5. 2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>5. 2. 1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>5. 2. 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>5. 2. 3. 河川環境の整備と保全に関する事項</p>	

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>第2項 堤防の安全性の確保</p> <p>第3項 関係機関及び地域との連携及び協働</p> <p>第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p> <p>第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>(1) 富士川下流ブロック</p> <p>(2) 富士川中流ブロック</p> <p>(3) 釜無川ブロック</p> <p>(4) 笛吹川ブロック</p> <p>第2項 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(1) 良好的な自然環境の保全</p> <p>(2) 生息及び生育環境の連続性としての機能の確保</p> <p>(3) 人と川とのふれあいの場の整備</p> <p>第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>(1) 管理情報の収集及び提供システム</p> <p>(2) 流域全体を視野に入れた土砂管理</p> <p>(3) 河川機能の維持</p>	<p>6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項</p> <p>6. 1. 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策</p> <p>6. 2. 総合的な土砂管理</p> <p>6. 3. 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>6. 4. 治水技術の伝承の取組</p> <p>附図1 計画諸元表</p> <p>附図2 堤防断面形状図</p> <p>附図3 洪水対策等に関する施工の場所</p>	

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>(4) 河川管理施設等の維持管理</p> <p>(5) 洪水情報伝達の体制整備、洪水及び高潮対策の活動支援</p> <p>(6) 広域防災機能の維持</p> <p>第2項 流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>(1) 流水の正常な機能の維持に関する水量</p> <p>(2) 渇水調整体制</p> <p>(3) 水質の保全並びに改善</p> <p>第3項 河川の適正な利用及び河川環境の保全に関する事項</p> <p>(1) 秩序ある利用形態、河川美化</p> <p>(2) 交流及び利用促進のための施設の維持管理</p> <p>(3) 河川環境の保全</p> <p>(4) 河川景観、文化育成機能の維持等</p> <p>(5) 富士川全体の交流及び連携</p> <p>富士川水系河川整備計画（大臣管理区間）附図</p> <p>(1) 富士川下流ブロック</p> <p>(2) 富士川中流ブロック</p> <p>(3) 釜無川ブロック</p> <p>(4) 笛吹川ブロック</p>		

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
3	第1章 河川整備計画の目標に関する事項 第1節 流域及び河川の概要	1. 富士川の概要 1.1 富士川の流域及び河川の概要	・目次 修正
4	富士川は、その源を釜無川本谷として山梨県北杜市白州町と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高 2,685m）に発し、途中多くの支流を合わせながら山間渓谷部を抜け、山梨県甲府盆地を南流し、甲府盆地の南端西八代郡市川三郷町において支川笛吹川と合流した後、再び山間渓谷部に入り、静岡県富士市と静岡市清水区蒲原地区の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長 128km、流域面積 3,990km <sup>2</sup> の一級河川である。	富士川は、その源を山梨県北杜市と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高 2,685m）に発し、途中多くの支川を合わせながら山間渓谷部を抜け、甲府盆地を南流し、盆地の南端山梨県西八代郡市川三郷町において笛吹川を合わせて再び山間渓谷部に入り、静岡県富士市と静岡市境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長約 128km、流域面積約 3,990km <sup>2</sup> の一級河川である。	・表現の適正化
5	その流域は長野県、山梨県及び静岡県の三県にまたがり、豊かな自然環境を有しており、富士川と周囲の山々が醸し出す風情は、急流と清流が相まって優れた景観美を造り、その流れは県内外の人々に憩いと安らぎを与え広く愛されている。 流域の土地利用は、山林が 68%、水田及び果樹園等の農地が 27%、市街地が 5%となっている。 沿川には山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤をなしている甲府盆地内の甲府市及び河口部の富士市があ	その流域は長野県、山梨県及び静岡県の 3 県にまたがり、山梨県甲府市や静岡県富士市などを含む 23 市町村からなり、調査基準年（令和 2 年（2020 年））における流域内市町村人口は約 106 万人であり、平成 17 年（2005 年）の約 115 万人と比較すると、減少しているが、中部横断自動車道の開通などによる流域内の開発・発展に伴い、洪水想定氾濫区域内人口は増加が見られる。また、高齢化率は、昭和 55 年（1980 年）の約 7%から、令和 2 年（2020 年）には約 30%と大きく増加している。	・表現の適正化 ・時点更新 ・土地利用の

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由																									
	り、治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。	<p>令和3年（2021年）における流域の土地利用は、山林が約76%、水田及び果樹園等の農地が約12%、宅地等市街地が約10%となっている。</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>山林等</th> <th>農地</th> <th>市街地</th> <th>河川・湖沼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和51年</td> <td>75.9%</td> <td>16.2%</td> <td>2.4%</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>75.8%</td> <td>15.8%</td> <td>2.4%</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>75.1%</td> <td>14.6%</td> <td>2.3%</td> <td>7.9%</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>75.9%</td> <td>12.2%</td> <td>2.0%</td> <td>9.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>図-1 富士川流域の土地利用状況 (国土数情報「土地利用細分メッシュ」より算出)</p>	年	山林等	農地	市街地	河川・湖沼	昭和51年	75.9%	16.2%	2.4%	5.5%	平成3年	75.8%	15.8%	2.4%	6.2%	平成18年	75.1%	14.6%	2.3%	7.9%	令和3年	75.9%	12.2%	2.0%	9.8%	変遷追加
年	山林等	農地	市街地	河川・湖沼																								
昭和51年	75.9%	16.2%	2.4%	5.5%																								
平成3年	75.8%	15.8%	2.4%	6.2%																								
平成18年	75.1%	14.6%	2.3%	7.9%																								
令和3年	75.9%	12.2%	2.0%	9.8%																								
6		<p>富士川と周囲の山々が醸し出す風情は、急流と清流が相まって、優れた景観美を造り、その流れは県内外の人々に憩いと安らぎを与える、広く愛されている。</p> <p>富士川は、江戸時代から、米、塩を中心とする物資を運ぶため、また人々の交通手段として舟運が盛んに行われ、甲斐と駿河を結ぶ要路をなしてきた。</p> <p>さらに、急峻な地形を生かして明治時代後半からは水力発電による水利用も活発になされるなど、山梨県及び静岡県の中東部地区に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通網について</li> <li>19から移動</li> <li>・流域図を</li> </ul>																									

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
		<p>における社会、経済、文化の基盤を形成する重要な河川である。</p> <p>また、現在、建設が進められているリニア中央新幹線のほか、東名高速道路、中央自動車道、中部横断自動車道、東海道新幹線など首都圏と関西方面を結ぶ幹線交通機関は、全て富士川を渡河しており、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。</p> <p>このように、山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤をなしており、富士川水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。</p>	20から移動・時点更新

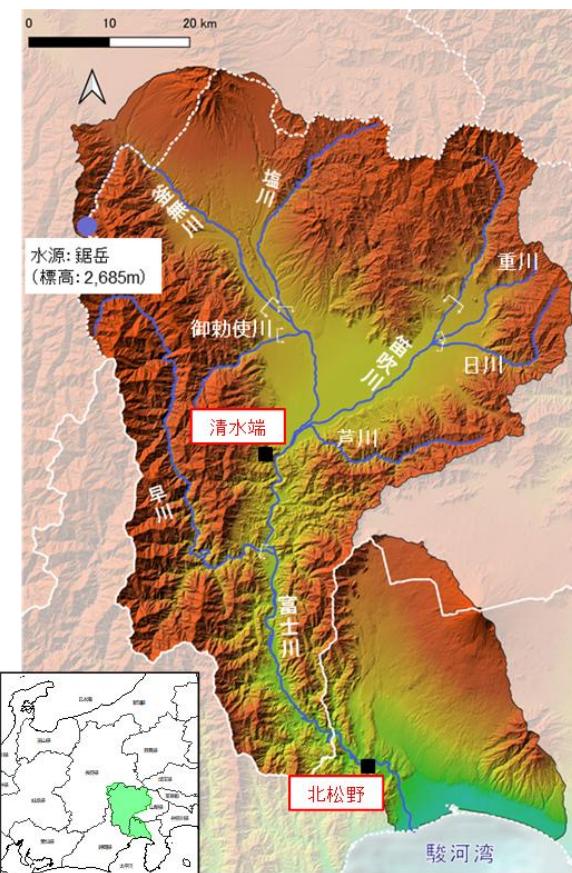
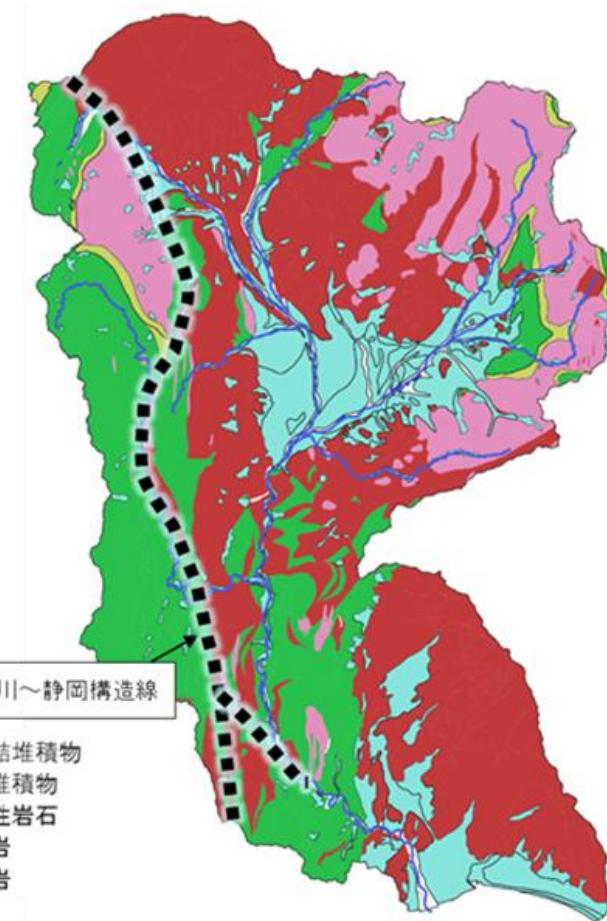
	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
			

図-2 富士川流域図

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
7	<p>富士川は、南アルプス、八ヶ岳、秩父山地等の 3,000m 級の急峻な山々に囲まれ、大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 の急流河川（図-1.1.2～図-1.1.4 参照）であり、最上川、球磨川と並んで日本三大急流の一つに数えられている。</p>	<p>富士川流域の河道は、出水時の攪乱など土砂移動が活発なこと等により、良好な礫河原を呈していることが特徴となっているが、源流周辺の上流部では 3,000m 級の急峻な山々に囲まれており、日本を代表する急流河川となっている。</p> <p>甲府盆地周辺の南アルプスや八ヶ岳・秩父山地を擁する 上流部は、本川や笛吹川をはじめとする支川などによる扇状地が発達するとともに、土砂生産・流出による河床上昇に合わせた、堤防整備を実施したことによる天井川が形成され、堤内地には市街地が発展している。</p> <p>また、笛吹川など数多くの川が甲府盆地の南端において富士川に合流した後、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返しながら途 中早川を合わせ流下しており、沿川の限られた平地に宅地や農地が集中している。</p> <p>富士川は日本三大急流河川の一つに数えられ、富士川上流部において河床勾配が 1/100～1/700、中流部 1/200～1/700、下流部においても 1/300～1/400 となっている。</p> <p>また、笛吹川と合流する地点より上流の富士川は、淵のことを地域では釜と呼んでおり、その釜がないことから、釜無川と呼ばれるようになったと言われ、地域に親しまれている。</p> <p>富士山を一望できる下流部では、再び扇状地が発達した所に市街地が発展している。河口部の駿河湾は、水深 1,000m 以上の深海が沿岸部まで及ぶ急深な海底地形であり、海底勾配が急で高波が発生し</p>	<p>・河床勾配について 58～61 から移動</p> <p>・河口部の地形について追記</p>



	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
9	<p>富士川流域はその大部分がフォッサマグナと呼ばれる比較的新しい地層で構成されており、特に流域の西側には日本列島を東西に分断する大断層糸魚川～静岡構造線が走っている。このため、本流である富士川、釜無川右岸は崩壊地の多い極めてもろい地質構造になっており、河道は豪雨による崩壊土砂の流出及び流れの緩やかな箇所への堆積により、激しい流路変動を伴う礫河原を呈しているとともに、釜無川の下流部並びに笛吹川の中流部では、天井川となっている。</p>	<p>富士川流域の地質は、流域の西側に日本列島を東西に分断する大断層糸魚川～静岡構造線が走っているため、極めてもろい地質構造になっており、崩壊地が多く、豪雨とともに崩壊土砂が河道に流出し、比較的流れが緩やかな所に堆積している。</p>  <p>糸魚川～静岡構造線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未固結堆積物</li> <li>固結堆積物</li> <li>火山性岩石</li> <li>深成岩</li> <li>変成岩</li> </ul>	・表現の適正化

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
		図-4 富士川流域の地質	
10		流域の気候は、太平洋側気候に属しており、上流域の山岳地域から下流域の海岸地域まで多様な気候特性を持っている。富士川の上流域の平均年降水量は約 1,200mm、中流域の平均年降水量は約 1,600mm となっており、日本の平均年降水量である約 1,700mm と比較すると少なく、下流部の平均年降水量は約 2,200mm であり、温暖多雨の気候となっている。	・8から移動 ・時点更新
11	源流から甲府盆地を流下する区間の山地部には、コナラ、ミズナラ、ブナ等の自然植生が残され、山腹を流下する数多くの沢は、四季折々の山岳渓谷美に富んだ渓流となって、岩肌を削りながら流下している。本区間では清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、カジカ等の魚類やヤマセミ、カワセミ、サギ類等の鳥類が生息しており、河原にはカワラヨモギやハリエンジュの群落等が点在している。また、本区間の下流端にあたる釜無川と笛吹川との合流点付近は、釜無川の広い砂礫河原の環境と笛吹川の水辺の湿地環境を併せ持ち、サギ類等の鳥類の繁殖が見られるほか、ガン・カモ類、オオヨシキリなどの多様な鳥類が生息している。	流域の自然環境は、源流から、笛吹川が合流する地点に設置されている富士川大橋（山梨県南巨摩郡富士川町及び西八代郡市川三郷町）までの富士川上流部（以下、「釜無川」と呼称する。）は南アルプス国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、急峻な山々には、コナラ等の自然植生が残され、数多くの川は、四季折々の山岳渓谷美に富んだ清流となって、岩肌を削りながら流下している。清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、アユ、ウグイ等の魚類が生息・繁殖し、河原ではコマツナギが生育・繁殖しており、ミヤマシジミの食草となっているほか、カワラヨモギ等の植物が生育・繁殖している。	・時点更新 ・表現の適正化
12	禹之瀬（山梨県市川三郷町及び鰍沢町）から山梨県と静岡県との県境までの区間は、途中、早川が合流して急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、岩肌と川面が織りなす自然豊かな景観となっている。連続する瀬や淵等には、瀬を産卵場とするアユ等の魚類が生息・繁殖し、しばしば大型アユも確認されるほか、崖に巣を作るカワセミ等の鳥類が多く生息・繁	富士川大橋から雁堤（静岡県富士市）上流までの中流部は岩肌と川面が織りなす自然豊かな景観となっている。連続する瀬や淵には、瀬を産卵場とするアユ等の魚類が生息・繁殖し、しばしば大型アユも確認されるほか、崖に巣を作るカワセミ等の鳥類が多く生息・繁	・時点更新

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	魚類や崖を巣とするカワセミ等の鳥類が多く生息しており、また、脆弱な山地が迫っている沿川平地部分には、宅地や農地が集中している。	殖している。	・表現の適正化
13	雁堤（静岡県富士市）から河口までの区間については、再び天井川が発達した扇状地部分に市街地が発展している。河口部（P12,写真-1.2.3 参照）は約2,000mの広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成し、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られる。そこには、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ、チドリ類や水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、カモ類等多くの鳥類が生息するほか、干潟や湿地にはマコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナギ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。	雁堤上流から河口までの下流部は、約2,000mの広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成し、砂礫地やハマゴウ等の植物が生育・繁殖する海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られ、そこには、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ、チドリ、水際の樹林地を集団分布地、越冬地として利用するカモ類等、多くの鳥類が生息・繁殖するほか、干潟や湿地にはヨシなどの植物が群生している。また、魚類ではアユ、ニホンウナギ、カマキリ（アユカケ）などの回遊性魚類が生息・繁殖している。	・時点更新 ・表現の適正化 ・河川の特徴については 58から移動

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	  <p>写真-1.1.1 釜無川と笛吹川の合流点付近 (左岸が釜無川、右岸が笛吹川) ←</p> <p>写真-1.1.2 禹之瀬 (禹之瀬から山間部を流下している) ←</p> <p>写真-1.1.3 雁堤 ← (富士川にある歴史的治水施設の一つである) ←</p>		
14		<p>支川である笛吹川の岩手橋（山梨県山梨市）から螢見橋（山梨県笛吹市）までの笛吹川上流部は、河床勾配が 1/50～1/250 と急勾配で、交互砂州が発達し、水際にはミゾコウジュ等の植物が生育・繁殖し、水域に連続する瀬や淵にはカワヨシノボリ等の魚類が生息・繁殖している。また、礫河原にはイカルチドリ等の鳥類が生息・繁</p>	・笛吹川の環境について追記

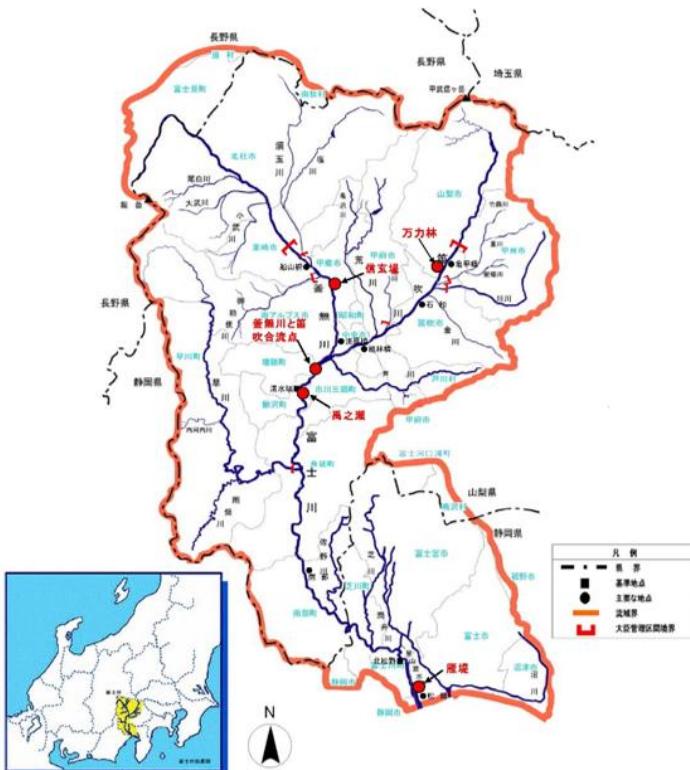
	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
		殖している。さらに、水際から河原にかけてはオギ、ツルヨシ等の植物が繁茂している。	
15		螢見橋から富士川合流点までの笛吹川下流部は、甲府盆地内を流下し、河床勾配は笛吹川上流部と比べて緩勾配の1/500～1/1,000となっている。その水域は、ガン・カモ類等の鳥類の集団越冬地となるとともに、ワンド・たまりではミナミメダカ等の魚類が生息・繁殖している。また、礫河原には、イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖している。	・笛吹川の環境について追記
16		なお、特定外来生物であるオオクチバス等の魚類や、オオキンケイギク等の植物、ガビチョウ、ソウシチョウ等の鳥類や外来生物であるハリエンジュやシナダレスズメガヤ等の植物の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念されている。	・外来生物について追記
17	<p>富士川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記され、平家物語には、富士川合戦の様子も記されている。江戸時代には漁夫が投網をしている様子が葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」にも描かれている。また平安時代に始まったといわれ、武田信玄の時代には盛大に挙行された御幸祭は、笛吹市一宮町の浅間神社から甲斐市竜王の三社神社まで御神輿を運び、堤防を踏み固める動作で練り歩くもので、毎年4月に信玄堤で行われている。</p> <p>中下流部でも江戸時代に始まり夏の風物詩となっている川供養の火祭り等が富士川を舞台に広く行われている。このように、富士川は、</p>	<p>富士川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記され、平家物語には富士川合戦の様子も記されている。江戸時代には、漁夫が投網をしている様子が葛飾北斎が描いた浮世絵「富嶽三十六景」に登場している。また、平安時代から始まり、武田信玄の時代には盛大に挙行された「おみゆきさん」は、一宮浅間神社(笛吹市)、二宮美和神社(笛吹市)、三宮玉諸神社(甲斐市)から三社神社(甲斐市)まで御輿を運び、堤防を踏み固める動作で練り歩くものであるが、現在も毎年4月15日に行われている。一方、中下流部の山梨県南巨摩郡南部町でも江戸時代から続く川供養の火祭り</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・歴史的治水施設について</p> <p>22から移動</p>

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	流域の歴史及び文化に深くかかわるとともに、江戸、明治時代には、米や塩を中心とする物資の運搬や人々の重要な交通手段として舟運が盛んに行われていた。	が行われ、夏の風物詩となっている。 日本を代表する急流河川の富士川は、古くから水害に悩まされ、武田信玄が甲府盆地を水害から守るため築いたとされる信玄堤や万力林などの霞堤や水害防備林等による独自の治水工法が施され てきた。また、下流部においても、江戸時代の代官である古郡氏が 三代にわたって完成させた雁堤がある。これらの施設は、現在においても、治水機能を発揮している。このように、富士川は、流域の歴史、文化に深くかかわっている。	
18	富士川流域の産業について見ると、長野県では高原野菜や花き類等の農業と電機工業など、山梨県では、ブドウや桃等の果樹栽培、ワイン醸造、水晶及びガラス研磨工業による装飾品、産業用ロボットの生産などが盛んである。また、静岡県では、お茶、みかん、水稻の栽培のほか、パルプ工業、自動車工業、薬品工業などの重化学工業が発展している。	富士川流域関連市町村内の産業別人口構成は、第一次産業が減少し、第三次産業が増加する傾向が見られるが、上・中・下流では異なる産業構成を呈している。 まず、上流の長野県では、電機、飲料、機械産業が営まれているとともに、高原野菜の生産も盛んである。 上流から中流域にあたる山梨県では古くから果樹栽培が盛んで、観光と一体となったブドウ、モモ等の果樹園が多く存在し、全国でも有数の生産高を誇っている。また、伝統産業である水晶や硯、印章、印伝などの加工が受け継がれているほか、近年では電子、エレクトロニクス、家電製品の製造等も盛んになっている。 下流の静岡県では、紙・パルプ産業が盛んで、さらに医療品や金属加工、工作機械、にじます養殖などの産業が盛んである。また、	・時点更新

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由																														
		<p>ミネラルウォーターの生産量は山梨県が1位、静岡県が2位で富士川流域が全体の約半分を占めている。</p> <p>表 1 流域関連市町村内産業別人口構成表（令和2年（2020年））</p> <p>（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>第一次 産業</th> <th>第二次 産業</th> <th>第三次 産業</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野</td> <td>3,225</td> <td>3,660</td> <td>6,870</td> <td>13,755</td> </tr> <tr> <td>山梨</td> <td>27,452</td> <td>92,642</td> <td>231,061</td> <td>351,155</td> </tr> <tr> <td>静岡</td> <td>12,827</td> <td>169,994</td> <td>311,042</td> <td>493,863</td> </tr> <tr> <td>計 実 数</td> <td>43,504</td> <td>266,296</td> <td>548,973</td> <td>858,773</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>5.1</td> <td>31.0</td> <td>63.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：国勢調査報告から算出）</p> <p>表 2 流域関連市町村内産業別人口構成表（平成17年（2005年））</p> <p>（単位：人）</p>	県	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業	計	長野	3,225	3,660	6,870	13,755	山梨	27,452	92,642	231,061	351,155	静岡	12,827	169,994	311,042	493,863	計 実 数	43,504	266,296	548,973	858,773	割合（%）	5.1	31.0	63.9	100.0	
県	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業	計																													
長野	3,225	3,660	6,870	13,755																													
山梨	27,452	92,642	231,061	351,155																													
静岡	12,827	169,994	311,042	493,863																													
計 実 数	43,504	266,296	548,973	858,773																													
割合（%）	5.1	31.0	63.9	100.0																													

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）					変更理由																									
		県	第一次産業	第二次産業	第三次産業	計																										
		長野	4,116	4,491	6,651	15,258																										
		山梨	36,384	104,340	217,043	357,767																										
		静岡	16,105	178,145	300,265	494,515																										
		計	実数	56,605	286,976	523,959	867,540																									
			割合 (%)	6.5	33.1	60.4	100.0																									
(出典：国勢調査報告から算出)																																
<table border="1"> <caption>单位 桃、葡萄、にじます : t ミネラルウォーター : KL</caption> <thead> <tr> <th>産業</th> <th>静岡県</th> <th>山梨県</th> <th>長野県</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桃</td> <td>933</td> <td>623</td> <td>589</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>葡萄</td> <td>32,000</td> <td>1,735,000</td> <td>426,000</td> <td>1,791,000</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>623</td> <td>451,000</td> <td>428,000</td> <td>476,000</td> </tr> <tr> <td>ミネラルウォーター</td> <td>933</td> <td>1,735,000</td> <td>426,000</td> <td>1,791,000</td> </tr> </tbody> </table>								産業	静岡県	山梨県	長野県	その他	桃	933	623	589	2,317	葡萄	32,000	1,735,000	426,000	1,791,000	にじます	623	451,000	428,000	476,000	ミネラルウォーター	933	1,735,000	426,000	1,791,000
産業	静岡県	山梨県	長野県	その他																												
桃	933	623	589	2,317																												
葡萄	32,000	1,735,000	426,000	1,791,000																												
にじます	623	451,000	428,000	476,000																												
ミネラルウォーター	933	1,735,000	426,000	1,791,000																												
<p>出典：令和5年度農林水産省統計情報（桃、葡萄、にじます）</p> <p>出典：令和5年日本ミネラルウォーター協会 統計資料（ミネラルウォーター）</p> <p>図-5 流域関連市町村の主な産業</p>																																
19	なお、静岡県全域と山梨県の 峠北地域の一部を除き、東海地震に係る地震防災対策強化地域として昭和 54 年に指定され、平成 14 年																															

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	に想定震源域見直しにより、静岡県全域と山梨県のほぼ全域が指定され、富士川流域のほとんどがそれに含まれている。一方、東名高速道路や東海道新幹線等東京と関西方面等を結ぶ幹線交通機関は、すべて富士川を渡河している。		て 118 へ移動 ・ 交通 網にう いて 6 へ移動

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
20	 <p>図-1.1.1 富士川流域図</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>流域図を6へ移動</li> <li>大臣管理区間縦断図について223に移動</li> </ul>

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>富士川中下流部 縦断図</p> <p>富士川中下流部 縦断図</p> <p>標高 (T.P.m)</p> <p>計画高水位 現況堤防高左岸 現況堤防高右岸 計画堤防高 現況平均河床高</p> <p>滝木 塩井 川之川 沢合 雉谷 十許 滝合 万葉 未来 芝 川合 松野 合流点 水位標 橋</p> <p>※1 ( )の箇は河口からの距離を示す。</p> <p>図-1.1.2 富士川大臣管理区間縦断図</p>		

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>金無川 縦断図</p> <p>図-1.1.3 金無川大臣管理区間縦断図</p>		

	富士川河川整備計画（現行）	富士川河川整備計画（変更案）	変更理由
	<p>笛吹川 縦断図</p> <p>図-1.1.4 笛吹川大臣管理区間縦断図</p>		

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
21	第2節 河川整備の現状と課題 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	1.2 治水の沿革	・目次 修正
22	<p>日本を代表する急流河川である富士川は、古くから水害に悩まされ、万力林等の水害防備林や武田信玄が甲府盆地を水害から守るため築いたとされる信玄堤及び霞堤等による独自の治水対策が施されてきた。下流部においても、江戸時代の代官である古郡氏が三代に渡って完成させた雁堤があり、これらの施設は現在においても、その治水機能を發揮しており、さらに川と人とのふれあいの場としての機能を含め、一層の保全と利用が強く望まれている。</p> <p>また、富士川の代表的な伝統的治水工法として聖牛及び霞堤が現存している。聖牛は堤防に対する洪水の侵食力を弱める機能を發揮することにより、また、数多く現存する霞堤は洪水の下流への流出量を緩和する機能や堤内地を二重に守る機能を發揮することにより、それぞれ洪水時の被害軽減や安全性向上の役割を果たしている。</p>		・17に 移動
23	富士川水系の近代的な治水事業については、明治40年、同43年の洪水により、清水端及び松岡地点における計画高水流量をそれぞれ5,600m <sup>3</sup> /s 及び 9,800m <sup>3</sup> /s とする改修計画が決定され、大正10年から直轄事業として富士川下流部、釜無川及び笛吹川において河道掘削、	富士川の近代的な治水事業は、明治40年 (1907年)、明治43年 (1910年) の洪水により、清水端及び松岡を基準地点とし、計画高水流量をそれぞれ 5,600m <sup>3</sup> /s 及び 9,800m <sup>3</sup> /s とする富士川改修計画を大正9年 (1920年) に策定し、大正10年 (1921年) から直轄事	・表現 の適正化

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	築堤、護岸等の工事に着手した。さらに、昭和33年からは富士川中流部においても築堤、護岸等の整備に着手し、昭和41年には、一級水系の指定がなされ、同年に基準地点の基本高水のピーク流量を清水端5,600m <sup>3</sup> /s、松岡9,800m <sup>3</sup> /sとし、これを河道に配分する工事実施基本計画を策定した。	業として工事に着手し、富士川下流部、上流部及び笛吹川において、河道掘削、築堤、護岸等の工事に着手した。さらに、昭和33年(1958年)からは富士川中流部においても築堤、護岸等の工事に着手した。	
24		昭和39年(1964年)の新河川法施行に伴い、大正9年(1920年)の富士川改修計画を踏襲し、昭和41年(1966年)に富士川水系工事実施基本計画を策定した。	・工事実施基本計画について追記
25	その後、流域の開発等にかんがみ、昭和49年に基準地点清水端及び北松野における基本高水のピーク流量をそれぞれ8,800m <sup>3</sup> /s及び16,600m <sup>3</sup> /sとし工事実施基本計画を改定した。同年、静岡県が昭和44年に着手した沼川水系支川潤井川から富士川への分流を行う星山放水路の完成に伴い、沼川水系を富士川水系に編入した。	その後、昭和34年(1959年)8月洪水等の被害や流域の開発等を鑑み、基準地点である清水端及び北松野における基本高水のピーク流量をそれぞれ8,800m <sup>3</sup> /s及び16,600m <sup>3</sup> /sとし、これを計画高水流量として昭和49年(1974年)に工事実施基本計画を改定した。さらに、静岡県が施工した沼川水系支川潤井川から富士川への分流を行う星山放水路の完成に伴い昭和49年(1974年)に沼川水系を富士川水系に編入した。	・表現の適正化
26	富士川の戦後最大洪水である昭和57年8月台風10号による洪水では、堤防の洗掘、内水による湛水、無堤地区における外水氾濫による家屋浸水等の被害に加え、河床洗掘により富士川下流部にかかる東海道	昭和57年(1982年)8月台風第10号による洪水では、堤防の洗掘、内水地区の湛水、無堤地区での浸水等に加え、局所洗掘により	・表現の適正化

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	本線富士川鉄橋等の橋梁が流失した。また、流出土砂が河道に著しく堆積した。	東海道本線富士川鉄橋等橋梁の流失も発生した。また崩壊土砂が河道に流出し著しく堆積した。	
27	平成 15 年 2 月に今後の河川整備の基本となるべき事項を定めた富士川水系河川整備基本方針を策定し、基本高水については昭和 34 年 8 月、昭和 57 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、基準地点清水端及び北松野における基本高水のピーク流量をそれぞれ $8,800\text{m}^3/\text{s}$ 及び $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。	平成 9 年 (1997 年) の河川法改正に伴い、平成 15 年 (2003 年) 2 月に策定した富士川水系河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量、計画高水流量を、基準地点清水端及び北松野においてそれぞれ $8,800\text{m}^3/\text{s}$ 及び $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。	・表現の適正化
28	こうした洪水被害に対し、河道掘削、築堤整備の進捗にもかかわらず戦後最大規模の洪水を安全に流下しえない箇所が残っている。なお、平成 17 年 3 月現在、大臣管理区間全体において約1割の区間で戦後最大規模の洪水流量を安全に流下しえない状況となっている。		・ 64 へ 移動
29	また、富士川は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しい河床洗掘を生じる区間もあり、洪水時の河床変動はきわめて複雑であり、洪水規模の大小にかかわらず堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが発生し、破堤等の重大な災害を生ずるおそれがある。近年においては、昭和 34 年 8 月洪水で笛吹川及び釜無川において破堤に至るとともに、平成 15 年 8 月の小規模洪水では、釜無川において比較的低い水位にもかかわらず堤脚部に達する洗掘が生じたことから緊急的な復旧対策を実施している。こう		・侵食対策について 65 へ移動 ・堤防整備状況につ

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	した急激な洗掘に対し、特に甲府盆地南西部の天井川区間において十分な対策をとる必要がある。		いて 67 移動

富士川河川整備計画(現行)		富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由																	
表-1.2.1 富士川水系大臣管理区間堤防整備状況(平成17年3月現在)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th colspan="4">堤防延長(km)</th> <th rowspan="2">山村区間 延長(km)</th> <th rowspan="2">合計(km)</th> </tr> <tr> <th>堤防延長</th> <th>完成堤防 延長</th> <th>暫定堤防 延長</th> <th>未施工 延長<sup>①</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川</td> <td>173.9 (100%)<sup>②</sup></td> <td>72.0 (41%)</td> <td>75.4 (43%)</td> <td>26.5 (16%)</td> <td>66.7</td> <td>240.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>*① 旧堤及び無堤箇所、*② ( ) は堤防延長に対する割合</p>		水系名	堤防延長(km)				山村区間 延長(km)	合計(km)	堤防延長	完成堤防 延長	暫定堤防 延長	未施工 延長 <sup>①</sup>	富士川	173.9 (100%) <sup>②</sup>	72.0 (41%)	75.4 (43%)	26.5 (16%)	66.7	240.6	
水系名	堤防延長(km)				山村区間 延長(km)	合計(km)														
	堤防延長	完成堤防 延長	暫定堤防 延長	未施工 延長 <sup>①</sup>																
富士川	173.9 (100%) <sup>②</sup>	72.0 (41%)	75.4 (43%)	26.5 (16%)	66.7	240.6														
図-1.2.1 甲府盆地南西部横断模式図																				
写真-1.2.1 昭和34年8月洪水状況(笛吹川)																				
写真-1.2.2 昭和57年8月洪水状況(富士川・釜無川)																				

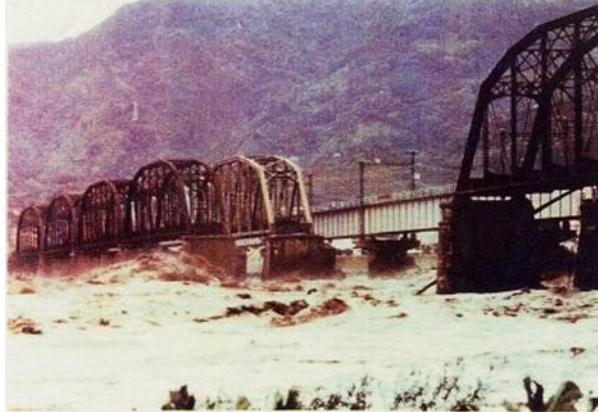
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
30		<p>また、平成 18 年（2006 年）9 月には富士川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定し、整備計画の目標流量は戦後最大規模の洪水（富士川、釜無川については昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、笛吹川については昭和 34 年（1959 年）8 月洪水）を安全に流下することとし、基準地点清水端及び北松野においてそれぞれ <math>6,800\text{m}^3/\text{s}</math> 及び <math>14,300\text{m}^3/\text{s}</math> とした。</p> <p>さらに、令和 7 年（2025 年）3 月に気候変動を踏まえて富士川水系河川整備基本方針を変更し、将来予測される降雨量の増加等を考慮した結果、基本高水のピーク流量及び計画高水流量ともに基準地点清水端で <math>10,200\text{m}^3/\text{s}</math>、北松野で <math>21,500\text{m}^3/\text{s}</math> とした。</p>	・整備計画および基本方針について追記
31		<p>富士川の主要な事業としては、釜無川と笛吹川の合流方式の改築を行うため、<sup>せわりてい</sup>を両河川の間に背割堤を設け、合流点を従来よりも約 2.7 km 下流に下げるとともに築堤・護岸等の工事に大正 9 年（1920 年）から実施し、昭和 5 年（1930 年）までに完成させた。</p> <p>甲府盆地唯一の水の出口である禹之瀬地区（<sup>うのせ</sup><sup>ちく</sup>山梨県南巨摩郡みなみこまぐん <sup>ふじかわちょう</sup>富士川町及び山梨県西八代郡市川三郷町）は、これまでも洪水のたびに浸水被害になやまされてきた。</p> <p>昭和 57 年（1982 年）8 月台風第 10 号や台風第 18 号による禹之瀬地区及び上流域を中心とした浸水被害を受けたことから、禹之瀬地区の川幅を広げることにより禹之瀬地区及びその上流域での洪水時の水位低下を図る禹之瀬地区河道整正事業を昭和 62 年（1987 年）</p>	・主要な事業について追記 ・高潮堤防について 58 から移動 ・禹之瀬地区河

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>から実施し、平成 7 年（1995 年）に完成した。さらに、禹之瀬地区の上流に位置する地盤高が低い船場・白子地区（現山梨県山梨県南巨摩郡富士川町）の堤内地盤を嵩上げすることにより洪水被害の解消を図った。</p> <p>他にも甲府盆地の南部に位置し、大小 30 以上の河川が複雑に合流し、天井河川と低地河川が交差する全国でも特異な地域である増穂地区（山梨県南巨摩郡富士川町）において、沿川地区の都市化の進展を踏まえた、山梨県の流入支川の計画流量の見直しに合わせて、富士川右岸堤の引堤により流下能力の向上を図る工事を平成 10 年（1998 年）から平成 13 年（2001 年）に実施した。</p> <p>なお、下流では昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風、昭和 41 年（1966 年）の台風第 26 号により大きな被害を受けたことから、昭和 55 年（1980 年）から平成 10 年（1998 年）にかけて、高潮堤防を整備した。</p>	道整備 事業について 59 から 移動 ・引堤事業について 61 から移動
32		富士川流域における過去の主な洪水は以下の通りである。	・過去の主な洪水を追記
33		<p>(1) 明治 40 年（1907 年）8 月洪水</p> <p>明治 40 年（1907 年）8 月洪水は、台風によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 261mm を記録し、清水端</p>	・過去の主な

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>地点の流量は約 <math>9,000\text{m}^3/\text{s}</math> と推定される。</p> <p>この洪水により、堤防決壊・破損が約 125km に及び、山梨県内では死者 115 人、家屋の全壊・半壊・流失 9,597 戸の被害が発生した。</p>	洪水を追記
34		<p>(2) 明治 43 年 (1910 年) 8 月洪水</p> <p>明治 43 年 (1910 年) 8 月洪水は、台風によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 248mm を記録した。</p> <p>この洪水により、釜無川・笛吹川・<sup>あし</sup>芦川の合流点等の複数地点で堤防決壊し、山梨県内では床上浸水 1,795 戸、床下浸水 1,572 戸の被害が発生した。</p>	・過去の主な洪水を追記
35		<p>(3) 昭和 22 年 (1947 年) 9 月洪水</p> <p>昭和 22 年 (1947 年) 9 月洪水 (カスリーン台風) は、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 292mm を記録した。</p> <p>この洪水により、山梨県内では死者 13 人、道路や橋梁の被災が発生した。</p>	・過去の主な洪水を追記
36		<p>(4) 昭和 34 年 (1959 年) 8 月洪水</p> <p>昭和 34 年 (1959 年) 8 月洪水は、台風第 7 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間日雨量 135mm、清</p>	・過去の主な

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>水端地点では計画高水位程度の水位であり、流量は <math>5,800\text{m}^3/\text{s}</math> を記録した。</p> <p>この洪水により、山崩の土砂と流木が一挙に河川に流れ込み、 にらききし 韮崎市や山梨市等数か所で堤防決壊や護岸欠損し、山梨県内では死傷者 851 人、家屋の全壊・半壊・流失 6,536 戸の被害が発生した。</p>  <p>写真 1 笛吹川左岸決壊</p>	洪水を 追記
37		<p>(5) 昭和 41 年 (1966 年) 9 月洪水</p> <p>昭和 41 年 (1966 年) 9 月洪水は、台風第 26 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 87mm、清水端地点の流量は <math>3,200\text{m}^3/\text{s}</math> を記録した。</p> <p>この洪水により、数か所で堤防決壊し、山梨県内では死傷者 224 人、流域全体で、家屋の全壊 122 戸、床上浸水 1,676 戸、床下浸水 4,714 戸の被害が発生した。</p>	・過去 の主な 洪水を 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
38		<p>(6) 昭和 57 年 (1982 年) 8 月洪水</p> <p>昭和 57 年 (1982 年) 8 月洪水は、台風第 10 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 151mm、清水端地点の流量は約 <math>6,800\text{m}^3/\text{s}</math> を記録した。</p> <p>この洪水により、山梨県内では死傷者 35 人、流域全体で、家屋の全壊・半壊・流失 46 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 632 戸の被害が発生した。</p>  <p>写真 2 昭和 57 年 (1982 年) 堤防侵食の様子</p>	・過去 の主な 洪水を 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		 <p>写真 3 昭和 57 年 (1982 年) JR 富士川鉄橋の落橋</p>	
39		<p>(7) 昭和 58 年 (1983 年) 8 月洪水</p> <p>昭和 58 年 (1983 年) 8 月洪水は、台風第 5 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 112mm、清水端地点の流量は <math>3,500\text{m}^3/\text{s}</math> を記録した。</p> <p>この洪水により、山梨県内では死傷者 24 人、流域全体で、床上浸水 142 戸、床下浸水 1,762 戸の被害が発生した。</p>	・過去 の主な 洪水を 追記
40		<p>(8) 平成 3 年 (1991 年) 9 月洪水</p> <p>平成 3 年 (1991 年) 9 月洪水は、台風第 18 号と台風の影響を受けた秋雨前線によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 125mm、清水端地点の流量は <math>3,800\text{m}^3/\text{s}</math> を記録し</p>	・過去 の主な 洪水を 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>た。</p> <p>この洪水により、山梨県内では死傷者 3 人、流域全体で、床上浸水 103 戸、床下浸水 694 戸の被害が発生した。</p>	
41		<p>(9) 平成 23 年 (2011 年) 9 月洪水</p> <p>平成 23 年 (2011 年) 9 月洪水は、台風第 15 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 126mm、清水端地点の流量は <math>4,100\text{m}^3/\text{s}</math> を記録した。</p> <p>この洪水により、釜無川や笛吹川において河岸侵食が発生した。</p>  <p>写真 4 笛吹川 小石和地先</p>	・過去 の主な 洪水を 追記
42		<p>(10) 平成 29 年 (2017 年) 10 月洪水</p> <p>平成 29 年 (2017 年) 10 月洪水は、台風第 21 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 93mm、清水端</p>	・過去 の主な

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>地点の流量は <math>3,300\text{m}^3/\text{s}</math> を記録したが、この洪水による流域内の被害は発生しなかったが、富士川において、護岸の崩落・流出が発生した。</p>  <p>写真 5 富士川 西島地先</p>	洪水を 追記
43		<p>(11) 令和元年（2019年）10月洪水 令和元年（2019年）10月洪水は、令和元年東日本台風（台風第19号）により、清水端上流域における流域平均12時間雨量181mm、清水端地点の流量は <math>4,100\text{m}^3/\text{s}</math> を記録し、富士川にも大きな降雨をもたらした。</p>	・過去 の主な 洪水を 追記

富士川河川整備計画(現行)

富士川河川整備計画 (変更案)

変更  
理由



写真 6 釜無川 下條東割地先

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画（変更案）

## 变更 理由

表-1.2.2 富士川の主な洪水と被害

洪水年月日	原因	流域平均 2日雨量 (mm)		実績最大流量 (m <sup>3</sup> /s) *推定値		被害状況	
		清水端		北松野			
		清水端	北松野	清水端	北松野		
昭和 40 年 8 月 22～26 日	台風	261	287	*約 9,066	*約 17,096	【山梨県内】 死者 115 人、傷者 148 人、家屋全壊、半壊 4,459 戸、床上浸水 1026 戸、下水浸水 4249 戸、堤防決壊・被積砂 125km、漏電柱 16 本、架空電線 1 本、被災 441km、田畠の泥流埋没、浸水、堤防 12 門町	
昭和 43 年 8 月 9～10 日	台風	248	296	—	—	【山梨県内】 防護堤調査による 10 人を殺す死者、甲府市で床上浸水 1795 戸、床下浸水 1572 戸、轟雷（空襲無）、下部及び北山（飯田市）、幸田山（笛吹川）河岸の堤防点防波堤の崩壊	
昭和 46 年 8 月 29 日	台風	85	108	—	—	【山梨県内】 死者行方不明 44 人、傷者 28 人、家屋倒壊 68 戸、床上浸水 1146 戸、川側の赤井川路、浸水、冠水、4786 戸町	
昭和 47 年 9 月 14 日	カスミー ン台風	292	325	—	—	【山梨県内】 死者 13 人、道路・橋梁被災	
昭和 48 年 8 月 14 日	7 号台風	254	302	5,712	*約 9,000	【山梨県内】 死者 851 人、行方不明 33 人、家屋全壊 1 本、半壊・被災 1636 戸、床上浸水 14495 戸、山梨市教歎数野において決壊	
昭和 49 年 9 月 26 日	15 号台風	129	136	2,068	—	【山梨県内】 死者 10 人、行方不明 1 人、家屋全壊 1 戸、倒壊 166 戸、床上浸水 1630 戸	
昭和 50 年 6 月 23～26 日	梅雨前線	260	308	3,171	8,798	【山梨県内】 死者 10 人、行方不明 1 人、床上浸水 391 戸、床上浸水 3227 戸、浸水堤防 3997m、堤防決壊 1 戸	
昭和 51 年 9 月 25 日	26 号台風	137	236	3,199	*約 5,800	【山梨県内】 死者 22 人、行方不明 32 人、今治川流域、家屋倒壊 122 戸、床上浸水 1676 戸、床下浸水 4714 戸、津波浸水 1717m、船舶の沈没 217m	
昭和 47 年 9 月 17 日	20 号台風	156	213	2,160	4,077	【山梨県内】 死者 12 人、全壊 1 戸、半壊 19 戸、床上浸水 2,160 戸、床下浸水 2208 戸、漏電柱倒壊 109 戸、床上浸水 366m	
昭和 54 年 10 月 19 日	20 号台風	127	175	1,956	8,773	【山梨県内】 死者 4 人、負傷者 28 人、全壊 1 戸、床上浸水 1092 戸、床下浸水 296 戸、漏電柱倒壊 108 戸、床上浸水 366m	
昭和 57 年 8 月 2～3 日	10 号台風	283	341	*約 6,800	*約 14,300	【山梨県内】 死者 7 人、負傷者 28 人、全壊 1 戸、床上浸水 522 戸、床下浸水 632 戸、漏電柱倒壊 4113m、床上浸水の被浸水 161m	
昭和 58 年 8 月 15～16 日	5・6 号 台風	293	368	3,358	*約 6,100	【山梨県内】 死者 2 人、負傷者 1 人、床上浸水 142 戸、床下浸水 142 戸、漏電柱倒壊 5,191 戸、床上浸水 1,365m、床上浸水の被浸水 181m	
昭和 60 年 6 月 26～7 月 1 日	6 号台風	159	207	*約 4,280	9,139	【山梨県内】 死者 1 人、負傷者 2 人、全壊 1 戸、床上浸水 102 戸、床下浸水 694 戸、漏電柱倒壊 4028m、床上浸水の被浸水 25m	
平成 3 年 9 月 19 日	18 号台風 秋雨前線	163	215	3,223	12,396	【山梨県内】 死者 1 人、負傷者 2 人、床上浸水 1 戸、床上浸水 102 戸、床下浸水 694 戸、漏電柱倒壊 4028m、床上浸水の被浸水 25m	
平成 10 年 9 月 14～17 日	5 号台風	169	205	2,867	7,052	【山梨県内】 死者 1 人、負傷者 0 人、床上浸水 203 戸、床上浸水 661 戸、漏電柱倒壊 510m	
平成 12 年 9 月 11～12 日	秋雨豪雨	218	246	2,741	6,968	【山梨県内】 死者 1 人、負傷者 0 人、床上浸水 205 戸、床上浸水 147 戸、漏電柱倒壊 510m	
平成 13 年 9 月 9～11 日	15 号台風	191	242	2,149	4,786	【山梨県内】 死者 0 人、負傷者 0 人、床上浸水 202 戸、床上浸水 5 戸	

出典：山梨県水害史：明治 40 年 8 月、昭和 43 年 8 月洪水被害、富士山雪水害調査報告書；昭和 10 年 8 月、昭和 22 年 9 月法水被害、高水還押：昭和 34 年 8 月、9 月及び昭和 36 年 6 月～平成 13 年 9 月洪水時の人の被害、水害統計；昭和 34 年 6 月～平成 12 年 9 月の山梨の水害、山梨の水害。

表 3 富士川の主な洪水と被害

洪水 年月日	原因	流域平均 2日雨量(mm)		流域平均 12時間雨量(mm)		実績最大流量(m <sup>3</sup> /s)	被害状況	
		清水端	北松野	清水端	北松野			
		清水端	北松野	清水端	北松野			
M40.8.22	台風	261	287		—	—	[山梨県内] 死者 115 人、傷害 148 人 家屋全壊・半壊・破損・流失 9597 戸、床上浸水 10207 戸、床下浸水 4249 戸、堤防決壊・破損約 125km、道路流出及び埋没・破損約 441km、田畠の流出浸没・浸水、冠水 712 町歩	
M43.8.9	台風	248	296		—	—	[山梨県内] 御勝筋流域による 10 人を超える死者、床上浸水 1795 戸、床下浸水 1572 戸、垂野（足無川）、下部谷及び石和（笛吹川）、釜無川、笛吹川、芦川合流点付近の堤防決壊	
S10.8.29	台風	85	108		—	—	[山梨県内] 死者行方不明 44 人、傷害 26 人、家屋流出 68 戸、床上浸水 11 戸、田畠の流出浸没・浸水、冠水、4786 町歩	
S22.9.14	台風第 9 号	292	325		—	—	[山梨県内] 死者 13 名、道路・橋被災	
S34.8.11	台風第 7 号	254	302	135	171	5,800	9,800	[山梨県内] 死傷者 851 人、行方不明 33 人、家庭全壊・半壊・流出 6536 戸、家屋浸水 14495 戸、山・市・埼玉市他数カ所において決壊
S36.6.26	梅雨前線	260	308	128	131	3,200	6,800	[山梨県内] 死傷者 10 人、行方不明 1 人 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸・半壊 13 戸、床上浸水 391 戸、床下浸水 3227 戸、水面浸食 395ha
S41.9.23	台風第 26 号	156	193	87	106	3,200	5,400	[山梨県内] 死傷者 224 人、行方不明 82 人 [全流域内] 家屋全壊 12 戸、床上浸水 1676 戸、床下浸水 4714 戸、農地浸水 1717ha、宅地その他浸水 2117ha
S47.9.14	台風第 20 号	156	213	81	112	2,500	4,100	[山梨県内] 死傷者 18 人 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 62 戸、農地浸水 375ha、宅地その他浸水 2ha
S54.10.17	台風第 20 号	127	176	91	134	2,000	8,800	[山梨県内] 死傷者 4 人 [全流域内] 家屋全壊流出 7 戸、半壊 19 戸、床上浸水 1092 戸、床下浸水 2208 戸、農地浸水 182ha、宅地その他浸水 366ha
S57.8.2	台風第 10 号	283	341	151	187	6,800	14,300	[山梨県内] 死者 7 名、傷害者 28 名 [全流域内] 家屋全壊流出 2 戸、半壊 20 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 6 戸、農地浸水 4113ha、宅地その他浸水 164ha
S58.8.14	台風第 5 号 台風第 6 号	314	362	112	124	3,500	8,900	[山梨県内] 死者 2 名、傷害 22 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 142 戸、床下浸水 179 戸、農地浸水 1367ha、宅地その他浸水 181ha
S60.6.28	台風第 6 号	159	207	83	124	3,100	9,200	[山梨県内] 死者 1 名、傷害者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 1 戸、床上浸水 37 戸、床下浸水 135 戸、農地浸水 121ha、宅地その他浸水 25ha
H3.9.17	台風第 18 号 秋雨前線	163	215	125	180	3,800	12,500	[山梨県内] 死者 1 名、傷害者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 2 戸、床上浸水 103 戸、床下浸水 694 戸、農地浸水 402ha、宅地その他浸水 56ha
H10.9.13	台風第 5 号	169	204	155	189	2,900	7,400	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 床上浸水 35 戸、床下浸水 147 戸、農地浸水 54ha
H12.9.9	秋雨豪雨	191	228	123	141	2,900	7,300	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 203 戸、床下浸水 661 戸、農地浸水 51ha
H13.9.8	台風第 15 号	218	250	94	114	2,300	4,700	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸
H23.9.19	台風第 15 号	188	257	126	176	4,100	10,700	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災 3 備所、天然護岸被災箇所 3 備所
H29.10.20	台風第 21 号	175	213	93	113	3,300	6,600	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災 2 備所
R1.10.10	台風第 19 号	262	316	181	223	4,100	11,200	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災 3 備所、天然護岸被災 14 備所

- ・12時  
間雨量  
を追加
- ・近年  
の洪水  
を追加

44

45

39

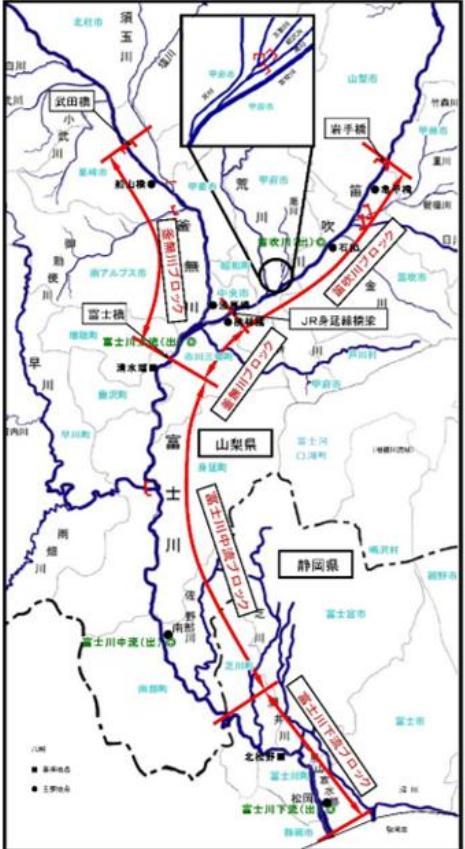
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
46		<p>富士川水系における水利用については、砂礫土壌の扇状地であるため河川水が伏流しやすく、常に深刻な水不足となっていた。そのため古くから独特の用水慣行が生まれ、戦国時代には武田信玄が御勅使川の扇状地上の荒地に用水を引いたという歴史もある。</p> <p>また、金川（御坂町（現笛吹市）付近）においては、かんがい用水の絶対量不足から水争いが絶えず、時水制度や分水制度などの習俗が生まれ、茅ヶ岳山麓の明野村（現北杜市）においては、地形的に涸沢が多く、伏流水の湧出もごくわずかで、土壌は厚い火山性のローム層に覆われ、湧泉もないため水飢饉常習地帯であった。</p> <p>江戸時代（1600 年代）になり新田開発が盛んになると用水堰が次々と切り開かれた。現在の韮崎市円野町の釜無川右岸には御勅使川扇状地の用水不足解消を目的とする徳島堰が切り開かれ、塩川流域の茅ヶ岳山麓では塩川の水により茅ヶ岳山麓の原野を潤すため血と汗の大工事により長い年月をかけて浅尾堰、穂坂堰、両村堰、上神取堰、楯無堰等が切り開かれ、後に浅尾堰と穂坂堰が直結されて朝穂堰が生まれた。</p> <p>明治後期になると富士川中流域では急峻な地形を利用して、明治33年（1900 年）に運用を開始した東京電力株式会社の芦川第一発電所を初めとして、水力発電による水利用が実施された。</p>	・利水の沿革を追加

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
47		富士川の利水は、農業用水及び発電用水が主で水道用水、工業用水は大半を地下水に依存している。	・利水の沿革を追加
48		富士川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、平成 15 年（2003 年）の河川整備基本方針策定時には、河川及び流域に関する水循環機構の実態を明らかにして決定するとしていたが、令和 5 年（2023 年）に富士川全川における維持流量を設定し、令和 7 年（2025 年）の河川整備基本方針変更時に、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点において、かんがい期に概ね $22\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね $13\text{m}^3/\text{s}$ と定めた。（かんがい期は 4 月から 10 月、非かんがい期は 11 月から 3 月とする）	・正常流量について追記
49		近年の渇水の状況としては、昭和 62 年（1987 年）、平成 2 年（1990 年）、平成 6 年（1994 年）、平成 8 年（1996 年）、平成 25 年（2013 年）に瀕切れが発生しており、甲府盆地の各地の井戸枯れなど利水へも影響があった。 取水源の枯渇は、井戸取水によるものがほとんどであり、被害は飲料水の断水、制限等が主であり対策としては工業用水の取水制限要請などの緊急対策と、取水源確保として自家井戸から簡易水道への切り替えといった地下水確保対策が主となっている。	・渇水について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		一方、河川水量の枯渇による障害は、瀬切れによる魚のへい死が報告されている。特に、平成 2 年（1990 年）釜無川での瀬切れにおいては、数万匹の川魚が酸欠や水温上昇が原因で大量死し、生態系等への影響が懸念された。	
50		1.4 河川環境の沿革	・目次 修正
51		富士川は多量の土砂生産を伴う脆弱な山地を擁するとともに大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 と急流河川であることから土砂の堆積や洗掘が著しく、濁筋が変動しやすい砂礫河道が河口まで連なっており、河道に生育する植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返している。こうして形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。	・河川 環境の 沿革に ついて 追記
52		水質については、市街地から流入する汚濁負荷量の影響を受け環境基準値を上回っていた笛吹川合流点下流の富士橋及び笛吹川下流部についても、下水道の普及率があがると共に改善され、平成 19 年（2007 年）以降は概ね BOD75% 値の環境基準を達成している。 昭和 33 年（1958 年）に設立された、関東南部地区水質汚濁防止調査連絡協議会（現：関東地方水質汚濁対策連絡協議会）へ昭和 53	・水質 について 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		年（1978年）に山梨県が加入し、関東地方建設局（現：関東地方整備局）を含む関係機関は水質汚濁の情報交換を行ってきた。平成15年（2003年）には富士川部会を設立し、公共用水域に関する水質の実態調査、汚濁の過程研究、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図ることを目的として活動している。	
53		河川空間の利用と保全に関しては、レクリエーション空間の確保、自然環境の保全等の河川環境に対する要請が増大し、かつ多様化してきたことを受け、河川空間の適正な利用を図ることが緊急かつ重要な課題となり、昭和40年（1965年）に河川敷地占用許可準則が制定された。	・河川 空間の 利用と 保全に ついて 追記
54		これらを背景として、富士川大臣管理区間においては、平成2年（1990年）に富士川水系河川環境管理基本計画を策定し、これまでも治水及び利水との調和及び優れた景観保全に努めつつ河川整備を進めてきた。同じく平成2年（1990年）より、河川環境の整備と保全を適切に推進するため定期的、継続的、統一的に河川に関する基礎情報の収集整備を図る「河川水辺の国勢調査」が実施されるようになった。 また、富士川では、高水敷に植生が繁茂し、安心して水辺まで近づける場所や、水辺とふれあえる場所が不足していたため、河川利	・河川 環境整 備事業 につい て追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		用推進のため水辺拠点の整備として、田富町水辺の楽校（山梨県 中央市）、双葉地区水辺環境整備（山梨県甲斐市）、増穂地区水辺 環境整備（山梨県南巨摩郡富士川町）、大規模治水歴史公園整備（山 梨県南アルプス市、甲斐市、韋崎市）、鰍沢河岸跡公園整備（山梨 県南巨摩郡富士川町）などの河川環境整備事業を実施した。	
55		2. 河川整備の現状と課題 2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する 現状と課題	・目次 修正
56	本項では富士川大臣管理区間について、地形の状況、整備の現状、 各出張所の管理区間等を考慮し、図-1.2.2 に示すとおり、富士川下流、 富士川中流、釜無川、笛吹川の4ブロックに分けて河道整備に関する現 状と課題を整理した。		・整備 区間に ついて 148、 149 に移 動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
57			
58	<p>1富士川下流ブロック</p> <p>河口から山梨県境に至る区間を富士川下流ブロックと呼ぶ。この区間における富士川は、約 1/170 の河床勾配で駿河湾に注いでいる。その川幅は富士川橋下流から急激に広がり、河口部においては約 2,000m に</p>		<p>・河川の特徴について 13 に</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>及んでいる。また、左岸側に富士市の密集市街地を擁している。</p> <p>富士川下流ブロックにおいては、戦後最大の洪水である昭和 57 年 8 月洪水で浸水被害があった地区の整備が平成 11 年度までに完了し、高潮堤防については平成 10 年度に整備が完了している。</p> <p>しかし、急流河川であり、近年では、平成 15 年の洪水で河岸侵食の災害が起きており、また、東海地震による被害が懸念されることから被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。</p> <p>また、震災時には市街地(堤内地)の一般道が通行不能となり、災害復旧物資の輸送が困難となることが想定されるため、河川敷内を利用して、河川管理施設及び沿川地域等の復旧活動時の輸送路の確保が必要である。</p> <p>なお、緊急用河川敷道路については、平成 17 年 3 月現在までに、左岸側約 1,900m の整備を実施している。</p>		移動 ・高潮 堤防に ついて 31 へ移 動・ 拠点整 備につ いて 65 へ移動

富士川河川整備計画(現行)

富士川河川整備計画 (変更案)

変更  
理由



写真-1.2.3 沿川に市街地が隣接する富士川河口部  
<日本一深い駿河湾に面し、高潮の影響が大きい。>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	<p>図-1.2.3 緊急用河川敷道路の位置図</p>		
59	<p>2富士川中流ブロック</p> <p>静岡県境から富士橋(山梨県市川三郷町及び鮎沢町)に至る区間を富士川中流ブロックと呼ぶ。山間狭窄部を流下する富士川の河床勾配は早川合流点より上流が約1/450、下流が約1/220であり、また、合流する早川は、非常に土砂生産量が多い支川である。</p> <p>戦後最大洪水である昭和57年8月洪水では、住宅等が浸水する被害</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の特徴について7へ移動</li> <li>・宅地</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>が発生し、堤防整備及び宅地嵩上げ事業を実施中である。</p> <p>また、急流河川であり、平成 16 年 10 月の洪水で、護岸が崩落する災害が起きていることと東海地震による被害が懸念されることから被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。</p> <p>さらに、富士川中流ブロックの河川管理用通路は 山間狭窄部で連続しておらず、富士川沿いの国道 52 号や主要地方道富士川身延線等の交通幹線を利用している。しかし、地質構造が脆弱なため、土砂災害発生の懸念があり降雨量が一定基準に達すると通行止めとなることから、樋管操作や水防活動等に支障が生じる場合がある。このような場合においても、洪水状況等の把握をおこない適切に河川管理を行うため、情報網の整備が必要である。</p>		<p>嵩上げ 事業に ついて 31 へ移 動</p> <p>・拠点 整備に ついて 65 へ移 動</p>

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

写真-1.2.4 山間狭窄部を流れる中流部。写真-1.2.5 山間狭窄部の浸水被害  
<昭和 57 年 8 月災害 鮎沢町船場地先>



写真-1.2.6 護岸が崩落した状況。写真-1.2.7 復旧状況  
<平成 16 年 10 月災害 市川三郷町岩間地先>

表-1.2.3 富士川中流部の通行規制区間  
(平成 18 年 5 月現在)

路線名	規制区間	規制条件 (通行車両・積荷規制等)
① 国道62号(下り線)	身延町吉瀬～身延町深木井	150 一
② 国道62号(上り)	身延町相交～郡上郡久保	200 一
③ 国道424号(右側)	身延町久保～身延町西行	200 一
④ 国道424号(左側)	身延町西行～身延町(終)	200 一
⑤ 主要地方道井川大門下郷身延線	身延町身延～身延町上ノ井	100 20
⑥ 主要地方道井川大門下郷身延線	身延町身延～身延町身延	90 90 25
⑦ 主要地方道井川身延線	身延町身延～身延町身延	100 25
⑧ 主要地方道井川身延線	身延町身延～身延町身延	100 25
⑨ 主要地方道井川身延線	身延町身延～身延町身延	100 25
⑩ 国道469号、県道上郷千島貫線	身延町千島～芝川町長坂	120 25

※災害・工事などにより、一時的に規制区間の追加や基準値の変更があります。

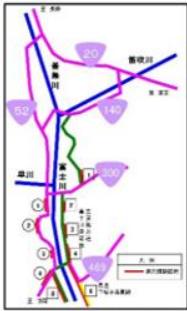


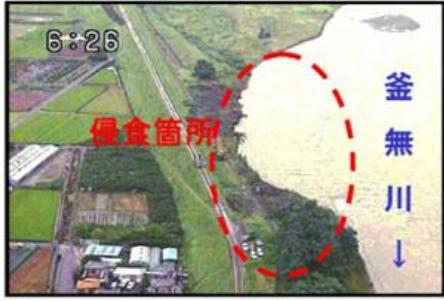
図-1.2.4 通行規制区間

60

3釜無川ブロック  
富士橋から武田橋(山梨県韮崎市)までの釜無川及び釜無川合流点  
から JR 身延線橋梁(山梨県市川三郷町大塚及び中央市大田和)までの

・河床  
勾配や  
河川の

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>笛吹川を釜無川ブロックと呼ぶ。本ブロックにおける釜無川の河床勾配は、上流部の約 1/100～1/400 から三郡西橋下流で約 1/900 程度に変化し、下流部は天井川となっている。また、笛吹川の河床勾配は約 1/1,100 である。釜無川左岸側には県庁所在地の甲府市を中心とする市街地を擁する甲府盆地が広がっている。</p> <p>釜無川については、堤防断面は概ね確保されているが、急流河川であることから小規模な洪水においても堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが生じやすく、万一破堤に至った場合には天井川となっている甲府盆地南西部において甚大な被害が想定されるため、堤体及び堤脚部の侵食防止対策が必要である。</p> <p>なお、浸水常襲地帯である南アルプス市東南湖地区の被害軽減を図るために、横川合流点の増穂地区において流下能力の確保を図るために引堤事業を実施している。</p> <p>本ブロック内の笛吹川については、堤防高及び堤防幅が不足している区間があり、堤防の整備が必要である。</p> <p>また、急流河川であり、河岸が侵食される災害が繰り返し起きていることと東海地震による被害が懸念されることから、被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。</p> <p>なお、近年、鳴沢川等において支川沿いの市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が発生している地区がある。</p>		特徴について 7 へ移動 ・引堤 事業について 31 へ移動 ・拠点 整備について 65 へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	 <p>写真-1.2.8 ※平成15年8月小規模洪水における河岸侵食による被災 &lt;K114～K116 右岸、南アルプス市浅原&gt; 写真提供：テレビ山梨</p>  <p>図-1.2.5 侵食被災状況横断図</p>  <p>写真-1.2.9 市川三郷町高田地区(鳴沢川)の浸水状況</p> <p>＜平成3年9月洪水＞</p>		
61	<p>4笛吹川ブロック</p> <p>JR 身延線橋梁(山梨県市川三郷町大塚及び中央市大田和)から岩手橋(山梨県山梨市)までの区間を笛吹川ブロックと呼ぶ。笛吹川の河床</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河床</li> <li>勾配や</li> <li>河川の</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	<p>勾配は、上流部の約 1/60～1/150 から万年橋下流で約 1/500～1/100 程度に変化する。右岸側には県庁所在地の甲府市を中心とする市街地を擁する甲府盆地が広がっている。</p> <p>笛吹川ブロックにおいて、堤防高不足、無堤箇所及び河道内に土砂堆積している区間があり、堤防整備及び河床掘削等による河積の確保が必要であるとともに洪水による堤体及び堤脚部の侵食対策が必要である。</p> <p>また、急流河川であり、河岸が侵食される災害が繰り返し起きていることと東海地震による被害が懸念されることから、被災時に迅速な災害復旧活動が重要であり、緊急的な復旧活動に供するための拠点の整備が必要である。</p> <p>なお、大坪尻川等近年において支川沿いの市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が発生している地区がある。</p>		特徴について 7 へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	 <p>写真-1.2.10 箕吹川中流部の堤防断面不足や河床の高い区間 &lt;河積の確保には築堤、河床掘削が必要&gt;</p>  <p>写真-1.2.11 箕吹市境川町大坪地区(大坪尻川)の浸水状況(平成10年)</p>		
62		<p>富士川、釜無川、笛吹川等の大臣管理区間（表9に示す計画対象区間）では、治水対策を流域全体で推進してきた。</p>	<p>・治水対策について 追記</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
63		富士川は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しい河床洗掘を生じる区間もあり、洪水時の河床変動は極めて複雑であり、洪水規模の大小に関わらず堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが発生し、堤防決壊等の重大な災害を生ずるおそれがある。	・河川特徴について追記
64		これまで、戦後最大洪水である昭和 57 年 (1982 年) 8 月洪水で住宅等の浸水被害が発生した大野地区 <small>(山梨県南巨摩郡身延町)</small> や手打沢地区 <small>(山梨県南巨摩郡身延町)</small> における浸水防止対策や、富士川や笛吹川において河道掘削を実施してきたが、令和 7 年 (2025 年) 現在でも、戦後最大規模の洪水を流下させることができない区間が残っており、流下能力を確保する対策を実施する必要がある。また今後、気候変動によりさらに水害の頻発化・激甚化することが懸念されているため、気候変動適応策を早急に推進すべきである。	・28 から移動
65		昭和 57 年 (1982 年) 8 月洪水の他にも、昭和 34 年 (1959 年) 8 月洪水で笛吹川及び釜無川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しており、近年においても、平成 23 年 (2011 年) 9 月、平成 29 年 (2017 年) 10 月、令和元年 (2019 年) 10 月などの中小規模の洪水によって堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生し、緊急復旧や緊急的な対策を実施している。こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上させるための対	・侵食対策について 29 から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>策を実施する必要がある。</p> <p>また、富士川、釜無川、笛吹川等では洪水時の河床変動や洪水前後の流路変動が大きく、洪水規模の大小に関わらず堤防及び河岸を急激に洗掘し、堤防決壊等の重大な災害を生ずるおそれがあるだけでなく、東海地震や南海トラフ地震による被害が懸念されることから、被災時に災害復旧活動を迅速に実施し被害の軽減を図るため、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。</p> <p>富士川、釜無川、笛吹川沿川には多くの霞堤が存在しており、河川水が氾濫した場合でも、氾濫水が河川に速やかに戻る効果が期待されている。しかし、近年霞堤周辺において市街化が進み、霞堤の開口部から氾濫水が戻りにくくなっている箇所も確認できるため機能を保全する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞堤について追記</li> <li>・拠点整備について</li> </ul> <p>59～61から移動</p>
66		<p>河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対策を実施しており、高潮対策については、気候変動による予測を考慮した対策とする必要がある。計画高潮位は、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮堤防について追記</li> </ul>
67		表 4 堤防の整備状況	・堤防整備状

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由								
		<p style="text-align: right;">単位:km</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>堤防必要区間</th> <th>計画断面堤防 区間</th> <th>暫定断面堤防 区間</th> <th>無堤防区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>165.6</td> <td>113.2</td> <td>45.7</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">令和 6 年 (2024 年) 3 月末現在</p> <p style="color: red;">※1：富士川は支川の大臣管理区間の一部を含む。</p> <p style="color: red;">※2：附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状を満足している区間</p> <p style="color: red;">※3：附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間</p> <p style="color: red;">※4：山付き、掘込み等により堤防の不必要的区間</p> <p style="color: red;">※5：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。</p>	堤防必要区間	計画断面堤防 区間	暫定断面堤防 区間	無堤防区間	165.6	113.2	45.7	6.7	況につ いて・ 28 から 移動 ・時点 更新
堤防必要区間	計画断面堤防 区間	暫定断面堤防 区間	無堤防区間								
165.6	113.2	45.7	6.7								
68		富士川の堤防は、長い歴史の中で順次整備されてきた構造物であり、整備された時期や区間によって築堤材料や施工方法が異なるため、堤体の強度が不均一である。また、基礎地盤は、区間ごとに異なり複雑であるため、これまでも基礎地盤の調査等を行い、堤防の点検を実施し、河川堤防設計指針（平成 14 年（2002 年）7 月）に基づき堤防の浸透に対する安全性に関する点検を実施してきたところであるが、引き続き地質調査や検討を実施し、浸透に対する安全性が不足する箇所については河川砂防技術基準に基づき対策を実施す	・浸透 対策に ついて 追記								

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		る必要がある。	
69		<p>また、浸水想定区域内において市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が発生している地域がある。</p> <p>このことから、これまでの治水対策を加速化するとともに、地域及び関係機関が連携した対策を進めることと合わせ、浸水が見込まれる区域における土地利用・住まい方の工夫を合わせた浸水被害の軽減対策の推進を図る必要がある。</p>	・浸水 防止対 策につ いて追 記
70		<p>計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合及び整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、並びに大規模地震が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがある。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路等による緊急時の物資輸送ルートの確保、河川情報伝達システムの整備等のハード対策、浸水想定区域図の公表と共に伴う関係地方公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策を引き続き整備・推進していく必要がある。</p>	・ソフ ト対策 につい て追記 ・拠点 整備に ついて 58 から 移動
71		<p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を契機に、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月に、国、県、市町等関係機関を対象に「富士川流域における減災対策協議会」を組織し、「水防災意</p>	・水防 災意識 社会再 構築ビ

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		「識社会」の再構築を目的に国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	ジョンについて追記
72		そのような中、令和元年東日本台風（台風第19号）（2019年10月）をはじめ、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じている。	・令和元年東日本（台風第19号）について追記
73		このように、近年激甚な水害が頻発していることに加え、今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、治水対策の抜本的な強化として、令和3年（2021年）3月に「富士川水系流域治水プロジェクト」を策定し、更には、気候変動の影響により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるため、令和6年（2024年）3月に「流域治水プロジェクト2.0」に更新した。河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の保全・向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進してい	・流域治水プロジェクトについて追記

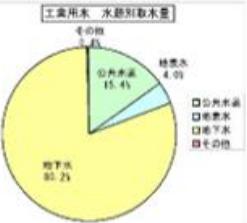
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>る。</p> <p>流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、流域内の自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）も活用し、治水対策における多自然川づくりや自然再生、生態系ネットワークの形成、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくりに地域の多様な主体と連携して取組んでいる。</p>	
74		<p>具体的な取組として、山梨県南アルプス市・中央市を流下する横 川等を山梨県が特定都市河川に指定している。特定都市河川指定後 は、新たに流域水害対策計画を策定し、多層的な浸水被害対策を流 域一体で計画的に進めていく。</p>	・特定 都市河 川につ いて追 記
75		<p>また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2年 (2020年)5月に富士川水系治水協定を締結し、流域内にある15基 の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生の防 止に取組んでいる。</p>	・治水 協定に ついて 追記
76	第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する 現状と課題	2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状 と課題	・目次 修正
77	(1) 河川空間利用 富士川大臣管理区間における河川空間の利用と保全に関しては、平		・95へ 移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																																																																																																																
	<p>成2年に策定された富士川水系河川環境管理基本計画が河川敷利用の基本となっており、多種多様な要望への対処を行っている。</p> <p>河川区域の占用状況は表-1.2.4に示すように、平成16年度現在で占用地が288.6haであり、主な占有は、公園緑地(44.9%)、運動場(12.3%)といった施設的利用が57.2%、田畠及び採草地が29.3%となっている。</p> <p style="text-align: center;">表-1.2.4 富士川河川区域占用状況(平成16年度) ←</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>富士川 (兼無川含む)</th> <th>笛吹川</th> <th>塩川</th> <th>早川</th> <th>日川</th> <th>御動使川</th> <th>合計</th> <th>面積比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園及び緑地</td> <td>件数(件)</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>44.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>1,144,390</td> <td>150,708</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,295,547</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>件数(件)</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>268,461</td> <td>28,889</td> <td>0</td> <td>11,029</td> <td>0</td> <td>326,399</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校</td> <td>件数(件)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>0</td> <td>14,353</td> <td>11,235</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>25,588</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">田畠及び採草地</td> <td>件数(件)</td> <td>58</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>77</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>683,654</td> <td>186,924</td> <td>0</td> <td>19,454</td> <td>0</td> <td>846,808</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">滑空場</td> <td>件数(件)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>154,725</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>154,725</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>件数(件)</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>207,055</td> <td>21,148</td> <td>0</td> <td>4,003</td> <td>0</td> <td>234,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数(件)</td> <td>121</td> <td>27</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>158</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>2,458,305</td> <td>378,383</td> <td>11,235</td> <td>34,486</td> <td>0</td> <td>2,885,967</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>富士川の年間河川空間利用者総数(平成15年度)は約265万人であり、利用目的別に見ると、散策等が80%と最も多く、次いでスポーツが18%、釣り及び水遊びがそれぞれ1%程度となっている。利用箇所別に見ると全川を通して施設的利用が多く、高水敷がグラウンド等として整備されている河口部並びに歴史的治水施設である信玄堤及び万力林の周辺は年間を通して利用者が特に多くなっている。</p>	河川名	富士川 (兼無川含む)	笛吹川	塩川	早川	日川	御動使川	合計	面積比率 (%)	公園及び緑地	件数(件)	19	5	0	0	0	24	44.9		面積(m <sup>2</sup> )	1,144,390	150,708	0	0	0	1,295,547		運動場	件数(件)	14	2	0	2	0	18	11.4	面積(m <sup>2</sup> )	268,461	28,889	0	11,029	0	326,399		学校	件数(件)	0	1	1	0	0	2	0.9	面積(m <sup>2</sup> )	0	14,353	11,235	0	0	25,588		田畠及び採草地	件数(件)	58	18	0	1	0	77	29.3	面積(m <sup>2</sup> )	683,654	186,924	0	19,454	0	846,808		滑空場	件数(件)	4	0	0	0	0	4	5.4	面積(m <sup>2</sup> )	154,725	0	0	0	0	154,725		その他	件数(件)	26	2	0	1	0	30	8.1	面積(m <sup>2</sup> )	207,055	21,148	0	4,003	0	234,300		合計	件数(件)	121	27	1	4	0	158	100.0	面積(m <sup>2</sup> )	2,458,305	378,383	11,235	34,486	0	2,885,967		
河川名	富士川 (兼無川含む)	笛吹川	塩川	早川	日川	御動使川	合計	面積比率 (%)																																																																																																																											
公園及び緑地	件数(件)	19	5	0	0	0	24	44.9																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	1,144,390	150,708	0	0	0	1,295,547																																																																																																																												
運動場	件数(件)	14	2	0	2	0	18	11.4																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	268,461	28,889	0	11,029	0	326,399																																																																																																																												
学校	件数(件)	0	1	1	0	0	2	0.9																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	0	14,353	11,235	0	0	25,588																																																																																																																												
田畠及び採草地	件数(件)	58	18	0	1	0	77	29.3																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	683,654	186,924	0	19,454	0	846,808																																																																																																																												
滑空場	件数(件)	4	0	0	0	0	4	5.4																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	154,725	0	0	0	0	154,725																																																																																																																												
その他	件数(件)	26	2	0	1	0	30	8.1																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	207,055	21,148	0	4,003	0	234,300																																																																																																																												
合計	件数(件)	121	27	1	4	0	158	100.0																																																																																																																											
	面積(m <sup>2</sup> )	2,458,305	378,383	11,235	34,486	0	2,885,967																																																																																																																												

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>図-1.2.6 富士川の年間河川空間利用者数(平成15年度)</p>		
78	<p>(2) 水利用の現状と課題</p> <p>① 水利権の現状</p> <p>富士川流域における水利権量は、平成17年3月現在、合計683.7 m<sup>3</sup>/s であり、その内訳は発電利用が76.2%と最も多く、70箇所の水力発電所で総最大出力約43万kwの電力を供給し周辺各地の電力需要を支えている。次いで農業用水が20.9%程度で、約38,000haに及ぶ耕地のかんがいに利用されており、工業用水及び水道用水等としての利用は3%弱となっている。</p>		・81、 82、83 へ移動

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用水</td> <td>76.2%</td> </tr> <tr> <td>農業用水</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>水道用水</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>雑用水</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>図-1.2.7 富士川流域における水利権最大取水量（合計 683.7m<sup>3</sup>/s：平成 17 年 3 月現在）</p> <p>② 発電取水の流域外放流</p> <p>富士川中下流部では各発電所において、早川や富士川等から取水した水を順次導水管により下流に送りながら発電用水として利用しており、途中の塩之沢堰及び十島堰にはそれぞれ最大 59.3m<sup>3</sup>/s、75.0m<sup>3</sup>/s の水利権が付与されている。</p> <p>この発電用水は富士川に戻されることなく駿河湾に直接放流されており富士川中下流部の流量に影響を与えていていることから、この区間における適切な河川流量の確保が求められている。</p> <p>なお、両堰では昭和 58 年より 5.0 m<sup>3</sup>/s(3/16～9/30)及び 3.0m<sup>3</sup>/s(10/1～3/15)の下流放流を実施している。</p>	Category	Percentage	発電用水	76.2%	農業用水	20.9%	工業用水	1.7%	水道用水	0.8%	雑用水	0.4%		
Category	Percentage													
発電用水	76.2%													
農業用水	20.9%													
工業用水	1.7%													
水道用水	0.8%													
雑用水	0.4%													



	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由															
	<p>吹川筋へ流下する河川水の伏流が地下水の大きな供給源となっている一方で、釜無川の下流部では渴水時の瀕切れによる魚類等生態系への影響が懸念されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>水道用水、水源別取水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水源</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水</td> <td>58.0%</td> </tr> <tr> <td>河川水</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.7%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;">  <p>工業用水、水源別取水量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水源</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水</td> <td>80.2%</td> </tr> <tr> <td>河川水</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>図-1.2.9 甲府盆地における水道用水、工業用水の水源別取水量比率</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真1</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図-1.2.10 平成8年渴水時における釜無川の瀕切れの状況</p> </div> <p>④ 水利用の課題</p>	水源	割合	地下水	58.0%	河川水	34.3%	その他	7.7%	水源	割合	地下水	80.2%	河川水	15.4%	その他	4.0%	
水源	割合																	
地下水	58.0%																	
河川水	34.3%																	
その他	7.7%																	
水源	割合																	
地下水	80.2%																	
河川水	15.4%																	
その他	4.0%																	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	富士川を取り巻く水利用の現状を踏まえ、流水の正常な機能の維持及び適切な水利用を図るため、甲府盆地の地下水流動を考慮し、渇水時における流況、各種用水の取水及び還元、地下水利用の実態を把握する必要があり、各取水及び放流地点下流における適正な河川流量を確保することが求められている。		
79	<p>(3) 水質の現状と課題</p> <p>水質汚濁にかかる環境基準の水域類型指定については、富士川及び釜無川が河口から塩川合流点までが A 類型、それより上流が AA 類型であり、笛吹川については全域が A 類型となっているほか、主要支川についてもおのおの水域類型の指定がなされている。</p> <p>平成 16 年の水質は、大臣管理区間で BOD の環境基準値を満足しているが、笛吹川合流点下流の富士橋地点及び笛吹川の三郡東橋地点においては、市街地の下水道未整備地域等から汚濁負荷の高い水が流入してくる影響により年によっては環境基準値を上回っており、今後もさらなる水質の改善が求められている。</p> <p>水質事故については、平成 14~16 年度において合計 35 件発生しているが、その多くは人為的なミスによると思われ</p>		・85 へ 移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																
	<p>る油類や汚濁水等の流出であり、水質事故発生防止に関する啓発と事故発生時の適切な対応が求められている。</p> <p>図-1.2.11 富士川、釜無川及び笛吹川の年別水質縦断変化図</p>																		
80		<p>富士川における主要な地点の流況は以下のとおりとなっている。</p> <p>表 5 富士川における主要地点の流況</p> <p>(単位: <math>m^3/s</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>統計期間</th> <th>豊水 ※1</th> <th>平水 ※2</th> <th>低水 ※3</th> <th>渇水 ※4</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川</td> <td>清水端</td> <td>21年 H15～R4 (2003～2023)</td> <td>62.78</td> <td>44.83</td> <td>35.51</td> <td>26.85</td> <td>60.62</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	地点名	統計期間	豊水 ※1	平水 ※2	低水 ※3	渇水 ※4	平均	富士川	清水端	21年 H15～R4 (2003～2023)	62.78	44.83	35.51	26.85	60.62	・流況を追記
河川名	地点名	統計期間	豊水 ※1	平水 ※2	低水 ※3	渇水 ※4	平均												
富士川	清水端	21年 H15～R4 (2003～2023)	62.78	44.83	35.51	26.85	60.62												

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>「水文水質データベース」をもとに作成</p> <p>※1 豊水流量：1 年を通じて 95 日はこれを下らない流量</p> <p>※2 平水流量：1 年を通じて 185 日はこれを下らない流量</p> <p>※3 低水流量：1 年を通じて 275 日はこれを下らない流量</p> <p>※4 渇水流量：1 年を通じて 355 日はこれを下らない流量</p>	
81		<p>流水の正常な機能の維持については、清水端地点における過去 21 年間（平成 15 年（2003 年）～令和 5 年（2023 年））の平均低水流量は約 <math>35.5\text{m}^3/\text{s}</math>、平均渴水流量は約 <math>26.9\text{m}^3/\text{s}</math> であり、流水の正常な機能を維持するため必要な流量として定められた、清水端地点の流量である、かんがい期に概ね <math>22\text{m}^3/\text{s}</math> 非かんがい期に概ね <math>13\text{ m}^3/\text{s}</math> を概ね満足している。</p> <p>河川水の適正な利用について、富士川流域における水利権量は、令和 5 年（2023 年）3 月時点で、<math>661\text{m}^3/\text{s}</math> であり、その内訳は発電利用が 78.9% と最も多く、次いで農業用水が 18.2% となっている。</p> <p>発電用水は、77 箇所の水力発電所で使用され、総最大出力約 458,100kW の電力供給が行われ、農業用水は、約 31,200ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。上水道用水及び工業用水として、山梨県及び静岡県に対し最大約 <math>15\text{m}^3/\text{s}</math> の供給が行われている。</p>	<p>・正常 流量に ついて 追記 ・78 か ら移動</p>

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水利権量 (m³/s)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>521.8</td> <td>78.9</td> </tr> <tr> <td>120.0</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>10.8</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>3.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>661.0</td> </tr> </tbody> </table>	水利権量 (m³/s)	割合 (%)	521.8	78.9	120.0	18.2	10.8	1.6	5.3	0.8	3.1	0.5	合計	661.0	
水利権量 (m³/s)	割合 (%)															
521.8	78.9															
120.0	18.2															
10.8	1.6															
5.3	0.8															
3.1	0.5															
合計	661.0															

図-6 富士川流域における水利権量の内訳  
(令和5年(2023年)度時点)

表 6 富士川水系における許可水利権量 (令和5年(2023年)度  
時点)

種別	件数	水利権量 (m³/s)
農業用水 許可	149	54.3
慣行	1618	65.7
水道用水	43	5.3
工業用水	14	10.8
発電用水	71	521.8
その他用水	15	3.1
合計	1910	661.0

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
82		御勅使川及び釜無川筋から笛吹川筋へ流下する河川水の伏流の傾向が確認されている。また、釜無川の下流部では渴水時の瀬切れによる魚類等生態系への影響が懸念されている。	・78から移動
83		塩之沢堰 <small>しおのさわせぎ</small> 、十島堰 <small>としませぎ</small> から取水された発電用水は、富士川に戻されることなく駿河湾に直接放流されており、昭和 58 年（1983 年）から、かんがい期 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $3.0\text{m}^3/\text{s}$ を下流に放流しているが、富士川中流部では河川の維持に必要な流量を著しく確保できない状況であり、流量確保に向けた調整が必要である。	・78から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
		<p>図-7 富士川中下流部の発電系統模式図</p> <p>また、農業用水は、取水実態が不明な慣行水利が残っているため、許可水利権化に向けた調査・調整が必要である。</p>	
84	第3項 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	・目次 修正

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																																																																																										
85		<p>(1) 水質</p> <p>水質汚濁にかかる環境基準の水域類型指定については、富士川及び釜無川が河口から塩川合流点までが A 類型、それより上流が AA 類型であり、笛吹川については全域が A 類型となっているほか、主要支川についてもおのおの水域類型の指定がなされている。</p> <p>生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）（75%値）で評価すると、近年は殆どの区間で環境基準を達成しているが、今後も注意深く監視する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表 7 富士川における BOD (75%値)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">水質環境基準 地点名</th> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">環境 基準値</th> <th colspan="6">単位:mg/L</th> </tr> <tr> <th>令和元年 (2019年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和3年 (2021年)</th> <th>令和4年 (2022年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>令和6年 (2024年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜無川</td> <td>船山橋</td> <td>AA</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>釜無川</td> <td>三郡西橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>1.4</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>富士川</td> <td>富士橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>富士川</td> <td>南部</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>富士川</td> <td>富士川橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>亀甲橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>三郡東橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>重川</td> <td>重川橋</td> <td>B</td> <td>3.0</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日川</td> <td>日川橋</td> <td>A</td> <td>2.0</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水質環境基準 地点名	類型	環境 基準値	単位:mg/L						令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	釜無川	船山橋	AA	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.6	釜無川	三郡西橋	A	2.0	0.8	0.9	1.2	1.7	1.4	1.1	富士川	富士橋	A	2.0	1.5	1.4	1.5	2.0	1.5	1.5	富士川	南部	A	2.0	0.6	0.8	1.0	0.8	0.9	0.8	富士川	富士川橋	A	2.0	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	笛吹川	亀甲橋	A	2.0	0.6	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	笛吹川	三郡東橋	A	2.0	1.4	1.2	1.2	1.4	1.7	1.1	重川	重川橋	B	3.0	1.4	1.5	1.5	1.8	1.7	1.3	日川	日川橋	A	2.0	0.6	0.7	1.0	1.3	1.0	0.7	・79から移動
河川名	水質環境基準 地点名	類型					環境 基準値	単位:mg/L																																																																																																					
			令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)																																																																																																				
釜無川	船山橋	AA	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.6																																																																																																				
釜無川	三郡西橋	A	2.0	0.8	0.9	1.2	1.7	1.4	1.1																																																																																																				
富士川	富士橋	A	2.0	1.5	1.4	1.5	2.0	1.5	1.5																																																																																																				
富士川	南部	A	2.0	0.6	0.8	1.0	0.8	0.9	0.8																																																																																																				
富士川	富士川橋	A	2.0	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7																																																																																																				
笛吹川	亀甲橋	A	2.0	0.6	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7																																																																																																				
笛吹川	三郡東橋	A	2.0	1.4	1.2	1.2	1.4	1.7	1.1																																																																																																				
重川	重川橋	B	3.0	1.4	1.5	1.5	1.8	1.7	1.3																																																																																																				
日川	日川橋	A	2.0	0.6	0.7	1.0	1.3	1.0	0.7																																																																																																				
86	<p>(1) 河川環境の現状</p> <p>富士川は、3,000m 級の山々に囲まれた日本を代表する急流河川であり、その河道は蛇行を繰り返す礫河原を呈しており、環境特性に応じた様々な植物や動物がみられる。</p>	<p>(2) 自然環境</p> <p>富士川は、3,000m 級の山々に囲まれた日本を代表する急流河川であり、その河道は蛇行を繰り返す礫河原を呈しており、環境特性に応じた様々な植物や動物がみられる。</p>	・表現の適正化																																																																																																										

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	富士川は、上下流で環境特性が違うため、4つの区間に分けて整理をした。各区間の現状は、次のとおりである。	一方で、近年は植物等で外来種が多く見られるようになっており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・外来種について追記
87	<p>・釜無川区間</p> <p>武田橋から笛吹川合流点までの釜無川区間では特に下流部に多列砂州が発達し、瀬を主な生息場としているアユや礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ等の魚類、カジカガエルなどの両生類、カワウ、カワセミ、コアジサシ、ガン・カモ類等の鳥類が生息している。河原には砂礫地に生育するカワラヨモギ等のほか、ヤナギ類等の樹林地が広く分布しており、玉石護岸にはクロツバメシジミの食草であるツメレングが見られる。また、信玄橋～武田橋間は外来種であるハリエンジュの割合が大臣管理区間の中で最も高い。</p>	<p>大臣管理区間の上流端から富士川大橋までの釜無川は、富士川管内の中でも特に急勾配で、河道幅が広いものの流路幅は狭く瀬が連続し、明瞭な深い淵は少ない。また、自然裸地や草本群落が大部分を占め高頻度で攪乱を受ける区間である。特に、御勅使川流入より下流で自然裸地が経年に安定して広範囲に分布している。礫河原には、カワラヨモギ等の植物が、草地には、ミヤマシジミの食草となるコマツナギ等の植物が生育・繁殖している。水域では、瀬や淵が形成され、瀬を産卵場とするアユやウグイ等の魚類が生息・繁殖している。一方、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来植物が生育・繁殖しており、信玄橋から武田橋にかけてはハリエンジュの割合が大臣管理区間で最も高くなっているなど、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。釜無川では、オギ群落がやや減少傾向にあるが、礫河原、連続する瀬・淵は概ね維持されている。</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・時点更新</p>
88	<p>・笛吹川区間</p> <p>岩手橋から天川合流点に至る笛吹川上流区間では、アユ、ウグイ、カワヨシノボリ等の魚類が瀬や淵を産卵場及び生息場としているほか、支</p>		・91、 92～移動

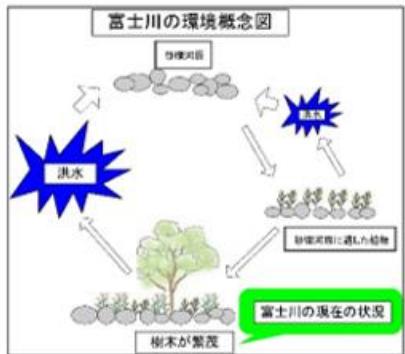
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	<p>川合流部などの流れの緩やかな箇所ではコイ・フナ類、メダカなどの魚類が生息している。鳥類ではコアジサシ、シギ・チドリ類、ガン・カモ類等が礫河原を集団越冬地や繁殖地として利用しており、植物では水際から河原にかけてオギ、ツルヨシ、ヤナギ類等が繁茂しているほか、玉石護岸にはツメレンゲが見られる。</p> <p>天川合流点から下流の笛吹川下流区間では、ウグイを除き笛吹川上流区間と同様の魚類が生息している。鳥類ではコアジサシ、ガン・カモ類等のほか、水際の樹林をアオサギやカワウが繁殖地として利用しており、水際部にはヨシ等の抽水植物、湿地にはミゾコウジュが自生している。</p>		
89	<p>・富士川中流区間</p> <p>禹之瀬から雁堤に至る富士川中流区間は、途中、早川を合わせ、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、連続する瀬や淵等には、瀬を産卵場とするアユ、ウグイ等の魚類やカジカガエル等の両生類、崖を巣とするカワセミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息している。河畔にはヤナギ、コナラ、ケヤキ等の樹林が広く分布し、河原にはオギ、スキ、カワラヨモギ等の群落がみられるほか、玉石護岸にはツメレンゲもみられ、オオムラサキ、クロツバメシジミ等の蝶類も確認されている。</p>	<p>富士川大橋から雁堤上流までの富士川中流部のうち、富士川大橋から早川合流部にかけては、山地の間を蛇行しながら流れ、瀬・淵が連続する区間であり、比較的川幅が狭い。一時的に勾配が緩やかな区間では自然裸地や連続する瀬・淵が分布している。早川合流部から雁堤上流にかけては、急峻な山地の間を蛇行しながら流れ、網目状に自然裸地（砂礫地）が発達し瀬・淵が連続する区間である。早川合流点から塩之沢堰付近や、<sup>あくしがわ</sup>富士川合流点から<sup>とおしまぜき</sup>十島堰付近では自然裸地が特に連続的に分布しており、十島堰より下流では経年に自然裸地の規模が小さい。礫河原ではイカルチドリやコアジサシ等の鳥類が生息・繁殖し、カワラハハコ等の河原植生が生育・繁殖している。オギ群落にはカヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシキリ等</p>	<p>・表現の適正化 ・時点更新</p>

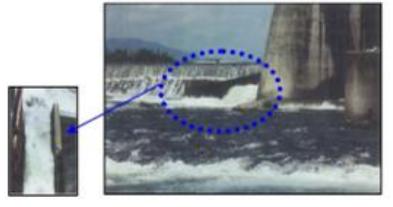
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		の鳥類が生息・繁殖している。また、山間の崖地に営巣するカワセミ等の鳥類が、連続する瀬・淵にはアユやカジカ等が生息・繁殖している。一方、アレチウリ、オオカワヂシャ等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。富士川中流部では、礫河原、オギ群落、瀬・淵が概ね維持されている。	
90	<p>・富士川下流区間</p> <p>雁堤から河口までの富士川下流区間は、河口部で約 2,000m に及ぶ広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成するとともに、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られ、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ・チドリ類や水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、ガン・カモ類等多くの鳥類が生息するほか、河原や干潟、湿地にはススキ、オギ、マコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナギ、カマキリ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。</p> <p>前記の各区間で確認された種のうち注目すべき特定種としては、魚類ではシロウオ、カマキリ、メダカ、昆虫ではオオムラサキ、クロツバメシジミ、両生類ではカジカガエル、鳥類ではカワセミ、カワウ、コアジサシ、チョウゲンボウ、植物ではツメレンゲ、ミゾコウジュ、タコノアシがあげられるほか、環境省により「万沢のサツキ・シラン」が特定植物群落として指定され</p>	<p>雁堤上流から河口までの富士川下流部は、河口部で約 2,000m に及ぶ広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成するとともに、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られる。礫河原を繁殖地とするイカルチドリやコアジサシ等の鳥類が生息・繁殖し、水域にはアユやカマキリ（アユカケ）等の魚類が生息・繁殖している。また、河口では、ハマゴウ等の植物が生育・繁殖している。一方、アレチウリ、オオカワヂシャ等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。富士川下流部では海浜性砂丘環境、礫河原、瀬・淵は概ね維持されているが、一部区間では、水面比高差が拡大することで乾燥化しており、乾性草地の拡大など植生遷移の進行や外来植生の侵入がみられる。</p>	<p>・表現の適正化 ・時点更新</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																
	<p>ている。</p> <p>また、近年、富士川各地でハリエンジュ、アレチウリ、オオキンケイギク、ムシトリナデシコ等帰化植物の群落や魚類ではブルーギル等の外来種が目立つ状況となっている。</p> <p>表-1.2.5 富士川の河川環境を特徴づける生物と富士川の河川環境とのかかわり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>視点</th><th>河川環境を特徴づける種</th><th>富士川河川環境とのかかわり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>典型性</td><td>魚類 アユ、シロウオ、コイ、フナ類(ギンブナ、キンブナ)、ウグイ、カジカ、カワヨシノボリ、メダカ 植物 オギ、ヨシ、ツルヨシ、カワラヨモギ、ヤナギ類(カワヤナギ等)、ツメレング、ミゾユウジュ、タコノアシ、サツキ、ハマゴウ、マヨモ、コナラ、エノキ、ケヤキ 鳥類 カワウ、カワセミ、コガモ、トモエガモ、ホウロクシギ、オオジシギ、チュウサギ、アジサシ、ヨアジサシ、シロチドリ、カンムリカラツブリ 両栖類 昆虫 カジカガエル、カヤネズミ オオムラサキ、クロツバメシジミ、ミヤマシジミ、シルビアシジミ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士川を主要な繁殖場及び産卵場、ねぐらとして利用している種</li> <li>・鷺場、休息場等の一時的な利用において、富士川の河川環境への依存度が高いと考えられる種</li> <li>・富士川における生息、生育範囲が大きいと考えられる種</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>上位性</td><td>鳥類 チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハイタカ、チョウゲンボウ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士川の河川環境を主要な生息場としている種の中でも、猛禽類として富士川における食物連鎖の頂点に位置していると考えられる種</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>移動性</td><td>魚類 アユ、カマキリ、ウグイ、ウナギ、アマゴ、サツキマス</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に分布し、遡上及び降下の過程で連続した水城が必要であると考えられる種</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>特殊性</td><td>植物 キンガヤツリ、シラン</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>典型性では把縛し難い特殊な潜水や灌水された場所に生息生育する種</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成6年度～16年度河川水辺の国勢調査による。 ※ 下線付の種名は特定種を示す。</p> <p>表-1.2.6 富士川で確認された特定種の種類数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>植物</th><th>鳥類</th><th>魚類</th><th>両生類</th><th>昆蟲類</th><th>哺乳類</th><th>底生動物</th><th>陸上昆蟲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認種類数</td><td>38種</td><td>9種</td><td>80種</td><td>3種</td><td>3種</td><td>1種</td><td>7種</td><td>41種</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成6年度～16年度までの河川水辺の国勢調査確認種</p> <p>※2 特定種はレッドデータブック、レッドリスト(環境省)選定種、「山梨県レッドデータブック・山梨県の種類のおそれのある野生生物」、「おもろい静岡県の野生生物-県版レッドデータブック」、天然記念物指定種等の学術上または希少性の観点からの重要な種</p>	視点	河川環境を特徴づける種	富士川河川環境とのかかわり	典型性	魚類 アユ、シロウオ、コイ、フナ類(ギンブナ、キンブナ)、ウグイ、カジカ、カワヨシノボリ、メダカ 植物 オギ、ヨシ、ツルヨシ、カワラヨモギ、ヤナギ類(カワヤナギ等)、ツメレング、ミゾユウジュ、タコノアシ、サツキ、ハマゴウ、マヨモ、コナラ、エノキ、ケヤキ 鳥類 カワウ、カワセミ、コガモ、トモエガモ、ホウロクシギ、オオジシギ、チュウサギ、アジサシ、ヨアジサシ、シロチドリ、カンムリカラツブリ 両栖類 昆虫 カジカガエル、カヤネズミ オオムラサキ、クロツバメシジミ、ミヤマシジミ、シルビアシジミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川を主要な繁殖場及び産卵場、ねぐらとして利用している種</li> <li>・鷺場、休息場等の一時的な利用において、富士川の河川環境への依存度が高いと考えられる種</li> <li>・富士川における生息、生育範囲が大きいと考えられる種</li> </ul>	上位性	鳥類 チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハイタカ、チョウゲンボウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川の河川環境を主要な生息場としている種の中でも、猛禽類として富士川における食物連鎖の頂点に位置していると考えられる種</li> </ul>	移動性	魚類 アユ、カマキリ、ウグイ、ウナギ、アマゴ、サツキマス	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に分布し、遡上及び降下の過程で連続した水城が必要であると考えられる種</li> </ul>	特殊性	植物 キンガヤツリ、シラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>典型性では把縛し難い特殊な潜水や灌水された場所に生息生育する種</li> </ul>		植物	鳥類	魚類	両生類	昆蟲類	哺乳類	底生動物	陸上昆蟲	確認種類数	38種	9種	80種	3種	3種	1種	7種	41種	
視点	河川環境を特徴づける種	富士川河川環境とのかかわり																																	
典型性	魚類 アユ、シロウオ、コイ、フナ類(ギンブナ、キンブナ)、ウグイ、カジカ、カワヨシノボリ、メダカ 植物 オギ、ヨシ、ツルヨシ、カワラヨモギ、ヤナギ類(カワヤナギ等)、ツメレング、ミゾユウジュ、タコノアシ、サツキ、ハマゴウ、マヨモ、コナラ、エノキ、ケヤキ 鳥類 カワウ、カワセミ、コガモ、トモエガモ、ホウロクシギ、オオジシギ、チュウサギ、アジサシ、ヨアジサシ、シロチドリ、カンムリカラツブリ 両栖類 昆虫 カジカガエル、カヤネズミ オオムラサキ、クロツバメシジミ、ミヤマシジミ、シルビアシジミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川を主要な繁殖場及び産卵場、ねぐらとして利用している種</li> <li>・鷺場、休息場等の一時的な利用において、富士川の河川環境への依存度が高いと考えられる種</li> <li>・富士川における生息、生育範囲が大きいと考えられる種</li> </ul>																																	
上位性	鳥類 チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハイタカ、チョウゲンボウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士川の河川環境を主要な生息場としている種の中でも、猛禽類として富士川における食物連鎖の頂点に位置していると考えられる種</li> </ul>																																	
移動性	魚類 アユ、カマキリ、ウグイ、ウナギ、アマゴ、サツキマス	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範囲に分布し、遡上及び降下の過程で連続した水城が必要であると考えられる種</li> </ul>																																	
特殊性	植物 キンガヤツリ、シラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>典型性では把縛し難い特殊な潜水や灌水された場所に生息生育する種</li> </ul>																																	
	植物	鳥類	魚類	両生類	昆蟲類	哺乳類	底生動物	陸上昆蟲																											
確認種類数	38種	9種	80種	3種	3種	1種	7種	41種																											

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>写真-1.2.12 コアジサシの集団分布</p>  <p>写真-1.2.13 回遊性魚類のシロウオ</p>  <p>写真-1.2.14 崖地の斜面上に自生するサジキ(特定植物群落)</p>  <p>出典: フィールド総合図鑑 川の生物 (財) リバーフロント整備センター編 山海堂</p> <p>写真-1.2.15 エノキを食樹木とするオオムラサキ</p>  <p>出典: フィールド総合図鑑 川の生物 (財) リバーフロント整備センター編 山海堂</p> <p>写真-1.2.16 堤防の玉石護岸に自生するツメレンゲ</p>  <p>写真-1.2.17 クロツバメシジミを食草とするツメレンゲ</p>  <p>出典: フィールド総合図鑑 川の生物 (財) リバーフロント整備センター編 山海堂</p> <p>写真-1.2.18 回遊性魚類のカマキリ</p>  <p>写真-1.2.19 緩流域や止水域に生育するメタカ</p>  <p>※下線付の種名は特定種を示す。</p>		・特定種は94へ移動
91		<p>支川である笛吹川の岩手橋から笛見橋の笛吹川上流部は、水際にミゾコウジュ等の植物が生育・繁殖し、アユ、ウグイ、カワヨシノボリ等が瀬や淵を産卵場及び生息場としている。鳥類ではコアジサシ、シギ・チドリ類等が礫河原を集団越冬地や繁殖地として利用し</p>	・88から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		ており、植物では水際から河原にかけてオギ、ツルヨシ、ヤナギ類等が繁茂しているほか、玉石護岸にはツメレンゲが見られる。笛吹川上流部では、礫河原、水際環境、ツルヨシ群落、瀬・淵が概ね維持されているが、一方、一部でアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・表現の適正化 ・時点更新
92		螢見橋から富士川合流点までの笛吹川下流区間は、笛吹川上流区間とほぼ同様の魚類が生息・繁殖しているほか、ワンド・たまりにミナミメダカ等が生息・繁殖している。鳥類ではコアジサシ、ガン・カモ類等が生息・繁殖しているほか、水際の樹林をアオサギやカワウ等が繁殖地として利用しており、水際部にはヨシ等の抽水植物が自生している。笛吹川下流部では、ワンド・たまりは維持されており、ヨシ群落・オギ群落も変動はあるが概ね維持されている。一方で礫河原は減少傾向にある。また、一部でアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・88から移動 ・表現の適正化 ・時点更新
93	(2)河川環境の課題 富士川の河川環境の現状を踏まえ、河川環境の保全と整備に関する課題をあげると次のとおりである。		

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>① 多様な自然環境への影響</p> <p>富士川は多量の土砂生産を伴う脆弱な山地を擁するとともに大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 の急流河川であることから土砂の堆積や洗掘が著しく、濁筋が変動しやすい砂礫河道が河口までつらなっており、その植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返している。こうして形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息、生育環境となっていることから、河川の整備や維持、管理にあたっては自然環境の保全について十分に考慮する必要がある。</p>  <p>図-1.2.12 富士川の環境概念図</p> <p>富士川の環境概念図は、河川の構造と自然環境の関係を示す図。左側には「富士川の環境概念図」という題名があり、右側には「富士川の現在の状況」という緑色の枠で囲まれた図示部分がある。図示部分には、河川の構造（河床勾配）、洪水（大きな星型の青い矢印）、氾濫（星型の青い矢印）、砂礫地（星型の青い矢印）、樹木（緑の木の木札）、そして「富士川の現在の状況」（緑色の枠）が示されている。また、「富士川の現在の状況」内には「樹木が繁茂」とある。</p> <p>② 生息及び生育環境の連続性の阻害及び外来種の影響</p> <p>河道内には河床の安定を図るための床固工や取水堰等の河川横断施設が河口から上流まで点在しているが、魚道が設置されていない箇所や設置されていても十分に機能していない箇所があり魚類等の移動を阻</p>	<p>さらに、氾濫原環境を含む流域全体にわたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動植物等の生息・生育・繁殖の場及びその連続性を確保する必要がある。</p>	・表現 の適正化

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>害していることから、その改善が求められている。</p> <p>あわせて、富士川においては近年、植物や魚類等で外来種が多く見られるようになってきており、在来種への影響が懸念されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>&lt;堰に魚道が設置されていないため、魚類が遡上できない箇所もある。&gt;</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>&lt;堰に魚道設置された魚道は、流れが速く気泡の混入が多く、魚類が遡上しにくい。&gt;</p> </div> </div> <p>写真-1.2.20 魚道が設置されていない箇所や十分に機能していない箇所の例</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種は 86 へ移動</li> </ul>

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

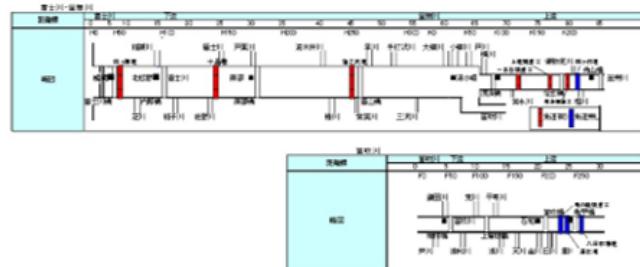
変更  
理由

図-1.2.13 河川横断施設の位置図

表-1.2.7 ハリエンジュ(外来種) 繁茂面積変動状況

(単位: ha)

	富士川下流部 (河口～7km)	富士川中流部 (8～62km)	笠置川 (63～85km)	笛吹川 (合流点～28km)	合計
平成7年調査	2.90	16.47	17.95	5.25	42.57
平成13年調査	1.53	56.73	47.25	13.14	118.65
繁茂面積増減	-1.37	40.26	29.30	7.89	76.08
増減比(H13/H7)	0.53	3.44	2.63	2.50	2.79

泰阿川水辺の園勢調査結果による

## ③ 自然豊かな富士川へのアクセスの不足

富士川は河岸侵食及び河床洗掘の激しい急流河川であり、良好な景観を随所に有するものの堤防防護のため古くから傾斜のきつい玉石護岸が多く用いられているとともに中流の山付き部においては河岸が急勾配になっていることから、河川敷の利用や水辺へのアクセスが制限されてきた。こうした状況に対し、既存施設に対する親水性及び利便性向上を求める意見及び富士川の自然とよりふれあいたいとする要望の高まりから、人々が川とふれあい親しめるため、水辺へのアクセスの改善が求められている。

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由														
94		<p>表 8 富士川の重要種確認数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>種数*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類</td><td>8科15種</td></tr> <tr> <td>底生動物</td><td>8科9種</td></tr> <tr> <td>植物</td><td>22科26種</td></tr> <tr> <td>鳥類</td><td>11科18種</td></tr> <tr> <td>両生類・爬虫類・哺乳類</td><td>11科13種</td></tr> <tr> <td>陸上昆虫類</td><td>30科39種</td></tr> </tbody> </table> <p>※環境省レッドリスト、各県レッドリスト等の掲載種を元に確認      ※河川水辺の国勢調査【河川版】による確認数調査時期：平成 25      年（2013 年）～令和 4 年（2022 年）</p>	分類	種数*	魚類	8科15種	底生動物	8科9種	植物	22科26種	鳥類	11科18種	両生類・爬虫類・哺乳類	11科13種	陸上昆虫類	30科39種	・90 か ら移動
分類	種数*																
魚類	8科15種																
底生動物	8科9種																
植物	22科26種																
鳥類	11科18種																
両生類・爬虫類・哺乳類	11科13種																
陸上昆虫類	30科39種																
95		<p>(3) 河川空間の利用</p> <p>河川空間は、地域の実情にあわせ、多様な利用がなされている。利用箇所別に見ると、全川を通して施設的利用が多く、高水敷がグラウンド等として整備されている河口部や、歴史的治水施設である信玄堤及び万力林<sup>まんりきばやし</sup>の周辺は、年間を通して利用者が特に多くなっ</p>	・73 か ら移動														

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>ている。</p> <p>富士川の河川区域内の占用は農地のほか、公園や運動場、グライダー滑空場等オープンスペースとして河川敷の空間を利用したものが多い。また河川の一時使用として、富士川では、富士宮市の「川カンジー（川勧請）」、南部町の「火祭り」、富士市の「投げ松明」等の伝統行事の祭りや花火大会等が行われている。これらの利用に際しては、他の河川利用との整合を図るとともに、不法占用等の不法行為の是正を図り、秩序ある利用を推進することが求められている。</p> <p>また、河川空間は様々なイベント等を通じた人と川、人と人とのふれあいを提供する機能を有しており、その機能の維持増進に努めていくことが望まれる。特に、景勝地や多くの詩人や文人の詩情が今も伝わる笛吹川の差出の磯などの地域の伝統文化を将来に伝えていく役割を有する河川空間が数多くあることから、こうした河川空間の維持保全が望まれる。</p> <p>また、平成 18 年の整備計画策定以降、散策や環境学習の場として、誰もが安全かつ容易に利用できる水辺空間の形成として信玄堤地区（山梨県甲斐市）、増穂地区（山梨県南巨摩郡富士川町）、鰍沢地区（山梨県南巨摩郡富士川町）、沼久保地区（静岡県富士宮市）、かりがね・きじま・ごかんじまちく、雁・木島・五貫島地区（静岡県富士市）、笛吹三川合流地区（山梨県笛吹市）、市川三郷地区（山梨県西八代郡市川三郷町）の 7箇所</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		で水辺整備を実施し、現在、 <small>まんりきこうえん</small> 万力公園地区（山梨県山梨市）で、山梨市かわまちづくりを実施している。	
96		<p>(4) 景観</p> <p>富士川の下流部には、高水敷の緑地公園やスポーツ施設が多く存在する開放的な風景が広がっている。中流部は、水際での釣りや散策など自然を生かした河川利用がされており、自然の風景と調和している。釜無川は信玄堤、笛吹川は万力林、下流では雁堤など歴史的な治水施設が残っており、これらの文化遺産に関する施設等と一緒にとなった河川景観を後世に継承することが望まれている。</p> <p>御勅使川・釜無川を治めるために築堤された御勅使川旧堤防<small>じょうぎがしら</small> (将棋頭・右積出) は、全国でも珍しく治水施設でありながら、平成15年(2003年)に国指定の史跡に指定されるなど、沿川には、国の重要文化財や天然記念物等が多くあるほか、名勝である富士山が望めるため自然豊かな環境と歴史ある街並みと織り成す、四季の変化に富んだ景観となっており、河川の整備に当たっては、これらにも配慮する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・94から移動</li> <li>・重要文化財等について追記</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
		 <p>図-8 主な天然記念物・史跡・名勝</p>	
97	第4項 河川の維持管理の現状と課題	2.4 河川維持管理の現状と課題	目次修正
98	(1)河川管理情報の高度化、効率化 富士川は、河川勾配が急で流出が早く、特に洪水時においてはすみ		・110へ 移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>やかな洪水警戒体制の確保が必要であることから、河川管理情報の高度化、情報伝達の効率化が必要である。</p> <p>渇水及び洪水時等における河川水位及び流量の監視、交通途絶時における樋管等の遠隔操作等を目的として設置している光ファイバー及び空間監視用カメラの整備状況はそれぞれ約 150km 及び 57 箇所である(平成 17 年 3 月現在)。</p>		
99	<p>(2)総合的な土砂管理</p> <p>富士川は流域の西側を糸魚川～静岡構造線が走り、その地盤は脆弱である。このため、流域の支川や渓流等では土石流などの土砂災害が発生しており、また流出土砂が多いために、甲府盆地南西部や河口部付近では天井川となっている。その一方で、急流で河岸侵食や河床洗掘が激しいことから破堤を生じやすく、天井川区間で破堤が生じた場合には、甚大な被害を生ずるおそれがあることから災害の発生防止、及び災害発生時の迅速かつ適切な対応が望まれている。また、昭和 40～50 年代においては河床の低下が著しかったが昭和 60 年代以降は比較的安定している。しかしながら、局所的には洪水により堆積が生じやすい一方で、河口部においては海岸侵食が進行しているなどの状況を踏まえ、土砂の流出及び堆積機構の解明並びにこれらへの総合的な対策が求められている。</p>		<p>・ 107、 215 ～移 動</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	 <p>写真-1.2.21 堤防洗掘状況 &lt;昭和57年8月 身延町波木井地先&gt;</p>  <p>写真-1.2.22 富士海岸(蒲原)の汀線変化の状況 &lt;赤色の破線は昭和22年の海岸線を示し、最大340m後退している。&gt;</p>		
100	<p>(3)河道内樹木、堆積土砂の管理</p> <p>釜無川及び笛吹川においては、中州等でのハリエンジュやヤナギ類の繁茂により、洪水時の流下能力が低下している区間が生じているとともに、繁殖力の強い外来種であるハリエンジュの繁茂によって、富士川本来の動植物の生息、生育環境や景観が失われる懸念があることから、河道内樹木の適切な維持管理が求められている。</p> <p>また、土砂の堆積が著しい区間においても、洪水時の流下能力が低下しており、堆積土砂の撤去等による適切な治水機能の維持が必要である。</p>		<p>・179へ 移動</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	  <p>写真-1.2.23 笛吹川の河道内樹木 ← 写真-1.2.24 釜無川の河道内樹木 ← (笛吹市) ← (韮崎市) ←</p>		
101	<p>(4)河川管理施設等の維持保全</p> <p>急流である富士川は、河岸侵食及び河床洗掘が激しいことから堤防の破堤防止には特に留意し、定期的に巡視、点検するとともに侵食箇所等については河岸防御の重要度に応じた適切な対策を行う必要がある。この他、樋門及び樋管 50 箇所、排水機場5箇所、床固工、水制、河川管理用通路及び河口部高潮堤等の河川管理施設についても洪水時に十分な機能を発揮するよう適切な維持管理が必要である。</p>		・108 か ら移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	 <p>写真-1.2.25 河川管理施設等の維持、修繕</p> <p>また、河川管理施設以外に各事業者等が設置している施設及び工作物（以下、「許可工作物」という）は、橋梁 88 橋、樋管及び樋門 53 箇所、堰 11 箇所となっている。</p>		
102	<p>(5)洪水及び高潮対策の活動支援、洪水情報伝達</p> <p>洪水及び高潮時の対応としては、洪水による被害の防止または軽減に向けた迅速な水防活動ができるようにすることが重要であり、沿川自治体、関係機関への河川情報の提供及び水防活動の支援体制づくりの強化が必要である。</p> <p>特に富士川中流部においては、一旦豪雨となると富士川と平行する国道 52 号や主要地方道が雨量規制によって通行止めになるなど河川巡視の支障となることから、洪水の状況及び河川管理施設等の被災状況等についての監視体制の確保が必要である。</p>		<p>・ 154 へ 移動</p>
103	<p>(6)水害の防止及び広域防災機能の維持</p> <p>水害防備保安林に指定されている万力林及び信玄堤の樹林帯は、破</p>		<p>・ 保安林につ</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>堤抑制または破堤時に土砂を沈殿堆積させることによる被害軽減機能を有していることから、その維持保全に努めることが望まれる。また、霞堤は上流の氾濫水や支川の洪水をすみやかに本川に流出させる機能や堤内地を二重に守る機能とともに昭和34年8月洪水や昭和57年8月洪水と同規模の洪水に対し、下流への流出量を緩和する機能など、洪水時の被害軽減や安全性向上の役割を果たしていることから、その保全に努めることが必要である。</p> <p>あわせて、富士川流域は、流域のほとんどが東海地震に係る地震防災対策強化地域として指定されており、富士川の整備及び管理にあたっても、地震時における広域的な防災機能を確保する取り組みが求められている。</p> <p>図-1.2.14 東海地震に係る地震防災対策強化地域</p>		いて 219 へ移動 ・地震 について 118 へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
104	<p>(7)秩序ある利用形態、河川美化</p> <p>富士川の河川区域内の占用は農地のほか、公園や運動場、グライダー滑空場等オープンスペースとして河川敷の空間を利用したものが多く、また、河川の一時使用として、祭り、花火大会等の伝統行事及びイベント等が行われている。これらの利用に際しては、他の河川利用との整合を図るとともに、不法占用等の不法行為の是正を図り、秩序ある利用を推進することが求められている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>写真-1.2.26 富士川の河川敷に捨てられたゴミ←</p>		<p>・河川 美化に ついて 109 へ移 動</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	 <p>写真-1.2.27 地域と連携した河川美化活動（流域一斉清掃） ↪</p>		
105	<p>(8)人と川のふれあい機能、河川環境、河川景観、文化育成機能等の維持</p> <p>河川空間は、様々なイベント等を通じた人と川、人と人のふれあいを提供する機能を有しており、その機能の維持増進に努めていくことが望まれるとともに、富士川には、富士川 25 選等の景勝地をはじめ、河川敷を舞台として行われる様々な祭事、多くの詩人や文人の詩情が今も伝わる笛吹川の差出の磯など地域の伝統文化を将来に伝えていく役割を有する河川空間が数多くあることから、こうした河川空間の維持保全に努めることが望まれる。</p> <p>また、富士川には信玄堤、万力林、雁堤等、先人達と洪水との戦いを物語る治水施設があり、これらの歴史的治水施設についても後世に継承することが望まれている。</p>	<p>・景観について 96 へ 移動</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																							
	<p>表-1.2.8 富士川で開催されている主なイベント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>開催地</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏の武田の里祭り花火大会</td> <td>韮崎市</td> <td>釜無川河川公園で行われる夏の花火大会。</td> </tr> <tr> <td>御幸祭</td> <td>甲斐市</td> <td>毎年4月15日に笛吹市一宮町の浅間神社等から信玄堤のある三社神社まで神輿巡行するお祭りで、治水の重要性を周知させるために行われている。(水防祭り)</td> </tr> <tr> <td>南アルプス市ふるさとまつり「釜無川下り」</td> <td>南アルプス市</td> <td>ふるさとまつりの一環として、行われるイカダドリ。</td> </tr> <tr> <td>甲州鳳上げまつり</td> <td>南アルプス市</td> <td>毎年みどりの日に釜無川河川敷で行われる手づくり甲州鳳の鳳上げ大会。</td> </tr> <tr> <td>万葉うたまつりとホタル鑑賞会</td> <td>山梨市</td> <td>毎年6月中旬に万力公園で開催される行事。</td> </tr> <tr> <td>川中島合戦戦国絵巻</td> <td>笛吹市</td> <td>春の桃の花まつりで行われる。武田、上杉両軍の合戦を笛吹川河川敷で実施。</td> </tr> <tr> <td>いさわ鵜飼(徒歩鵜)</td> <td>笛吹市</td> <td>毎年夏の石和温泉郷の夏の風物詩。鵜匠が笛吹川に入り鵜を操る古式豊かな漁法。</td> </tr> <tr> <td>神明の花火大会</td> <td>市川三郷町</td> <td>かつて紙工「甚左衛門」の命日を「神明社」の祭日として花火を打ち上げていました。この花火を、平成元年より「神明の花火大会」として行っています。</td> </tr> <tr> <td>南部の火祭り</td> <td>南部町</td> <td>盆の送り火、川供養などとして行われていた儀式であり、稻を病虫害から守る行事も兼ねている。投げ松明、灯籠流し、百八たい、大松明の4つの行事からなる。</td> </tr> <tr> <td>川勧請</td> <td>芝川町</td> <td>仏の靈を祈るお盆行事。灯籠流しの一種で、藁に縄を巻いて丸く作り、その中に十文字を入れて中心にロウソクを立てる。</td> </tr> <tr> <td>投げ松明</td> <td>富士川町</td> <td>川供養の行事として毎年8月のお盆に木島地区と北松野地区で行われる。</td> </tr> <tr> <td>かりがね祭り</td> <td>富士市</td> <td>富士川の氾濫を治めた先人達の偉業をたたえるとともに、市民の河川愛護意識高揚を図るイベント。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	開催地	概 要	夏の武田の里祭り花火大会	韮崎市	釜無川河川公園で行われる夏の花火大会。	御幸祭	甲斐市	毎年4月15日に笛吹市一宮町の浅間神社等から信玄堤のある三社神社まで神輿巡行するお祭りで、治水の重要性を周知させるために行われている。(水防祭り)	南アルプス市ふるさとまつり「釜無川下り」	南アルプス市	ふるさとまつりの一環として、行われるイカダドリ。	甲州鳳上げまつり	南アルプス市	毎年みどりの日に釜無川河川敷で行われる手づくり甲州鳳の鳳上げ大会。	万葉うたまつりとホタル鑑賞会	山梨市	毎年6月中旬に万力公園で開催される行事。	川中島合戦戦国絵巻	笛吹市	春の桃の花まつりで行われる。武田、上杉両軍の合戦を笛吹川河川敷で実施。	いさわ鵜飼(徒歩鵜)	笛吹市	毎年夏の石和温泉郷の夏の風物詩。鵜匠が笛吹川に入り鵜を操る古式豊かな漁法。	神明の花火大会	市川三郷町	かつて紙工「甚左衛門」の命日を「神明社」の祭日として花火を打ち上げていました。この花火を、平成元年より「神明の花火大会」として行っています。	南部の火祭り	南部町	盆の送り火、川供養などとして行われていた儀式であり、稻を病虫害から守る行事も兼ねている。投げ松明、灯籠流し、百八たい、大松明の4つの行事からなる。	川勧請	芝川町	仏の靈を祈るお盆行事。灯籠流しの一種で、藁に縄を巻いて丸く作り、その中に十文字を入れて中心にロウソクを立てる。	投げ松明	富士川町	川供養の行事として毎年8月のお盆に木島地区と北松野地区で行われる。	かりがね祭り	富士市	富士川の氾濫を治めた先人達の偉業をたたえるとともに、市民の河川愛護意識高揚を図るイベント。		
名 称	開催地	概 要																																								
夏の武田の里祭り花火大会	韮崎市	釜無川河川公園で行われる夏の花火大会。																																								
御幸祭	甲斐市	毎年4月15日に笛吹市一宮町の浅間神社等から信玄堤のある三社神社まで神輿巡行するお祭りで、治水の重要性を周知させるために行われている。(水防祭り)																																								
南アルプス市ふるさとまつり「釜無川下り」	南アルプス市	ふるさとまつりの一環として、行われるイカダドリ。																																								
甲州鳳上げまつり	南アルプス市	毎年みどりの日に釜無川河川敷で行われる手づくり甲州鳳の鳳上げ大会。																																								
万葉うたまつりとホタル鑑賞会	山梨市	毎年6月中旬に万力公園で開催される行事。																																								
川中島合戦戦国絵巻	笛吹市	春の桃の花まつりで行われる。武田、上杉両軍の合戦を笛吹川河川敷で実施。																																								
いさわ鵜飼(徒歩鵜)	笛吹市	毎年夏の石和温泉郷の夏の風物詩。鵜匠が笛吹川に入り鵜を操る古式豊かな漁法。																																								
神明の花火大会	市川三郷町	かつて紙工「甚左衛門」の命日を「神明社」の祭日として花火を打ち上げていました。この花火を、平成元年より「神明の花火大会」として行っています。																																								
南部の火祭り	南部町	盆の送り火、川供養などとして行われていた儀式であり、稻を病虫害から守る行事も兼ねている。投げ松明、灯籠流し、百八たい、大松明の4つの行事からなる。																																								
川勧請	芝川町	仏の靈を祈るお盆行事。灯籠流しの一種で、藁に縄を巻いて丸く作り、その中に十文字を入れて中心にロウソクを立てる。																																								
投げ松明	富士川町	川供養の行事として毎年8月のお盆に木島地区と北松野地区で行われる。																																								
かりがね祭り	富士市	富士川の氾濫を治めた先人達の偉業をたたえるとともに、市民の河川愛護意識高揚を図るイベント。																																								
106	<p>(9)流域交流、連携の活動支援</p> <p>富士川及び地域の個性にあった川づくりを進めるにあたっては、治水、利水、環境、利用の各分野にわたり、各自治体、地域及び市民等の</p>		<p>・116へ 移動</p>																																							

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	要望を的確に把握するとともに、計画から管理に至る全ての面で相互の協働によるハード及びソフトの両面からの対応を円滑に行うことが不可欠であることから、行政と流域住民との連携及び交流が重要であり、一層の充実が望まれる。		
107		<p>河川の管理は、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全という目的に応じた管理、平常時や洪水時等の河川の状況に応じた管理、さらには堤防、護岸、樋門・樋管等といった河川管理施設の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっており、効果的・効率的に維持管理を行う必要がある。</p> <p>富士川における<u>左右岸の管理延長</u>は約 165.6km（令和 7 年（2025 年）3 月時点）であり、堤内地との比高差が約 10m の堤防を有している区間もある。</p> <p>富士川は流域の西側を糸魚川－静岡構造線が走り、その地盤は脆弱である。このため、流域の支川や渓流等では土石などの土砂災害が発生しており、また流出土砂が多いために、甲府盆地南西部では天井川となっている。一方で急流である富士川は、河岸侵食及び河床洗掘が激しいことから決壊が生じやすく、天井川区間で決壊が生じた場合は、甚大な被害を生ずるおそれがあることから、災害の発生防止、及び災害発生時の迅速かつ適切な対応が望まれている。</p>	<p>・99 から移動 ・施設の維持 管理について 追記</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>局所的には洪水により堆積が生じやすい区間では、洪水時の流下能力確保のため堆積土砂の撤去等の治水機能の維持が必要な一方で、河口部においては海岸侵食が進行しているなどの状況を踏まえ、土砂の流出及び堆積機構の解明ならびにこれらへの総合的な対策が求められている。</p> <p>また、急流河川である富士川では、堤防の決壊防止には特に留意し、定期的に巡視、点検するとともに侵食箇所等については河岸防護の重要度に応じた適切な対策を行う必要がある。</p> <p>堤防については、繰り返される降雨・洪水・地震等により、ひび割れ、すべり、沈下、構造物周辺の空洞化等の変状が、不規則に発生する。また、近年ではモグラやキツネの巣穴等の野生動物による堤防損傷も発生している。これらを放置すると変状が拡大し、さらに洪水時には漏水等が助長され大規模な損傷となり、堤防の決壊につながるおそれがある。</p> <p>このため、堤防除草、点検、巡視等により異状・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて補修等を行う必要がある。</p>	
108		<p>河道の維持管理に関しては、出水による河岸洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等に対し、適切に維持管理を行う必要がある。</p> <p>富士川の大臣管理区間においては、樋門・樋管 53 箇所、排水機場 5 箇所（令和 7 年（2025 年）3 月時点）及び河口部高潮堤等の河川</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 101 から移動</li> <li>・ 許可耕作物</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>管理施設が設置されており、これらの施設の機能を確保するため定期的な点検、補修等を行っている。今後、設置後長期間が経過し老朽化した施設が増加することから、施設を良好に保つよう、適切に維持管理・更新する必要がある。このため、樋門・樋管等の河川構造物の点検・補修・更新等を効果的・効率的に推進していくため、長寿命化計画により、計画的な維持管理を行っていく必要がある。また、施設操作の確実性を高めるため、予備電源の確保等のバックアップ機能の強化に加え、操作員等の安全確保や高齢化等による操作員のなり手不足への対応として、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を進めていく。</p> <p>橋梁や樋門・樋管等の許可工作物に関しては、現行の技術的な基準に適合していないものや、老朽化が進んでいるもの等がある。このような施設は、洪水時の安全性を損なうおそれがあることから、施設管理者と合同での定期的な確認等により施設の管理状況について把握し、必要に応じて対策を求める必要がある。</p>	について追記
109		<p>河川には、上流部、支川等から流出してくるゴミのほか、一部の河川利用者によるゴミの投棄、家電製品等の不法投棄が行われているため、河川巡視等による監視体制の充実を図るとともに不法投棄の防止に向けた取組を行っている。</p>	・104から移動 ・表現の適正化

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
110		<p>富士川水系に係る河川情報は、雨量観測所 17 箇所（富士川流域内の 1～3 種観測所）、水位観測所 15 箇所（1～3 種観測所）、危機管理型水位計 81 箇所、河川監視用 CCTV カメラ 136 箇所（水門、樋門・樋管等の監視カメラを含む）、簡易型河川監視カメラ 34 台、光ファイバー約 175.1 km やレーダ雨量観測所を設置し、観測・監視を行っている（令和 7 年（2025 年）3 月時点）。これらによって得られる情報は、治水及び利水計画の立案、低水管理、河川管理施設の操作、洪水予測、水防活動等のために重要なものであり、定期的な点検や補修、更新を行う必要がある。</p>	・98、 176 から 移動 ・時点 更新
111		<p>危機管理対策として、洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減を図るため、引き続き、平常時から「水害対応タイムライン」の運用、必要に応じた改善なども含め、流域の関係機関との連携による被害軽減に向けた取組の継続が必要である。</p> <p>また、水防団員の減少、高齢化が進み水防体制の弱体化が懸念されていることから、水防協力団体募集への協力等を行い、水防体制の強化・充実化を図っていく必要がある。</p>	・水害 対応タ イムラ インを 追記 ・水防 体制に ついて 追記
112		雨量・水位情報は、よりきめ細やかな河川水位を把握するため、洪水時に特化した低コストな「危機管理型水位計」及び「簡易型河	・ソフ ト対策

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		川監視カメラ」を活用し、洪水時の監視体制の充実を図り、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる体制の確保が必要である。洪水等による被害軽減に向け、関係市町が作成する水害ハザードマップの作成支援等、地域住民の目線に立ったわかりやすく判断しやすい情報提供を図る必要がある。	について追記
113		また、水質事故が発生すると、水道用水や農業用水等への影響のみならず、魚類をはじめとした動植物にも影響が生じる。水質事故が発生した場合には、関係機関との情報共有を図るとともに被害軽減のための対策を行う必要がある。	・水質事故について追記
114		<p>土砂管理について、富士川流砂系では、山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など、土砂に起因する様々な課題に対して、関係機関が相互に連携し、解決に向けた改善策や目標を検討して総合的に取り組むことを目的として、取組の連携方針を定めている。</p> <p>連携方針では、「災害のない清らかで連続した富士川の流れと白砂青松の海辺を有する富士海岸」を目指すべき姿とし、この実現に向けた目標としている。河道領域は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しく河床洗掘を受ける区間もあることから土砂生産域から海岸域</p>	・土砂管理について取り組みの連携方針について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		にかけての流砂系における連続性の改善を図ることとし、関係機関が連携してモニタリングや各々の取組をすすめており、今後も連携強化を図る必要がある。	
115		2.5 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題	・目次 修正
116		<p>(1) 流域全体であらゆる関係者で取り組む対策</p> <p>全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じていることを踏まえ、令和2年(2020年)7月に、社会資本整備審議会より「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申では、近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一層進め、気候変動による影響や社会の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換するべきであり、防災・減災が主流となる社会を目指すことが示され、今後は、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる必要があるとされている。</p> <p>富士川においても、令和2年(2020年)9月に「富士川水系流域治水協議会」を設置し、令和3年(2021年)3月に「富士川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が</p>	・流域 治水等 について ・106か ら移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の保全・向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。</p> <p>また、令和7年（2025年）3月変更された、「富士川水系河川整備基本方針」にも、流域治水の考え方が盛り込まれている。</p> <p>さらに、治水に加え利水・環境の整備と保全も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する必要がある。</p>	
117		<p>(2) 気候変動適応策の推進</p> <p>IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域で強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されている。</p> <p>近年、我が国においては、時間雨量が 50mm を上回る短時間強雨や、総雨量が 1,000mm を上回るような大雨が発生し、全国各地で毎</p>	・気候 変動に ついて 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>年のように甚大な水災害が発生している。さらに気候変動の影響により、今後さらに、短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予測されている。</p> <p>これにより、施設の能力を上回る外力による水災害が頻発とともに、発生頻度は比較的低いが施設の能力を大幅に上回る外力により極めて大規模な水災害が発生する懸念が高まっている。このため、気候変動による外力（災害の原因となる大雨、洪水、高潮等の自然現象）の増大とそれとともに水災害の激甚化や発生頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による水災害、さらには極めて大きな外力による大規模な水災害など、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>富士川においては、人口・資産の集中する甲府盆地と富士平野の治水安全度を向上させるための検討を進める。</p>	
118		<p>(3) 南海トラフ地震等の大規模地震</p> <p>東海地震をはじめとする南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（南海トラフ地震）については、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害を踏まえ、中央防災会議において科学的に想定し得る最大規模の地震・津波を想定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が平成 26 年（2024 年）3 月に策定された。富士川においても、国土交通省の定める「南海トラフ</p>	・南海 トラフ 地震地 震等地 震対策 につい て追記

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>巨大地震対策計画」や「関東ブロック地域対策計画」に基づき、防災対策を進めてきた。</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100 年から 150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価においては、この地域におけるマグニチュード 8 から 9 クラスの地震の 30 年以内の発生確率は 80% 程度（令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在）とされている。また、富士川沿川の全市町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として「地震防災対策推進地域」に指定されている。このため、堤防、樋門・樋管等の河川管理施設の耐震対策や河川津波対策などのハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、被害想定の地域的特性に鑑み、関係する地方公共団体と連携し、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する必要がある。</p> <p>南海トラフ沿いでは、嘉永 7 年（1854 年）の安政東海地震・安政南海地震では約 32 時間の間隔を置いて、昭和 19 年（1944 年）の東南海地震・昭和 21 年（1946 年）の南海地震では約 2 年間の間隔を置いて大規模地震が発生しており、時間差をもつた複数の地震発生等に備えるため、南海トラフ地震臨時情報の運用がされている。令和</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>6年（2024年）8月には、運用開始後初めての臨時情報が発表されており、改めて平時より地震への備えを徹底する必要がある。</p> <p>また、令和7年（2025年）7月に中央防災会議において見直された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」においては、複合災害対策として、大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害が生じ得ることを考慮し、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮した対策を図るとされている。富士川では、安政東海地震や宝永地震において、沿川の土砂災害による河道閉塞とそれに伴う浸水被害が記録されており、複合災害への備えの強化等についても検討する必要がある。</p>	
119	第3節 河川整備計画の目標		・目次 修正
120	本河川整備計画は、平成15年2月に策定された富士川水系河川整備基本方針に沿って、河川法第16条の2に基づき、富士川水系の大臣管理区間における河川整備に関する事項を定める。		・目次 修正
121	第1項 計画対象区間及び計画対象期間	3. 河川整備計画の対象区間及び期間 3.1 計画対象区間	・目次 修正

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																																										
122	<p>(1)計画対象区間 本河川整備計画の対象区間は、富士川水系の大臣管理区間とする。</p> <p>表 -1.3.1 大臣管理区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>上流端</th> <th>下流端</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川 (釜無川)</td> <td>(左岸) 莩崎市釜崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 莩崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先</td> <td>(武田橋)</td> <td>河口</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td>早川</td> <td>(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先</td> <td>(旧早川橋)</td> <td>富士川合流点</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>御動使川</td> <td>(左岸) 莩崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先</td> <td>(御動使川)</td> <td>富士川合流点</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 莩崎市釜崎町中島字常満 3286 番地先</td> <td>(塩川橋)</td> <td>富士川合流点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字溝堂口 89 番地先</td> <td>(岩手橋)</td> <td>富士川合流点</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>日川</td> <td>(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先</td> <td>(日川橋)</td> <td>笛吹川合流点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>重川</td> <td>(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先</td> <td>(重川橋)</td> <td>笛吹川合流点</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>蛭沢川</td> <td>(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先</td> <td></td> <td>笛吹川合流点</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>五割川</td> <td>(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先</td> <td></td> <td>蛭沢川合流点</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先</td> <td></td> <td>笛吹川合流点</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>122.1</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	上流端	下流端	延長	富士川 (釜無川)	(左岸) 莩崎市釜崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 莩崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先	(武田橋)	河口	85.0	早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先	(旧早川橋)	富士川合流点	3.0	御動使川	(左岸) 莩崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先	(御動使川)	富士川合流点	1.8	塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 莩崎市釜崎町中島字常満 3286 番地先	(塩川橋)	富士川合流点	1.0	笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字溝堂口 89 番地先	(岩手橋)	富士川合流点	28.0	日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先	(日川橋)	笛吹川合流点	1.0	重川	(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先	(重川橋)	笛吹川合流点	1.5	蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先		笛吹川合流点	0.3	五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先		蛭沢川合流点	0.1	濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先		笛吹川合流点	0.4	計			122.1	<p>富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】の計画対象区間は以下の大臣管理区間とする。</p> <p>表 9 計画対象区間</p>	・表現の適正化
河川名	上流端	下流端	延長																																																										
富士川 (釜無川)	(左岸) 莩崎市釜崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 莩崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先	(武田橋)	河口	85.0																																																									
早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先	(旧早川橋)	富士川合流点	3.0																																																									
御動使川	(左岸) 莩崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先	(御動使川)	富士川合流点	1.8																																																									
塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 莩崎市釜崎町中島字常満 3286 番地先	(塩川橋)	富士川合流点	1.0																																																									
笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字溝堂口 89 番地先	(岩手橋)	富士川合流点	28.0																																																									
日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先	(日川橋)	笛吹川合流点	1.0																																																									
重川	(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先	(重川橋)	笛吹川合流点	1.5																																																									
蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先		笛吹川合流点	0.3																																																									
五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先		蛭沢川合流点	0.1																																																									
濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先		笛吹川合流点	0.4																																																									
計			122.1																																																										

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>上流端</th><th>下流端</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川 (釜無川)</td><td>(左岸) 荘崎市莊崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 荘崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先</td><td>(武田橋)</td><td>河口</td><td>85.0</td></tr> <tr> <td>早川</td><td>(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先</td><td>(旧早川橋)</td><td>富士川 合流点</td><td>3.0</td></tr> <tr> <td>御勅使川</td><td>(左岸) 荘崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先</td><td>(御勅使川)</td><td>富士川 合流点</td><td>1.8</td></tr> <tr> <td>塩川</td><td>(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 荘崎市莊崎町中島字常満 3286 番地先</td><td>(塩川橋)</td><td>富士川 合流点</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>笛吹川</td><td>(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字満堂口 89 番地先</td><td>(岩手橋)</td><td>富士川 合流点</td><td>28.0</td></tr> <tr> <td>日川</td><td>(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先</td><td>(日川橋)</td><td>笛吹川 合流点</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>重川</td><td>(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先</td><td>(重川橋)</td><td>笛吹川 合流点</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>蛭沢川</td><td>(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先</td><td>笛吹川 合流点</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>五割川</td><td>(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先</td><td>蛭沢川 合流点</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>濁川</td><td>(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先</td><td>笛吹川 合流点</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td>122.1</td></tr> </tbody> </table>	河川名	上流端	下流端	延長	富士川 (釜無川)	(左岸) 荘崎市莊崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 荘崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先	(武田橋)	河口	85.0	早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先	(旧早川橋)	富士川 合流点	3.0	御勅使川	(左岸) 荘崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先	(御勅使川)	富士川 合流点	1.8	塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 荘崎市莊崎町中島字常満 3286 番地先	(塩川橋)	富士川 合流点	1.0	笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字満堂口 89 番地先	(岩手橋)	富士川 合流点	28.0	日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先	(日川橋)	笛吹川 合流点	1.0	重川	(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先	(重川橋)	笛吹川 合流点	1.5	蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先	笛吹川 合流点	0.3	五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先	蛭沢川 合流点	0.1	濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先	笛吹川 合流点	0.4	計			122.1	
河川名	上流端	下流端	延長																																																							
富士川 (釜無川)	(左岸) 荘崎市莊崎町水神一ツ柳 4755 番地先 (右岸) 荘崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先	(武田橋)	河口	85.0																																																						
早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先	(旧早川橋)	富士川 合流点	3.0																																																						
御勅使川	(左岸) 荘崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先	(御勅使川)	富士川 合流点	1.8																																																						
塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 荘崎市莊崎町中島字常満 3286 番地先	(塩川橋)	富士川 合流点	1.0																																																						
笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字満堂口 89 番地先	(岩手橋)	富士川 合流点	28.0																																																						
日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先	(日川橋)	笛吹川 合流点	1.0																																																						
重川	(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先	(重川橋)	笛吹川 合流点	1.5																																																						
蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先	笛吹川 合流点	0.3																																																							
五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先	蛭沢川 合流点	0.1																																																							
濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先	笛吹川 合流点	0.4																																																							
計			122.1																																																							
123		3.2 計画対象期間	・目次 修正																																																							

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
124	<p>(2)計画対象期間</p> <p>本河川整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。</p> <p>なお、河川の整備状況、流域の社会状況、自然状況等の変化並びに新たな知見及び技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う。</p>	<p>河川整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。</p> <p>なお、<b>河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、見直しの必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行う。</b></p>	・表現の適正化

富士川河川整備計画(現行)

富士川河川整備計画(変更案)

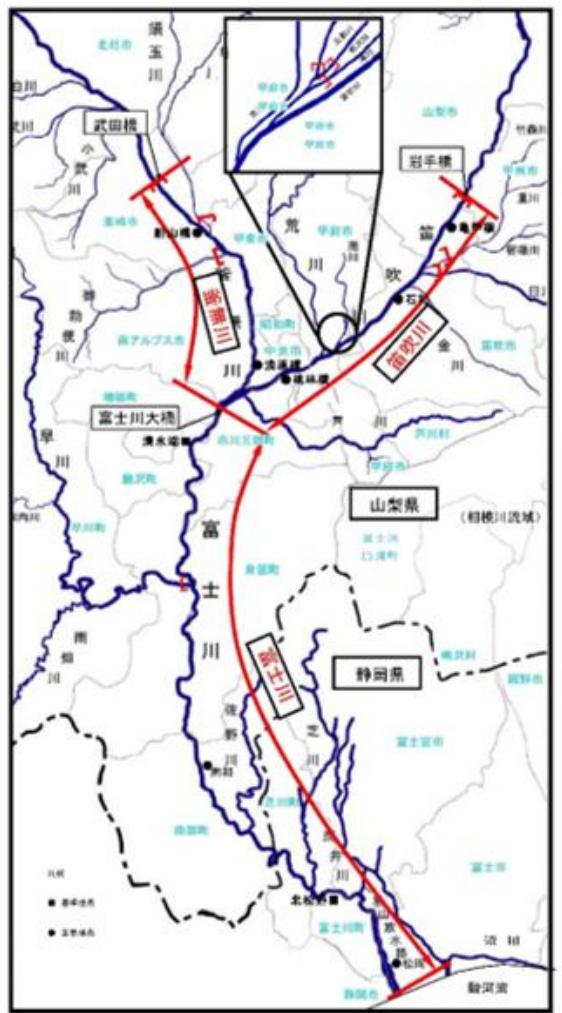
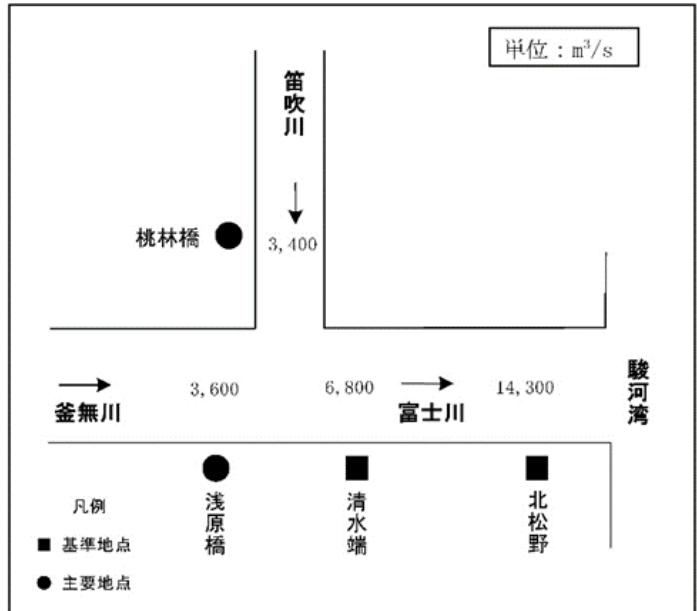
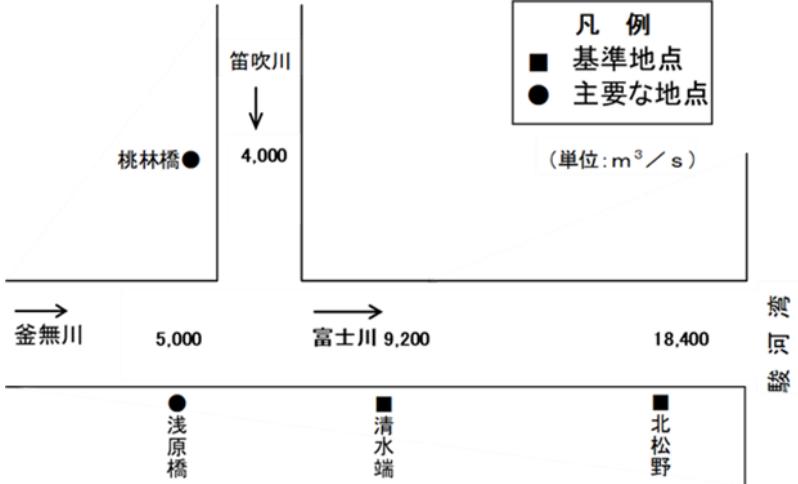
変更  
理由

図-1.3.1 計画対象区間位置図

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
125		4. 河川整備計画の目標に関する事項	・目次 修正
126		<p>富士川は、日本を代表する急流河川であり、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開する。</p> <p>沿川地域を災害から防御するため、富士川の豊かな自然環境に配慮しながら、災害の発生又は被害を軽減させる対策を推進し、洪水氾濫等による災害から生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川整備を推進する。</p> <p>流水の正常な機能の維持に関しては、継続してモニタリング調査を行い、関係機関と連携して合理的な水利用の促進を図りながら必要な流量の確保に努める。</p> <p>これまでの流域の人々と河川との関わりを考慮しつつ、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、富士川の良好な河川景観や水の流れを保全・創出する。</p> <p>災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関との連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施する。</p>	・156か ら移動 ・表現 の適正 化 ・整備 計画の 点検に ついて 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであることから、定期的に計画の点検を実施し、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行う。	
127	第2項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	・目次 修正
128		過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上を図る。  河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。	・129から移動 ・表現の適正化
129	洪水による災害の発生の防止及び軽減に関しては戦後最大規模の洪水(富士川及び釜無川については昭和57年8月洪水、笛吹川については昭和34年8月洪水)を安全に流下させることとし、現在の富士川の河川整備状況、富士川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的な整備の実現性及び上下流、本支川バランス等について総合的に勘案した結果、清水端 $6,800\text{m}^3/\text{s}$ 、北松野 $14,300\text{m}^3/\text{s}$ を整備計画目標流量とする。  このため、築堤や河床掘削による河道の整備を実施するとともに堤防の安全性の向上を図る。さらに、中流部については、地形特性を考慮の	洪水に対しては、甲府盆地や富士平野を流下し氾濫域に人口・資産が集積している、富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度の水準は、戦後最大規模の洪水(富士川・釜無川については、昭和57年(1982年)8月洪水、笛吹川については昭和34年(1956年)洪水)の降雨量に、気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮し整備計画の目標流量を、基準地点の清水端において $9,200\text{m}^3/\text{s}$ 、北松野において $18,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。	・一部 128 へ移動 目標流量の更新

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	うえ、築堤または宅地嵩上げ等の整備を行う。		・表現の適正化
130	<p>あわせて、近年頻発している内水被害に対し、関係機関と調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策の検討する。</p> <p>あわせて、施設能力以上の洪水が発生した場合において、被害を極力軽減できるよう洪水ハザードマップ作成支援などのソフト対策を行っていく。</p>	<p>計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水等に対しては、人命、資産、社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の構造、整備手順等を工夫するとともに、想定し得る最大規模までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮した地域づくりの促進を図る。</p> <p>また、気候変動の影響によって、増大が予想されているリスクに適応するため、流域治水等の取組を推進することで、流域全体の被害の最小化を図る。</p>	・超過洪水について追記
131	さらに、水害に限らず東海地震等を含む災害発生時の円滑な災害対策活動を支援する拠点の整備を行う。	地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査・検討を進め、必要に応じて対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図る。	・表現の適正化
132			・流量配分更新

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	 <p>図-1.3.2 主要な地点における整備計画目標流量</p>	 <p>図-9 富士川流量配分図</p>	
133	第3項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	・目次 修正
134	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、これらが適正な状況となるよう対処する。さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供や情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通を円滑に行えるようにする。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、富士川の水利の現況及び動植物の生息・生育・繁殖、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点においてかんがい期は概ね $22\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は概ね $18\text{m}^3/\text{s}$ の流量に	・正常 流量に

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>また、水質が概ね良好な水域については水質の維持を図るとともに、環境基準を満足していない水域については水質の改善を図る。</p>	<p>がい期は概ね <math>13\text{m}^3/\text{s}</math> を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努める。 (かんがい期は4月から10月、非かんがい期は11月から3月とする)</p> <p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は維持流量と水利流量の双方を満足する流量である。富士川の水利用の状況から、現況流量に対して、維持流量が著しく不足する区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業の項目による必要流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努める。</p>	について 追記

表 10 当面の中期目標設定区間における維持流量

(単位: $\text{m}^3/\text{s}$ )						
河川名	区間	維持流量		中期目標		
富士川	芝川合流点～十島堰 (河口より 13.3 km～ 22.9 km)	1月から12月	8.8	2月から5月	6.3	
	6月から8月			2.8		
	9月から1月			1.6		
	十島堰～塩之沢堰 (河口より 22.9 km～ 40.8 km)	4月から6月	14.3	4月から6月	4.6	
		7月	6.3	7月から3月	3.6	
		8月から3月	6.2			

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		流量の確保に当たっては、流量などのモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて水利用の合理化を検討した上で、関係機関等の協力を得ながら、流水の正常な機能が維持されるよう適正な水利用に向けて取り組む。	
135	第4項 河川環境の整備と保全に関する目標	4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	・目次修正
136	<p>河川環境の整備と保全に関しては、多種多様な生物の生息、生育環境となっている富士川の環境特性の実態と変遷について把握し、生物の生息、生育環境の保全、在来種や貴重な種の群落等の保護、保全に努める。なお、河川整備にあたっては、砂礫地、樹林地、河口の干潟、湿地環境等の保全について十分考慮するとともに、生物の移動経路及び中継地点となる一群の自然地の保全により生息及び生育環境の連続性の確保に努める。</p> <p>あわせて貴重なオープンスペースである水辺空間や河川敷利用への多様な要望に対し、歴史や文化、自然環境等の地域特性を踏まえ、誰もが川とふれあい親しめる場及び水辺の散歩道等の整備を行う。</p>	<p>富士川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全・創出と秩序ある利用の促進を図る。</p>	・表現の適正化
137		<p>(1) 水質</p> <p>水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、環境基準を満足する現在の良好な水質の保全を図る。</p> <p>また、水質異常が発生した際には、関係機関と連携し迅速に対処し、被害の拡大防止を図る。</p>	・水質について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
138		<p>(2) 自然環境</p> <p>動植物の生息・生育・繁殖の場については、河川環境が似通っている区間を「河川環境区分」としてひとまとめにし、区分ごとに良好な区間を「代表区間」として設定する。その上で「代表区間」を目標に富士川の特徴である礫河原（自然裸地及び礫河原植物帶）等の河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方とする。</p> <p>河道掘削などの河川整備等の実施に当たっては、良好な環境を保全するとともに「代表区間」を目標に、治水と環境の調和を図りながら河川環境の向上を図る。</p> <p>なお、特定外来種や外来種の生育・繁殖により在来種への影響が確認されている区間では、治水と環境の調和を図った自然再生を推進し、かつての良好な河川環境の創出を図る。</p>	・自然環境について追記
139		<p>氾濫原環境を含む流域全体にわたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動植物等の生息・生育・繁殖の場及びその連続性の確保を図る。</p> <p>流量や土砂の変動など攪乱による河川の作用を考慮し、それらの作用による変化に応じて順応的な管理を行う。</p> <p>また、地域住民、関係機関等と一体となり、富士川らしい河川景観の保全・形成を図るとともに、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、アユが生息しやすい川づくりによる活気あふれる魅力的な河川を目指すなど、富士川流域での地域振興を支援する。</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																			
	表 11 河川環境区分毎の代表区間																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川区分</th><th>河川環境区分</th><th colspan="2">位置</th><th>代表区間</th><th>主な環境</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜無川</td><td>富士川上流部 (釜無川)</td><td>K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)</td><td>武田橋～富士川大橋</td><td>K196～K205付近 (79km～80km)</td><td>アユ・ウグイ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やカワラヨモギ等が生育・繁殖する礫河原</td></tr> <tr> <td>中流</td><td>富士川中流部</td><td>H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)</td><td>富士川大橋～早川合流点 早川合流点～雁堤上流</td><td>H272～H277付近 (49km～50km) H143～H148付近 (24km～25km)</td><td>アユ・カジカ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、カヤネズミやオオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落</td></tr> <tr> <td>下流</td><td>富士川下流部</td><td>H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)</td><td>雁堤上流～河口</td><td>H9～H18付近 (1km～2km)</td><td>アユ・カマキリ(アユカケ)等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原</td></tr> <tr> <td>笛吹川上流</td><td>笛吹川上流部</td><td>F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)</td><td>岩手橋～螢見橋</td><td>F182～F192付近 (20km～21km)</td><td>アユ・カワヨシノボリ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、ミゾコウジュが生育・繁殖する水際環境</td></tr> <tr> <td>笛吹川下流</td><td>笛吹川下流部</td><td>F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)</td><td>螢見橋～富士川合流点</td><td>F109～F118付近 (12km～13km)</td><td>ミナミメダカ等が生息・繁殖する良好なワンド・たまり環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、オオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落</td></tr> </tbody> </table>	河川区分	河川環境区分	位置		代表区間	主な環境	釜無川	富士川上流部 (釜無川)	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	武田橋～富士川大橋	K196～K205付近 (79km～80km)	アユ・ウグイ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やカワラヨモギ等が生育・繁殖する礫河原	中流	富士川中流部	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	富士川大橋～早川合流点 早川合流点～雁堤上流	H272～H277付近 (49km～50km) H143～H148付近 (24km～25km)	アユ・カジカ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、カヤネズミやオオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落	下流	富士川下流部	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	雁堤上流～河口	H9～H18付近 (1km～2km)	アユ・カマキリ(アユカケ)等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原	笛吹川上流	笛吹川上流部	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	岩手橋～螢見橋	F182～F192付近 (20km～21km)	アユ・カワヨシノボリ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、ミゾコウジュが生育・繁殖する水際環境	笛吹川下流	笛吹川下流部	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	螢見橋～富士川合流点	F109～F118付近 (12km～13km)	ミナミメダカ等が生息・繁殖する良好なワンド・たまり環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、オオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落	
河川区分	河川環境区分	位置		代表区間	主な環境																																	
釜無川	富士川上流部 (釜無川)	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	武田橋～富士川大橋	K196～K205付近 (79km～80km)	アユ・ウグイ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やカワラヨモギ等が生育・繁殖する礫河原																																	
中流	富士川中流部	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	富士川大橋～早川合流点 早川合流点～雁堤上流	H272～H277付近 (49km～50km) H143～H148付近 (24km～25km)	アユ・カジカ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、カヤネズミやオオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落																																	
下流	富士川下流部	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	雁堤上流～河口	H9～H18付近 (1km～2km)	アユ・カマキリ(アユカケ)等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原																																	
笛吹川上流	笛吹川上流部	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	岩手橋～螢見橋	F182～F192付近 (20km～21km)	アユ・カワヨシノボリ等が生息・繁殖する良好な瀬・淵環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、ミゾコウジュが生育・繁殖する水際環境																																	
笛吹川下流	笛吹川下流部	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	螢見橋～富士川合流点	F109～F118付近 (12km～13km)	ミナミメダカ等が生息・繁殖する良好なワンド・たまり環境やイカルチドリが生息・繁殖する礫河原、オオヨシギリが生息・繁殖するオギ群落																																	
140	<p>釜無川では、カワラヨモギ等の生育・繁殖の場となる礫河原、ミヤマシジミの食草となるコマツナギ等の生育・繁殖の場となる草地環境、オイカワ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、カヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシギリ等鳥類などの生息・繁殖の</p>																																					

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>場となるオギ群落の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。</p> <p>富士川中流部では、カワセミ等の鳥類の生息・繁殖の場となる崖地、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類、カワラヨモギ、カワラハハコ等植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落、オイカワ、ウグイ、カジカ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。</p> <p>富士川下流部では、ハマゴウ等の植物の生育・繁殖の場となる海浜性砂丘環境、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、ウグイ、カマキリ（アユカケ）等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。</p> <p>笛吹川上流部では、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、ミゾコウジュ等の生育・繁殖の場となる水際環境、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるツルヨシ群落、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。</p>	について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>笛吹川下流では、ミナミメダカ、ガン・カモ類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるヨシ群落・オギ群落、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。</p> <p>また、全区間において、アユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し生物の移動経路の連続性を確保するとともに、生息・繁殖の場の質の向上を図る。</p>	
141		<p>なお、富士川下流部 H46～H54 付近 (5.0km～6.0km 付近) では、かつては、大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大することで乾燥化しており、外来植生の侵入などによりイカルチドリ、コアジサシ等の生息・繁殖の場となる礫河原の減少がみられることがから、定量目標を定め、礫河原の面積が 25ha 程度存在するようとする。</p>	・定量 目標に ついて 追記
142		<p>(3) 河川利用</p> <p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する。</p> <p>住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、歴史や文化、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。</p>	・河川 利用に ついて 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
143		<p>(4) 景観</p> <p>景観については、歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全、形成を図る。</p>	・景観について追記
144	第2章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 河川の整備の基本的な考え方	<p>5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p>	・目次修正
145		<p>5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p>	・目次修正
146	河川の整備にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう以下の考えを考慮して、総合的な視点で推進する。	<p>河川の整備にあたっては背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿川の土地利用状況、現況の河川の状況や、今後必要な対策量等も踏まえ、水系全体として上下流や本支川のバランスに配慮しながら、治水安全度を向上させることを方針とした整備を行う。</p> <p>急流河川であり、土砂生産量の多い富士川においては、土砂動態を把握し、現況河道を評価した上で、河川環境の向上を図りつつ、河道掘削や堤防整備等による流下能力を確保するための対策を実施するとともに、河岸侵食・河床洗掘が頻発する状況を鑑み、侵食対策等により、堤防の安全性の向上を図る。さらに、中流部については、地形特性を考慮のうえ、浸水防止対策を行う。</p>	・河川整備の考え方について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>また、河道掘削や堤防整備等による洪水防御だけでなく、関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら、災害リスクを考慮した土地利用等を推進しつつ、効率的に災害の発生の防止又は軽減を図る。</p> <p>なお、河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を堤防整備等へ有効活用を図る等、コストの縮減に努める。</p>	
147	第1項 対象洪水に対する流下能力の確保		・目次 修正
148	大臣管理区間全川において戦後最大規模の洪水を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果の早期発現が可能となるように重点的な整備を行うとともに、その手法についても土地利用の状況等を考慮した多様な対策を選択していく。	<p>(1) 流下能力を確保するための対策</p> <p>1) 堤防整備等</p> <p>堤防が整備されていない区間や、堤防の高さや幅が不足している区間において、嵩上げや拡築を実施する。</p> <p>施行の場所は、過去に浸水被害が発生した箇所や、浸水被害が発生しやすいと想定される区間を優先することとし、昭和57年(1982年)8月洪水等により家屋の浸水被害があった富士川中流部等においては、早期に安全度を向上させるために浸水防止対策等を実施する。</p> <p>実施に当たっては、多様な手段を組み合わせ、地区の特性を考慮しつつ、地域住民や地方公共団体との調整を図りながら実施することとする。</p>	・表現 の適正化 ・高潮 堤防に ついて 追記 ・159か ら移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																										
		<p>また、気候変動を踏まえ海岸堤防の計画が見直された場合は、必要に応じて高潮堤防の整備を実施する。</p>																																											
		<p>表 12 堤防整備等に係る施行の場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th colspan="3">施行の場所</th><th>機能の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">富士川</td><td rowspan="3">左岸</td><td>静岡県富士市松岡</td><td>H38～H50付近</td><td>4.2k～5.8k付近</td></tr> <tr><td>山梨県身延町帶金</td><td>H233～H240付近</td><td>41.5k～42.9k付近</td></tr> <tr><td>山梨県身延町宮木</td><td>H265～H268付近</td><td>47.7k～48.3k付近</td></tr> <tr> <td rowspan="4">笛吹川</td><td rowspan="4">右岸</td><td>静岡県富士市岩淵舟山町</td><td>H38～H40付近</td><td>4.2k～4.4k付近</td></tr> <tr><td>山梨県身延町飯富～身延町伊沼</td><td>H267～H272付近</td><td>48.1k～49.1k付近</td></tr> <tr><td>山梨県身延町切石</td><td>H265～H267付近</td><td>51.7k～52.1k付近</td></tr> <tr><td>山梨県南巨摩郡富士川町鰐沢</td><td>K8～K18付近</td><td>58.8k～59.7k付近</td></tr> <tr> <td rowspan="3">笛吹川</td><td rowspan="2">左岸</td><td>山梨県市川三郷町高田～市川三郷町市川大門</td><td>F10～F22付近</td><td>1.1k～2.5k付近</td></tr> <tr><td>山梨県笛吹市石和町四日市場～石和町下平井</td><td>F181～F175付近</td><td>17.7k～19.3k付近</td></tr> <tr> <td>右岸</td><td>山梨県山梨市南</td><td>F249付近</td><td>28.7k付近</td></tr> </tbody> </table>		河川名	施行の場所			機能の概要	富士川	左岸	静岡県富士市松岡	H38～H50付近	4.2k～5.8k付近	山梨県身延町帶金	H233～H240付近	41.5k～42.9k付近	山梨県身延町宮木	H265～H268付近	47.7k～48.3k付近	笛吹川	右岸	静岡県富士市岩淵舟山町	H38～H40付近	4.2k～4.4k付近	山梨県身延町飯富～身延町伊沼	H267～H272付近	48.1k～49.1k付近	山梨県身延町切石	H265～H267付近	51.7k～52.1k付近	山梨県南巨摩郡富士川町鰐沢	K8～K18付近	58.8k～59.7k付近	笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～市川三郷町市川大門	F10～F22付近	1.1k～2.5k付近	山梨県笛吹市石和町四日市場～石和町下平井	F181～F175付近	17.7k～19.3k付近	右岸	山梨県山梨市南	F249付近	28.7k付近
河川名	施行の場所			機能の概要																																									
富士川	左岸	静岡県富士市松岡	H38～H50付近	4.2k～5.8k付近																																									
		山梨県身延町帶金	H233～H240付近	41.5k～42.9k付近																																									
		山梨県身延町宮木	H265～H268付近	47.7k～48.3k付近																																									
笛吹川	右岸	静岡県富士市岩淵舟山町	H38～H40付近	4.2k～4.4k付近																																									
		山梨県身延町飯富～身延町伊沼	H267～H272付近	48.1k～49.1k付近																																									
		山梨県身延町切石	H265～H267付近	51.7k～52.1k付近																																									
		山梨県南巨摩郡富士川町鰐沢	K8～K18付近	58.8k～59.7k付近																																									
笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～市川三郷町市川大門	F10～F22付近	1.1k～2.5k付近																																									
		山梨県笛吹市石和町四日市場～石和町下平井	F181～F175付近	17.7k～19.3k付近																																									
	右岸	山梨県山梨市南	F249付近	28.7k付近																																									
149		<p>※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。</p> <p>2) 河道掘削 洪水を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施する。</p>																																											

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>河道掘削等の計画に当たっては、将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を行う他、多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全を創出し、河道の変化、既設の橋梁や護岸、取水施設等に配慮するとともに、継続的にモニタリングを実施し、その結果を踏まえながら河道掘削を実施する。</p> <p>なお、工事の実施に当たっては濁水防止に努めるともに、河道掘削等により発生する土砂は、堤防の整備等への有効活用や、総合土砂管理の観点から海岸事業との連携や、民間活力の活用を図る。</p>	• 159～ 161 から 移動

表 13 河道掘削等に係る施行の場所

河川名	施行の場所			機能の概要
富士川	左岸 静岡県富士市五貴島～富士市五貴島	H0～H3付近	0.0k～0.4k付近	流下能力向上
	右岸 静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原			
	左岸 静岡県富士市松岡～富士宮市沼久保	H38～H77付近	4.3k～10.3k付近	
	右岸 静岡県富士市岩瀬舟山町～富士市北松野清水町			
	左岸 静岡県富士宮市羽駒脇島～富士宮市羽駒脇島	H88～H88付近	12.3k～12.8k付近	
	右岸 静岡県富士市北松野舟下町～宮市羽駒脇島			
	左岸 静岡県富士宮市長貴橋場～富士宮市長貴橋金	H92～H95付近	13.7k～14.4k付近	
	右岸 静岡県富士宮市内房～富士宮市内房尾崎			
	左岸 静岡県富士宮市長貴上兵貴～富士宮市下稻子第一	H102～H107付近	18.1k～17.2k付近	
	右岸 静岡県富士宮市内房橋上～富士宮市内房橋上			
	左岸 山梨県南部町十島～南部町十島	H122～H129付近	20.1k～21.4k付近	
	右岸 山梨県南部町万沢元宿～南部町万沢朝日			
	左岸 山梨県南部町井出～南部町内船下	H137～H153付近	22.8k～28.2k付近	
	右岸 山梨県南部町万沢朝日～南部町播土文京			
	左岸 山梨県身延町下田原～市川三郷町柄甫	H285～H305付近	51.7k～55.7k付近	
	右岸 山梨県身延町切石～身延町西嶋			
	左岸 山梨県市川三郷町黒沢	K18～K44付近	59.8k～82.7k付近	
	右岸 山梨県富士川町中部～富士川町蛭沢北			
釜無川	左岸 山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田	K31～K87付近	68.8k～87.4k付近	
	右岸 山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖			
	左岸 山梨県中央市山之神	K131～K138付近	72.0k～72.8k付近	
	右岸 山梨県中央市鏡中条			
	左岸 山梨県甲斐市竜王～甲斐市宇津谷	K188～K215付近	78.2k～81.1k付近	
	右岸 山梨県南アルプス市上高砂～竜崎市龍岡町越道			
笛吹川	左岸 山梨県竜崎市宋～木町	K229～K238付近	82.7k～83.7k付近	
	右岸 山梨県竜崎市龍岡町若尾新田			
	左岸 山梨県竜崎市龍岡町若尾新田	K244付近	84.4k付近	
	右岸 山梨県竜崎市龍岡町若尾新田			
笛吹川	左岸 山梨県市川三郷町高田～甲府市下曾根町	F0～F90付近	0.0k～8.8k付近	
	右岸 山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町			
	左岸 山梨県笛吹市八代町北～笛吹市石和町	F150～F173付近	18.5k～19.1k付近	
	右岸 山梨県笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町			
山梨	左岸 山梨県山梨市小原西一区	F237～F241付近	25.0k～26.0k付近	
	右岸 山梨県山梨市万力二区～山梨市南			

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																				
150	第2項 堤防の安全性の確保		・目次 修正																																				
151	<p>河岸の侵食や河床洗掘に起因する破堤による甚大な被害の発生を防止する観点から、護岸未整備箇所について計画的な整備を実施する。さらに、急流河川としての特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。</p> <p>また、浸透に対して、堤防の安全性が不足し、対策が必要となる区間がある場合は、浸透対策を実施していく。</p>	<p>(2) 堤防の安全性を向上させるための対策</p> <p>人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全性を向上させるための整備を計画的に実施する。</p> <p>また、水衝部や堤防付近で高速流が発生する箇所においては、状況を監視し、必要に応じて護岸整備や侵食外力を低減する対策等を実施する。</p> <p>なお、整備に当たっては、多様な水際環境が失われないよう検討する。</p> <p>表 14 堤防の安全性を向上させるための対策に係る施行の場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">河川名</th> <th colspan="3">施行の場所</th> <th rowspan="4">機能の概要 堤防の 安全性向上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川</td> <td>左岸</td> <td>静岡県富士市五貫島～富士市五貫島</td> <td>H0～H60付近</td> <td>0.0k～6.8k付近</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右岸</td> <td>静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>釜無川</td> <td>左岸</td> <td>山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田</td> <td>K60～K250付近</td> <td>64.4k～85.0k付近</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右岸</td> <td>山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>左岸</td> <td>山梨県市川三郷町高田～甲府市下曾根町</td> <td>F0～F264付近</td> <td>0.0k～28.3k付近</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右岸</td> <td>山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	河川名		施行の場所			機能の概要 堤防の 安全性向上	富士川	左岸	静岡県富士市五貫島～富士市五貫島	H0～H60付近	0.0k～6.8k付近		右岸	静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原			釜無川	左岸	山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田	K60～K250付近	64.4k～85.0k付近		右岸	山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖			笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市下曾根町	F0～F264付近	0.0k～28.3k付近		右岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町			<p>・侵食対策について追記</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・160、161 から移動</p>
河川名		施行の場所			機能の概要 堤防の 安全性向上																																		
富士川	左岸	静岡県富士市五貫島～富士市五貫島	H0～H60付近	0.0k～6.8k付近																																			
	右岸	静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原																																					
釜無川	左岸	山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田	K60～K250付近	64.4k～85.0k付近																																			
	右岸	山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖																																					
笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市下曾根町	F0～F264付近	0.0k～28.3k付近																																			
	右岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町																																					

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
152		<p>(3) 超過洪水対策</p> <p>河川堤防が決壊し甚大な被害が発生した場合でも、洪水を速やかに排水することで湛水期間を短くし、復旧に早期着手するために、富士川に古くから残る、霞堤の機能の保全に努めるほか、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行う。</p> <p>氾濫水が集中する箇所において、氾濫水の排除に関する検討を行う。</p>	・超過洪水対策について追記
153		<p>(4) 地震・津波遡上対策</p> <p>地震動や液状化の影響により、樋門・樋管等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがある。</p> <p>このため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。</p> <p>また、津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める。</p> <p>さらに、平成 23 年（2011 年）に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努める。</p>	・地震対策について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
154		<p>(5) 危機管理対策</p> <p>被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、洪水時等に周辺地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備を行うほか、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を進めるとともに、排水機場等の耐水化、孤立化の回避対策、予備電源の確保や樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める。</p> <p>安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、地域の意向を踏まえつつ、工事残土の活用等により応急的な避難場所となる高台等を確保するよう努める。</p> <p>また、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバ一網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図る。</p> <p>さらに、大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事、沿川地域の避難者救済活動を</p>	<p>・河川 敷道路 について 158 から移 動</p> <p>・危機 管理対 策につ いて追 記</p> <p>・水防 活動に ついて 102 から 移動</p> <p>・情報 網の整 備につ いて 158</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		円滑に行うため、緊急用河川敷道路の整備及び災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路等の整備を実施する。	～161から移動
155	第3項 関係機関及び地域との連携及び協働		・目次修正
156	<p>流域の豊かな自然環境、地域風土及び文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる富士川とするため、沿川の自治体が立案する地域計画との連携及び調整を図りつつ、地域住民との対話を進め、地域住民による川づくり活動との連携及び支援を促進し、地域住民及び関係機関等との協働による河川整備を推進する。</p> <p>また、地域住民が自動的に行う河川利用や河川管理への幅広い参画等への支援及び関係機関等との連携の強化により、自然豊かな河川環境を保全するとともに、河川を利用した総合的な学習の場の提供及び河川愛護思想の普及、啓発に努める。</p>		・126へ移動
157	<p>第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要</p> <p>第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p>		・目次修正
158	災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた流域と河道の継続的なモニタリングを実施し、その結果を踏まえて要対策箇所や対処方策を見直しつつ実施するものとし、河川工事を行う場合には、関係機関と調整を行うと共に、河道内における動植物の多様な生息、生育環境の保全について十分に考		・河川敷道路について70、情報網

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>慮し対策を行う。</p> <p>また、全国有数の急流河川である富士川の河道特性や過去に実施してきた伝統的治水工法の効果等を視野に入れ、新たな対策工法の検討に努め、順次実施していく。</p>  <p>写真-2.2.1 信玄堤の聖牛及び出し（釜無川） (急流河川の伝統的治水工法)</p>		の整備 について 154 へ移動
	<p>(1)富士川下流ブロック</p> <p>① 広域防災対策</p> <p>本ブロックにおいては、水防活動及び洪水、高潮や地震時等の被災時における堤防等河川管理施設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。また、洪水及び東海地震等の災害時における緊急的な輸送路となる緊急用河川敷道路の整備を河川環境の保全について十分考慮しつつ行うとともに、それが災害時に有効に活用されるように市町村等の地域防災計画等との整合を図る。</p> <p>さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を進めるとともに、航空輸送を行うため</p>		・154 へ 移動

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

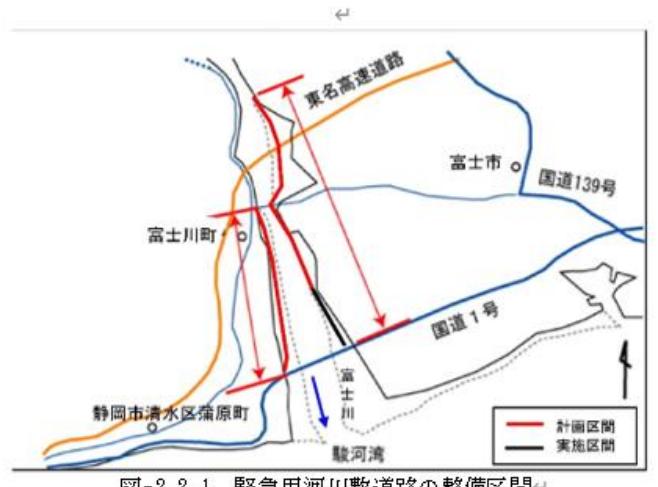
変更  
理由

のヘリポート等陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を実施する。

表-2.2.1 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、  
設置される河川管理施設等の機能等 (富士川下流ブロック) ↗

工事の種類	施行の場所	設置(改築、撤去)される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河川防災ステーション	・河口から山梨県境までの区間に1箇所	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート	洪水、高潮及び 地震時等の被災時における復旧 活動支援	施行の場所等について、地域住民並びに自治体との調整を図る。
緊急用河川敷道路	・富士川左岸河口～ 裾堤付近(富士市) ・富士川右岸河口～ 富士川橋付近 (合計約8,000m)	緊急用河川敷道路	洪水、地震時の被災時における 緊急輸送路の確保	

※今後の災害の発生や測量結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

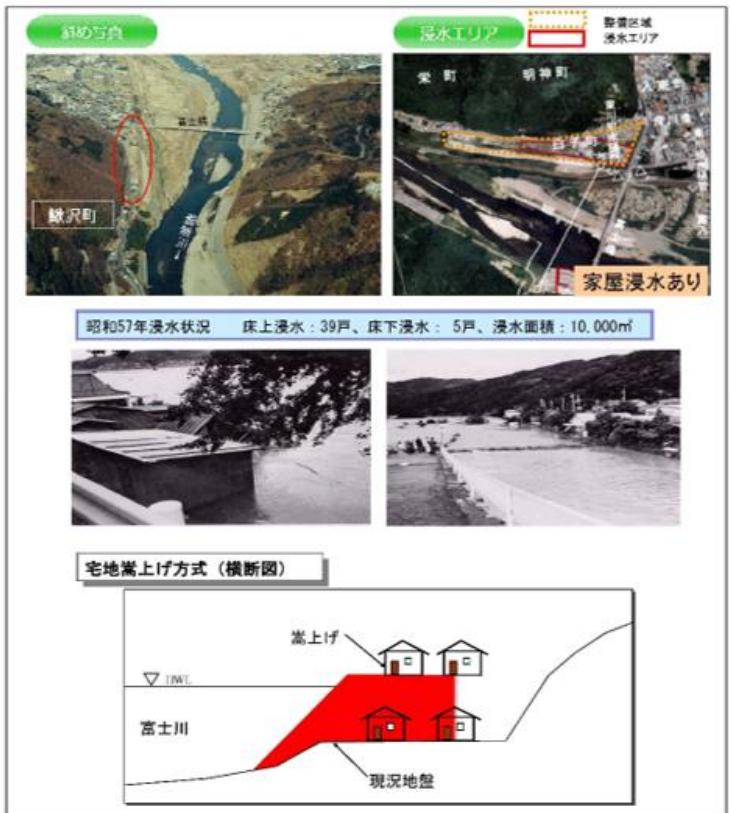


## ② 情報網の整備

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																						
	光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。																								
159	<p>(2)富士川中流ブロック</p> <p>① 浸水防止対策</p> <p>昭和57年8月洪水等により家屋等の浸水被害のあった地区を優先的に整備を実施していく。なお、その際には地形を考慮のうえ、築堤や宅地嵩上げ等多様な手段を組み合わせ、地区特性を考慮しつつ、地域住民や自治体等との調整を図ることとする。</p> <p>表-2.2.2 浸水防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（富士川中流ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">築堤</td> <td>南部町 福士</td> <td rowspan="3">堤防</td> <td rowspan="3">事業実施中 事業実施中</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>身延町 大野</td> </tr> <tr> <td>市川三郷町 岩間</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">築堤または 宅地嵩上げ</td> <td>飯泉町 鬼無</td> <td rowspan="5">浸水防止 堤防、護岸</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>身延町 手打沢</td> </tr> <tr> <td>身延町 切石</td> </tr> <tr> <td>身延町 宮木</td> </tr> <tr> <td>身延町 飯富</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	築堤	南部町 福士	堤防	事業実施中 事業実施中		身延町 大野	市川三郷町 岩間	築堤または 宅地嵩上げ	飯泉町 鬼無	浸水防止 堤防、護岸		身延町 手打沢	身延町 切石	身延町 宮木	身延町 飯富		<p>・浸水 防止対 策につ いて 148 へ移動</p> <p>・河道 断面の確 保対策に ついて 149 へ移 動</p> <p>・広域 防災対 策、情</p>
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される河川管理施設等			摘要																		
		施設の種類	機能の概要																						
築堤	南部町 福士	堤防	事業実施中 事業実施中																						
	身延町 大野																								
	市川三郷町 岩間																								
築堤または 宅地嵩上げ	飯泉町 鬼無	浸水防止 堤防、護岸																							
	身延町 手打沢																								
	身延町 切石																								
	身延町 宮木																								
	身延町 飯富																								

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画 (変更案)

変更  
理由

## ② 河道断面の確保対策

整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、河床掘削により河道断面の確保を図る。

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由表-2.2.3 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、 $\leftarrow$ 設置される河川管理施設等の機能等(富士川中流ブロック) $\leftarrow$ 

工事の種類	施行の場所	設置(改築、撤去)される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
河床掘削	十島堰上流区間		河道断面の確保	

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。

 $\leftarrow$ 図-2.2.3 十島堰上流区間河床掘削 $\leftarrow$ 

## ③ 広域防災対策

水防活動及び洪水や地震時等の被災時における堤防等河川管理施

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																	
	<p>設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。</p> <p>さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を進めるとともに、航空輸送を行うためのヘリポート等陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を実施する。</p> <p>表-2.2.4 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、 設置される河川管理施設等の機能等（富士川中流ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される 河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川防災ステーション</td> <td>山梨静岡県境～富士橋までの間に1箇所整備する。</td> <td>水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート</td> <td>洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援</td> <td>施行の場所等について、地域住民並びに自治体との調整を図る。</td> </tr> <tr> <td>水防拠点</td> <td>山梨静岡県境～富士橋までの間に数箇所整備する。</td> <td>水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所</td> <td>緊急復旧用資材の備蓄</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p> <p>④ 情報網の整備</p> <p>光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し各防災機関及び沿川自治体等との双方の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	河川防災ステーション	山梨静岡県境～富士橋までの間に1箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等について、地域住民並びに自治体との調整を図る。	水防拠点	山梨静岡県境～富士橋までの間に数箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	緊急復旧用資材の備蓄			
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される 河川管理施設等			摘要													
		施設の種類	機能の概要																	
河川防災ステーション	山梨静岡県境～富士橋までの間に1箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所 ヘリポート	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等について、地域住民並びに自治体との調整を図る。																
水防拠点	山梨静岡県境～富士橋までの間に数箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	緊急復旧用資材の備蓄																	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由												
160	<p>(3)釜無川ブロック</p> <p>① 河道断面の確保対策</p> <p>釜無川ブロックの笛吹川下流端において、整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、築堤により、河道断面の確保を図る。</p> <p>表-2.2.5 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>築堤</td> <td>（左岸） 山川三郷町高田、山川大門</td> <td>堤防</td> <td>河道断面の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p> <p>② 洗掘防止対策</p> <p>洪水時には、規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であり、それに起因する破堤という事態となれば、特に天井川区間においては甚大な被害が引き起こされるおそれがあることを踏まえ、護岸整備を計画的かつ重点的に実施する。</p> <p>さらに、全国有数の急流河川である釜無川、笛吹川の特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	築堤	（左岸） 山川三郷町高田、山川大門	堤防	河道断面の確保			<p>・河道断面の確保対策について 149 へ移動</p> <p>・洗掘防止対策について 151 へ移動</p> <p>・広域防災対策、情報網の整備について 154 へ移動</p>
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される河川管理施設等			摘要								
		施設の種類	機能の概要												
築堤	（左岸） 山川三郷町高田、山川大門	堤防	河道断面の確保												

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由												
	<p>表-2.2.6 洗掘防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、 設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の 種類</th> <th rowspan="2">施工の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される 河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗掘防 止対策</td> <td>釜無川：富士橋～武田橋間 笛吹川：富士川大橋～JR身延線橋梁間</td> <td>護岸</td> <td>堤防の洗掘防止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p>  <p>写真-2.2.2 洗掘防止対策の例（韮崎市韮崎千本柳地先：釜無川）</p> <p>③ 内水対策</p> <p>近年、鳴沢川等で頻発している内水被害に対し、支川の河川管理者等の関係機関と調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策を検討する。</p> <p>④ 流入支川対策</p> <p>増穂町及び南アルプス市で実施されている山梨県の河川改修事業と調整のうえ、釜無川右岸堤の引堤等を行い、流下能力の向上により支川流域での浸水被害の軽減を図る。</p>	工事の 種類	施工の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	洗掘防 止対策	釜無川：富士橋～武田橋間 笛吹川：富士川大橋～JR身延線橋梁間	護岸	堤防の洗掘防止			
工事の 種類	施工の場所			設置（改築、撤去）される 河川管理施設等			摘要								
		施設の種類	機能の概要												
洗掘防 止対策	釜無川：富士橋～武田橋間 笛吹川：富士川大橋～JR身延線橋梁間	護岸	堤防の洗掘防止												

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由表-2.2.7 流入支川対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、  
設置される河川管理施設等の機能等(釜無川ブロック)

工事の種類	施工の場所	設置(改築、撤去)される 河川管理施設		摘要
		施設の種類	機能の概要	
箇堤護岸、河道掘削	増穂町大門、青柳	堤防、護岸	流入支川の河 道断面を確保	事業実施中

※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。



図-2.2.4 増穂地区引堤事業

図-2.2.4 増穂地区引堤事業

## ⑤ 広域防災対策

当ブロックにおいては、水防活動及び洪水や地震時等の被災時における堤防等河川管理施設の復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備する。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行できるよう車両交換場所等の整備を実施する。

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由												
	<p>表-2.2.8 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（釜無川ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される 河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川防災ステーション</td> <td>増穂町 青柳</td> <td>水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所</td> <td>洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援</td> <td>設置される施設等については地域住民及び自治体等との調整を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p> <p>図-2.2.5 増穂地区河川防災ステーション緊急時作業イメージ</p> <p>⑥ 情報網の整備</p> <p>光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し、各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	河川防災ステーション	増穂町 青柳	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	設置される施設等については地域住民及び自治体等との調整を図る。		
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される 河川管理施設等			摘要								
		施設の種類	機能の概要												
河川防災ステーション	増穂町 青柳	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	設置される施設等については地域住民及び自治体等との調整を図る。											

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由																
161	<p>(3)笛吹川ブロック</p> <p>① 河道断面の確保対策</p> <p>整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、築堤及び河床掘削により河道断面の確保を図る。</p> <p>なお、河床掘削にあたっては、瀬と淵の保全に配慮する。</p> <p>表-2.2.9 河道断面の確保対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（笛吹川ブロック）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される 河川管理施設等</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>築堤</td> <td>           (右岸)            山梨市東（実施中）            山梨市南            (左岸)            笛吹市八代町北～笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町四日市場～笛吹市御坂町成田～笛吹市石和町市部～笛吹市石和町下平井         </td> <td>堤防</td> <td>河道断面の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河床掘削</td> <td>笛吹市石和町</td> <td></td> <td>河道断面の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される 河川管理施設等		摘要	施設の種類	機能の概要	築堤	(右岸) 山梨市東（実施中） 山梨市南 (左岸) 笛吹市八代町北～笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町四日市場～笛吹市御坂町成田～笛吹市石和町市部～笛吹市石和町下平井	堤防	河道断面の確保		河床掘削	笛吹市石和町		河道断面の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道断面の確保対策について</li> </ul> <p>149 へ移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗掘防止対策について</li> </ul> <p>149 へ移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災対策、情報網の整備について</li> </ul> <p>154 へ移動</p>
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される 河川管理施設等			摘要												
		施設の種類	機能の概要																
築堤	(右岸) 山梨市東（実施中） 山梨市南 (左岸) 笛吹市八代町北～笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町四日市場～笛吹市御坂町成田～笛吹市石和町市部～笛吹市石和町下平井	堤防	河道断面の確保																
河床掘削	笛吹市石和町		河道断面の確保																

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
<p>航空写真</p> <p>掘削対象区間</p> <p>笛吹市石和町</p> <p>笛吹川 万年橋 石和橋 鎌倉橋</p> <p>笛吹市御坂町 馬場川</p>  <p>図-2.2.6 石和地区河床掘削</p> <p>② 洗掘防止対策</p> <p>洪水時には規模の大小を問わず、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れの発生が大きな特徴であり、それに起因する破堤という事態となれば、特に天井川区間においては甚大な被害が引き起されるおそれがあることを踏まえ、護岸整備を計画的かつ重点的に実施する。</p> <p>さらに、全国有数の急流河川である笛吹川の特性を踏まえ、対策実施時点までに蓄積された施設の被災事例の分析及び評価を行いつつ、新たな河岸及び堤防防護工法の検討に努め、順次対策に反映していくものとする。</p> <p>表-2.2.10 洗掘防止対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、 設置される河川管理施設等の機能等 (笛吹川ブロック) ←</p>		

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

工事の 種類	施行の場所	設置(改築、撤去)される 河川管理施設等		摘要
		施設の種類	機能の概要	
洗掘防 止対策	JR身延線橋梁～岩手橋間	護岸	堤防の洗掘防止	

※今後の災害の発生や調査結果により新たな河川工事が必要となる場合がある。

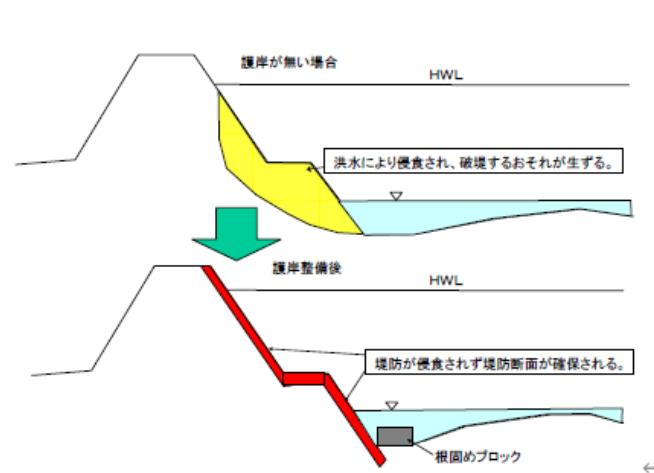


図-2.2.7 洗掘防止対策概念図

## ③内水対策

近年、坪川、大坪尻川等で頻発している内水被害に対し、支川の河川管理者等の関係機関との調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策を検討する。

## ④ 広域防災対策

洪水時の円滑な水防活動及び災害復旧活動を支援する防災拠点を関係自治体と連携を図りつつ整備するとともに、新たな防災拠点設置に向け関係機関とともに、検討を実施する。

さらに、災害時において資材運搬車両や緊急車両等が効率的に通行

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由													
	<p>できるよう車両交換場所等の整備を実施する。</p> <p>表-2.2.11 広域防災対策に係わる主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等（笛吹川[ブロック]）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事の種類</th> <th rowspan="2">施行の場所</th> <th colspan="2">設置（改築、撤去）される</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>河川管理施設等</th> <th>施設の種類</th> <th>機能の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防施設</td> <td>JR身延線構築～着手橋の間に1箇所整備する。</td> <td>水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所</td> <td>洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援</td> <td>施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※今後の災害の発生や調査結果等により新たな河川工事が必要となる場合がある。</p> <p>⑤ 情報網の整備</p> <p>光ファイバー等を用いた情報通信網を整備し、荒天等による交通途絶時においても河川の管理に必要となる水位、雨量等の水文データ、画像情報の収集及び緊急時の河川管理施設の遠隔操作を可能にするとともに、高度情報機器を配備し、各防災機関及び沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報の収集及び提供体制を充実させる。</p>	工事の種類	施行の場所	設置（改築、撤去）される		摘要	河川管理施設等	施設の種類	機能の概要	水防施設	JR身延線構築～着手橋の間に1箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。		
工事の種類	施行の場所			設置（改築、撤去）される			摘要									
		河川管理施設等	施設の種類	機能の概要												
水防施設	JR身延線構築～着手橋の間に1箇所整備する。	水防作業ヤード 備蓄資材 車両交換場所	洪水及び地震時等の被災時における復旧活動支援	施行の場所等については、地域住民並びに自治体等との調整を図る。												
162		5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	・目次 修正													
163		河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進する。														
164	第2項 河川環境の整備と保全に関する事項	5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	・目次 修正													

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
165	河川環境の整備と保全に関しては、河川水辺の国勢調査等の環境モニタリングを継続しつつ富士川の生態系について理解を深めるとともに、新しい知見を踏まえながら実施する	<p>河川環境の整備と保全に関しては、富士川流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや風土、文化、歴史との調和を図りながら、水質の保全、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場の保全・創出と、豊かな河川景観、河川利用、土砂動態等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえた保全・創出を行う。</p> <p>河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行う。</p>	・表現の適正化
166		<p>(1) 水質保全</p> <p>水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、環境基準を満足する現在の良好な水質を保全する。</p> <p>また、水質異常が発生した際には、関係機関と連携し迅速に対処し、被害の拡大を防止する。</p>	・水質保全について追記
167	<p>(1)良好な自然環境の保全</p> <p>富士川においては各所で貴重な動植物等がみられるほか、広大な河川敷を有し、幅約 2,000m に及ぶ河口部には、多列砂州をはじめ、砂礫地、海浜性砂丘、干潟及び湿地等の多様な環境がみられる。この河口部には砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ・チドリ類及び水際の樹林地を集団分布地及び越冬地として利用するカワウ、ガン・カモ類多くの鳥類が生息するほか、河原や干潟、湿地にはススキ、オギ、マコモ、ヨシ等が群生している。また、魚類ではウナ</p>	<p>(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出</p> <p>河川の整備に当たっては、現状の河川環境を保全することを基本とし、河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置し、水域も含めた動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図るとともに、川幅が広い区間においては水際形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出</p>	・河口部の保全については、169へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	<p>ギ、カマキリ、シロウオ等の回遊性魚類が生息している。こうした富士川らしい豊かな自然を保全するため、関係機関等と連携のうえ、瀬や淵及び河原、河畔林、湿地等生物の生息及び生育の場並びに貴重な植物群落等の保全や再生に努める。</p> <p>また、外来種については、その繁茂及び繁殖状況や富士川本来の生態系等に与える影響を把握し、人の健康面及び貴重な動植物等の生態に影響をおよぼすおそれがある場合については関係機関と連携して適切に対応する。</p> <p></p> <p>写真-2.2.3 富士川河口部</p> <p>表-2.2.12 良好的な自然環境への配慮に係る主要な河川工事の種類、施行の場所、設置される河川管理施設等の機能等</p> <p></p> <p>※今後の測定結果等により新たな場所が追加される場合がある。</p>	<p>を図る。併せて、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行う。特に、代表区間において河道掘削等を実施する場合には、代表区間としての良好な河川環境が保全されるよう整備を実施する。</p> <p>河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せずそれに時間を要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価する。</p>	・外来種については、171へ移動
168	(2)生息及び生育環境の連続性としての機能の確保		・206へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	富士川には多種多様な魚類等が数多く生息していることから、河川の整備のあたってはできる限り河床の平坦化を避ける等の対策により魚類等のすみやすい河川環境を確保する。また、シロウオ、アユ、カマキリ、ウナギ等回遊性及び移動性を有する魚類等が生息していることから、こうした魚類等が遡上及び降下できるよう施設管理者等関係者と調整し、適切な構造を有する魚道等の積極的な設置及び改善を図る。あわせて、魚類等の遡上及び降下状況を詳細に把握しその移動経路の保全に関する検討を行う。		
169		<p>釜無川では、カワラヨモギ等の生育・繁殖の場となる礫河原、ミヤマシジミの食草となるコマツナギ等の生育・繁殖の場となる草地環境、オイカワ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、カヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシギリ等鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落の環境が形成されており、河川整備にあたっては、礫河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。</p> <p>富士川中流部では、カワセミ等の鳥類の生息・繁殖の場となる崖地、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類、カワラヨモギ、カワラハハコ等植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等などの鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落、オイカワ、ウグイ、カジカ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、崖地、</p>	<p>・各区間の河川環境整備と保全について追記</p> <p>・河口部の保全については、167</p>

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>礫河原、オギ群落、瀬・淵の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。</p> <p>富士川下流部では、ハマゴウ等の植物の生育・繁殖の場となる海浜性砂丘環境、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、ウグイ、カマキリ（アユカケ）等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、海浜性砂丘環境、礫河原、瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図ってゆく。</p> <p>笛吹川上流部では、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、ミヅコウジュ等の生育・繁殖の場となる水際環境、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるツルヨシ群落、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、礫河原、水際環境、ツルヨシ群落、瀬・淵の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。</p> <p>笛吹川下流では、ミナミメダカ、ガン・カモ類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるヨシ群落・オギ群落、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原の環境が形成されており、河川整備にあたっては、ワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、砂礫河原に留意しながら、保全・創出を図っていく。</p>	から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
170		<p>また、定量目標を設定した、富士川下流部の H46～H54 付近 (5.0km～6.0km 付近) の整備に当たっては、流下能力確保のための河道掘削に併せて、イカルチドリやコアジサシ等が生息・繁殖する場となる礫河原を創出する。掘削に当たっては、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行うとともに、水際形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場を創出し、水域では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、掘削時に発生した巨礫や玉石等を可能な限り再配置し、多様な流速の場を創出しカマキリ (アユカケ) 等の休息場や隠れ場を保全・創出し、治水と環境が調和したかわづくりを実施する。</p> <p>なお、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、生息場と生物の利用状況を踏まえて順応的な管理を行う。さらに、河道掘削・順応的管理等で得られた知見を踏まえて、他の区間の施行に反映していく。</p>	・定量 目標の 施行に ついて 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																									
		<p>表 15 河川環境の整備と保全に関わる施行の場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th colspan="2">施行の場所</th><th>機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜無川</td><td>武田橋～富士川大橋</td><td>K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫による礁河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の保全・創出</td></tr> <tr> <td rowspan="3">富士川</td><td>中流部 富士川大橋～雁堤上流</td><td>H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫による崖地、礁河原、瀬・淵の保全・創出</td></tr> <tr> <td>下流部 雁堤上流～河口</td><td>H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫による礁河原、瀬・淵の保全・創出 海浜性砂丘環境の保全・創出</td></tr> <tr> <td>下流部</td><td>H46～H54付近 (5.0km～6.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫による礁河原の面積が23ha程度存在</td></tr> <tr> <td rowspan="2">笛吹川</td><td>上流部 岩手橋～笛見橋</td><td>F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫による礁河原、水際環境、ツルヨン群落、瀬・淵の保全・創出</td></tr> <tr> <td>下流部 笛見橋～富士川合流点</td><td>F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)</td><td>河道掘削の工夫によるワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、礁河原の保全・創出</td></tr> </tbody> </table>	河川名	施行の場所		機能	釜無川	武田橋～富士川大橋	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の保全・創出	富士川	中流部 富士川大橋～雁堤上流	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	河道掘削の工夫による崖地、礁河原、瀬・淵の保全・創出	下流部 雁堤上流～河口	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、瀬・淵の保全・創出 海浜性砂丘環境の保全・創出	下流部	H46～H54付近 (5.0km～6.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原の面積が23ha程度存在	笛吹川	上流部 岩手橋～笛見橋	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、水際環境、ツルヨン群落、瀬・淵の保全・創出	下流部 笛見橋～富士川合流点	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	河道掘削の工夫によるワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、礁河原の保全・創出	
河川名	施行の場所		機能																									
釜無川	武田橋～富士川大橋	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の保全・創出																									
富士川	中流部 富士川大橋～雁堤上流	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	河道掘削の工夫による崖地、礁河原、瀬・淵の保全・創出																									
	下流部 雁堤上流～河口	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、瀬・淵の保全・創出 海浜性砂丘環境の保全・創出																									
	下流部	H46～H54付近 (5.0km～6.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原の面積が23ha程度存在																									
笛吹川	上流部 岩手橋～笛見橋	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	河道掘削の工夫による礁河原、水際環境、ツルヨン群落、瀬・淵の保全・創出																									
	下流部 笛見橋～富士川合流点	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	河道掘削の工夫によるワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、礁河原の保全・創出																									
171		特定外来生物・外来生物等の生息・生育・繁殖が確認される場合は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する。	・表現方法の適正化 ・167から移動																									
172	(3)人と川とのふれあいの場の整備  近年、富士川の自然とよりふれあいたいとする要望の高まりから、自然とふれあえる新たな場所の整備及び水辺へのアクセスの改善が求められており、人々が川とふれあい、親しめる施設の整備と保全が望まれている。このため、治水及び利水との調和及び優れた景観の保全に努めつつ、歴史や文化及び自然環境等の特性を踏まえ、誰もが川とふれあい	(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備  人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。	・表現の適正化 ・かわまちづくりに																									

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>親しめる場及び水辺にアクセスするための施設の整備を図るとともに、富士川の良好な自然環境を活かした環境教育の場を地域住民及び関係機関と連携して整備する。</p> <p>なお、整備にあたっては、地域住民及び関係機関と共同で計画を立案し順次実施するとともに、ユニバーサルデザインの導入に努める。</p> <p>また、富士川に数多く存在する歴史的治水施設を始めとして、富士川に関する様々な情報を収集し、富士川への来訪者が現地で容易に情報を得ることができるよう携帯電話等の小型端末に対するデータ提供及び看板類等の情報表示板、案内標識などの情報提供基盤の整備を行う。</p> <p>さらに、鰍沢町の富士川舟運の歴史を活かした街づくりや、増穂町の道の駅・川の駅構想等街づくりと一体となった水辺拠点の整備を実施する。</p>	<p>また、沿川地方公共団体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した地域住民に親しまれる河川整備を推進する。</p> <p>河川空間の利活用ニーズの高まりにより、「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施する。</p>	について 追記

表-2.2.13 人と川とのふれあいの場の整備に係る主要な施行の場所等

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

ブロック	市町村	施行の場所	整備の内容
富士川 下流	富士市	松岡	雁堤の遊歩道等の整備
	富士宮市	沼久保	遊歩道等の整備
	富士川町	木島	親水整備
	芝川町	尾崎	桜づつみ、遊歩道等の整備
富士川 中流	南部町	福士	親水整備
	南部町	内船	親水護岸等の整備
	身延町	大野	親水整備
	身延町	飯富	親水整備
	飯沢町	明神町	河岸跡公園整備と連携した水辺整備
釜無川	増穂町	青柳町	道の駅と河川防災ステーションと連携した川の駅（水辺プラザ）
	南アルプス市	東南湖	水辺の楽校等の親水整備
		鏡中条	霞堤部分での親水整備
		鏡中条	親水整備
	南アルプス市、 韮崎市、甲斐市	南アルプス市上高砂～ 韮崎市龍岡町下条南割 甲斐市竜王～甲斐市下今井	大規模治水歴史公園整備
	甲斐市、韮崎市	甲斐市西八幡～韮崎市水神1丁目	遊歩道等の整備
	笛吹市	八代町増田	親水整備
笛吹川	笛吹市、山梨市	笛吹市一宮町田中、山梨市大野	三川合流部の親水整備

※ 今後の調査結果等により新たな場所が追加される場合がある。

具体的な整備内容等は、地域住民、自治体等と連携して今後検討する。

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	 <p>図-2.2.8 人と川とのふれあいの場のイメージ</p>		
173	第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	目次修正
174	<p>河川の維持に関しては、洪水及び高潮等による災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切に維持管理するとともに、地域住民及び関係機関等との連携による協働の維持管理を推進する。</p>	<p>富士川の河川管理に当たっては、急流河川の特性や土砂流出が多いことにより河道の変化が顕著であるという河川特性を十分に踏まえ、基礎データの収集や、河川巡視、点検等により河川の状態を適切に把握し、状態の分析・評価、評価結果を基に、河川の整備、順応的な維持管理対策を実施する。</p> <p>河川維持管理に当たっては、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期、具体的な維持管理対策等を定めた「富士川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」(以下「河川維持管理計画」と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表現の適正化</li> <li>・維持管理計画につ</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		<p>いう。)」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとする「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。なお、維持管理対策では十分な対応が困難な場合には、河道計画にフィードバックした検討を行い、必要に応じて整備内容等を見直すとともに、河道及び河川管理施設等の状況変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、河川維持管理計画の見直しを行う。</p> <p>河川管理施設の老朽化対策等では、施設状況等のデータベース化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。なお、河川の維持管理に当たっては、三次元地形データの活用するなどデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、新技術の開発や活用とあわせ、河川の整備・維持管理全体の高度化・効率化に努める。</p> <p>これらの実施に当たっては、その場に適した生態系の保全・創出を図る。</p> <p>なお、河川管理施設に影響を及ぼす野生動物の対策については、その対応について検討を行う。</p>	いて追記 ・DXや気候変動について追記
175	第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	5.2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	・目次修正

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
176	<p>(1)管理情報の収集及び提供システム</p> <p>富士川においては、雨量観測所 17 箇所、水位観測所 15 箇所(うち高水流量観測 10 箇所)等で行っている観測を継続するとともに、得られた情報を県、市町村等の関係機関及び地域住民に提供する。また、災害時において早期に体制を確保するため光ファイバー網を活用し、監視用カメラによる動画画像をはじめとしたリアルタイムな情報提供を図っていく。</p> <p>写真-2.3.1 下部雨量観測所</p>  <p>写真-2.3.2 監視用カメラ (下山)</p> 		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 110、 192 へ移動</li> </ul>

表-2.3.1 洪水、高潮などによる災害の防止又は軽減に資する主な河川管理施設

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

主な河川管理施設等		施設名及び設置場所
堤防 (護岸、水制含む)		直轄管理区域内の堤防整備区間 (富士川及び釜無川: 114.3km、笛吹川: 59.6km)
排水樋門・樋管	富士川	小池川排水樋門 尾崎第2排水樋管 尾崎排水樋管 長貫第2排水樋管 長貫排水樋管 橋上第2排水樋管 橋上排水樋管 十島排水樋管 越渡排水樋管 井出第2排水樋管 井出排水樋管 福士排水樋門 内船第3排水樋管 内船第2排水樋管 内船排水樋管 睦合第3排水樋管 睦合第2排水樋管 睦合排水樋管 南部第2排水樋管 南部排水樋管 丸滝第3排水樋管 丸滝排水樋管 波木井排水樋門 波木井排水樋管 八日市場第1排水樋管 八日市場第2排水樋管 飯富第2排水樋管 田原川樋門 下田原排水樋管 下田原第2排水樋管 鴨狩排水樋管 西島排水樋管 細田排水樋管 岩間排水樋管 岩間第2排水樋管 楠甫排水樋管 楠甫第2排水樋管 鹿島排水樋管 鹿島第2排水樋管 新田排水樋管 南川排水樋管  釜無川 横川排水機場樋管 上高砂排水樋管
排水樋門・樋管	笛吹川	向新田排水樋管 高部排水樋管 穏池排水機場樋管 柏排水機場樋管 四日市場第2排水樋管 四日市場排水樋管 万力排水樋管
排水機場	金無川	横川排水機場
	笛吹川	穏池排水機場 柏排水機場

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

主な河川管理施設等		施設名及び設置場所
救急排水機場	富士川	下田原救急排水機場 山梨県南巨摩郡身延町下田原 新田救急排水機場 山梨県南巨摩郡駿河町新田
観測システム	水位観測所 雨量観測所	富士川及び釜無川 7箇所、笛吹川 3箇所、ほか5箇所 富士川及び釜無川 6箇所、笛吹川 2箇所、ほか9箇所
緊急用河川敷道路		富士川 1,900m
水防堤点		富士川及び釜無川 6箇所、笛吹川 2箇所
備蓄資材基地		南部町南部地先 ほか13箇所

※平成17年9月現在

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由																																																																										
	<p>表-2.3.2 管理情報の収集及び提供に係る主要な施設等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測システムの種類</th><th>施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【水位観測施設】</td><td></td></tr> <tr> <td>富士川</td><td>7箇所 松岡、北松野、南部、富山橋、清水端、浅原橋、船山橋</td></tr> <tr> <td>早川</td><td>1箇所 早川橋</td></tr> <tr> <td>笛吹川</td><td>3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋</td></tr> <tr> <td>日川</td><td>1箇所 日川</td></tr> <tr> <td>重川</td><td>1箇所 重川</td></tr> <tr> <td>御動使川</td><td>1箇所 堤切</td></tr> <tr> <td>塩川</td><td>1箇所 金剛地</td></tr> <tr> <td>【低水流量観測箇所】</td><td></td></tr> <tr> <td>富士川</td><td>6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋</td></tr> <tr> <td>早川</td><td>1箇所 早川</td></tr> <tr> <td>笛吹川</td><td>4箇所 桃林橋、石和、亀甲橋、押切(笛)</td></tr> <tr> <td>塩川</td><td>1箇所 金剛地</td></tr> <tr> <td>【高水流量観測箇所】</td><td></td></tr> <tr> <td>富士川</td><td>6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋</td></tr> <tr> <td>早川</td><td>1箇所 早川橋</td></tr> <tr> <td>笛吹川</td><td>3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋</td></tr> <tr> <td>芦川</td><td>1箇所 芦川</td></tr> <tr> <td>【雨量観測所】</td><td></td></tr> <tr> <td>富士川</td><td>6箇所 松岡、睦合、市川大門、藤田、小源沢、釜無</td></tr> <tr> <td>常葉川</td><td>1箇所 下部</td></tr> <tr> <td>早川</td><td>1箇所 野呂川</td></tr> <tr> <td>雨畠川</td><td>1箇所 硯島</td></tr> <tr> <td>笛吹川</td><td>2箇所 石和、三富</td></tr> <tr> <td>荒川</td><td>1箇所 甲府</td></tr> <tr> <td>金川</td><td>1箇所 黒駒</td></tr> <tr> <td>重川</td><td>1箇所 神金</td></tr> <tr> <td>御動使川</td><td>1箇所 夜叉神</td></tr> <tr> <td>塩川</td><td>1箇所 増富</td></tr> <tr> <td>須玉川</td><td>1箇所 浅川</td></tr> <tr> <td>【国土交通省設置地震計】</td><td></td></tr> <tr> <td>河川関係</td><td>5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川下流出張所 石和橋、岐南国道出張所</td></tr> <tr> <td>【河川情報収集提供システム】</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川中流出張所 富士川下流出張所、笛吹川出張所</td></tr> <tr> <td>【空間監視用カメラ】</td><td></td></tr> <tr> <td>河川関係</td><td>57箇所 富士川及び釜無川 40箇所、笛吹川 17箇所</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成17年9月末現在</p>	観測システムの種類	施設名	【水位観測施設】		富士川	7箇所 松岡、北松野、南部、富山橋、清水端、浅原橋、船山橋	早川	1箇所 早川橋	笛吹川	3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋	日川	1箇所 日川	重川	1箇所 重川	御動使川	1箇所 堤切	塩川	1箇所 金剛地	【低水流量観測箇所】		富士川	6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋	早川	1箇所 早川	笛吹川	4箇所 桃林橋、石和、亀甲橋、押切(笛)	塩川	1箇所 金剛地	【高水流量観測箇所】		富士川	6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋	早川	1箇所 早川橋	笛吹川	3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋	芦川	1箇所 芦川	【雨量観測所】		富士川	6箇所 松岡、睦合、市川大門、藤田、小源沢、釜無	常葉川	1箇所 下部	早川	1箇所 野呂川	雨畠川	1箇所 硯島	笛吹川	2箇所 石和、三富	荒川	1箇所 甲府	金川	1箇所 黒駒	重川	1箇所 神金	御動使川	1箇所 夜叉神	塩川	1箇所 増富	須玉川	1箇所 浅川	【国土交通省設置地震計】		河川関係	5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川下流出張所 石和橋、岐南国道出張所	【河川情報収集提供システム】			5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川中流出張所 富士川下流出張所、笛吹川出張所	【空間監視用カメラ】		河川関係	57箇所 富士川及び釜無川 40箇所、笛吹川 17箇所		
観測システムの種類	施設名																																																																												
【水位観測施設】																																																																													
富士川	7箇所 松岡、北松野、南部、富山橋、清水端、浅原橋、船山橋																																																																												
早川	1箇所 早川橋																																																																												
笛吹川	3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋																																																																												
日川	1箇所 日川																																																																												
重川	1箇所 重川																																																																												
御動使川	1箇所 堤切																																																																												
塩川	1箇所 金剛地																																																																												
【低水流量観測箇所】																																																																													
富士川	6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋																																																																												
早川	1箇所 早川																																																																												
笛吹川	4箇所 桃林橋、石和、亀甲橋、押切(笛)																																																																												
塩川	1箇所 金剛地																																																																												
【高水流量観測箇所】																																																																													
富士川	6箇所 松岡、北松野、南部、清水端、浅原橋、船山橋																																																																												
早川	1箇所 早川橋																																																																												
笛吹川	3箇所 桃林橋、石和、亀甲橋																																																																												
芦川	1箇所 芦川																																																																												
【雨量観測所】																																																																													
富士川	6箇所 松岡、睦合、市川大門、藤田、小源沢、釜無																																																																												
常葉川	1箇所 下部																																																																												
早川	1箇所 野呂川																																																																												
雨畠川	1箇所 硯島																																																																												
笛吹川	2箇所 石和、三富																																																																												
荒川	1箇所 甲府																																																																												
金川	1箇所 黒駒																																																																												
重川	1箇所 神金																																																																												
御動使川	1箇所 夜叉神																																																																												
塩川	1箇所 増富																																																																												
須玉川	1箇所 浅川																																																																												
【国土交通省設置地震計】																																																																													
河川関係	5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川下流出張所 石和橋、岐南国道出張所																																																																												
【河川情報収集提供システム】																																																																													
	5箇所 甲府河川国道事務所、富士川上流出張所、富士川中流出張所 富士川下流出張所、笛吹川出張所																																																																												
【空間監視用カメラ】																																																																													
河川関係	57箇所 富士川及び釜無川 40箇所、笛吹川 17箇所																																																																												
177	<p>(2)流域全体を視野に入れた土砂管理</p> <p>富士川水系については、土砂生産域から河口に至る総合的な土砂管理の方策を検討してゆく必要があることから、この視点に基づく対応を実施する。</p>		<p>・215へ 移動</p>																																																																										

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>このため、学識経験者、関係機関等との連携のもと、洪水時における土砂挙動観測の拡充、河床材料調査及び河床変動調査等の土砂移動に関するモニタリング調査の継続、関係機関との土砂生産及び移動に関するデータの相互提供、土砂移動の予測手法の検討を実施し、得られた結果を基に富士川の質的及び量的な土砂移動現象の検討などの土砂管理計画を検討する。</p> <p>また、土砂移動予測結果等をもとに、洪水が流下できる河道断面の確保及び河川管理施設等の機能の維持を目的とする管理河床高を設定し、土砂の堆積及び侵食による河床の大幅な変動に対して河道の適切な管理に努める。</p> <p>なお、掘削した土砂についてはその有効利用について検討する。</p>		
178		<p>洪水、津波、高潮等の発生時において、河川管理施設の機能が適切に発揮されるよう、維持管理を行う。</p>	・維持 管理に ついて 追記
179	<p>(3)河川機能の維持</p> <p>富士川の河道内に繁茂した樹木及び堆積土砂については、モニタリングを行いつつ治水機能の維持及び河川環境の保全を目的として適切な維持管理を行う。</p> <p>① 河道内樹木の管理</p> <p>河道内の樹木の繁茂により河積阻害が特に著しい笛吹川上流部の山梨市内及び笛吹市内の区間や釜無川上流部の韮崎市内の区間等のよ</p>	<p>(1) 河道の維持管理</p> <p>河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努める。</p> <p>河道内の堆積土砂や樹林化の進行は、流下能力の低下や樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすことがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する。また、出水に伴う河岸</p>	・河道 の維持 管理の 点検や 巡視等

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>うに樹木の繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合及び河川管理上支障となる場合においては、周辺の動植物の生息、生育環境の保全について十分考慮した上で、支障となる樹木を順次伐採する。</p> <p>写真-2.3.3 釜無川武田橋下流のハリエンジュ繁茂状況(韮崎市)</p> <p>② 堆積土砂の管理</p> <p>洪水発生等により河道内への土砂の堆積が進み、流下能力が不足となる箇所については、堆積した土砂を除去することとする。なお、除去にあたっては、瀬や淵等の河床の状況、動植物の生息生育環境への影響を考慮し、総合的に判断して対処する。</p>	<p>の変状について、堤防保護の支障となる場合には、適切な措置を実施する。</p> <p>土砂の除去、樹木の伐採等の維持管理の実施に当たっては、瀬・淵等の状況、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、公募等による民間活力の活用を検討し、適切な河道の維持管理を行う。</p>	<p>について追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活用について追記</li> <li>・100から移動</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
180		<p>(2) 堤防の維持管理</p> <p>堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理する。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていく。特に、樋門・樋管等の構造物周辺や高潮堤で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施する。このほか、堤防決壊による被害を最小限にとどめるために、霞堤の機能の保全、堤防の機能を維持するための適切な植生管理、作業員の高齢化等による担い手不足等に対応する除草機械の遠隔化・自動化による作業の効率化・省人化等を推進するとともに、公募等による民間活力の活用や地域との共働を検討する。</p>	・堤防の維持管理について追記
181	<p>(4) 河川管理施設等の維持管理</p> <p>① 河川管理施設</p> <p>堤防、護岸、河川構造物等の河川管理施設については、その機能が十分発揮されるよう堤防等の除草を行い、河川管理施設の維持修繕及</p>	<p>(3) 樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理</p> <p>樋門・樋管・排水機場等の河川管理施設の機能を適切に維持していくため、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて</p>	・樋門、樋管等の点検や

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>び補修を行うとともに、河川巡視や定期的な点検等を実施する。このうち、堤防、護岸、自然河岸等については、平常時及び洪水時の巡視並びに空間監視用カメラによる状況把握を行うとともに、それらの状況に応じて適切な維持及び修繕を行い、機能の維持を図る。</p> <p>また、樋管及び樋門並びに排水機場については、機能を維持するための保守及び点検を行い、その結果をもとに修繕や計画的な更新を行う。これらの施設の操作については、操作要領にもとづき適切に操作する。</p> <div style="text-align: center;">   <p>&lt;排水機場外観&gt; &lt;操作室&gt;</p> <p>写真-2.3.4 柏排水機場</p> </div> <p>地震発生時においては堤防及び樋管等河川管理施設の被災状況を把握し、迅速に復旧が実施できるよう、地震後の施設点検、巡視を行う。また、地震の観測体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。また、洪水、地震等により河川管理施設が被災した場合、あるいは被災することが予想される場合においては、被災箇所の拡大を防止するための復旧工事等を行う。そのために必要な資材、特に根固めブロック、</p>	<p>補修・更新を行い、長寿命化を図る。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良・更新を実施する。また、改築・改良・更新に当たっては、新たな技術や知見を取り入れ、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ検討を行う。</p> <p>河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施する。これらの施設を操作する操作員や関係する地方公共団体職員に対し、施設の機能や操作等に関する講習会・訓練を必要に応じて実施する。また、施設操作の確実性を高めるため、予備電源の確保等のバックアップ機能の強化に加え、操作員等の安全確保や高齢化等による操作員のなり手不足への対応として、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を進めていく。</p> <p>雨量観測所、水位観測所、河川監視用 CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施する。これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努める。</p> <p>河川防災ステーション、緊急用河川敷道路等の施設について、平常時は沿川地方公共団体と連携し適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理を実施する。また、堤防に設置された階段や緩勾配坂路の施設については地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用ができるよう努める。</p>	長寿命化について追記

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

割栗石等については十分な備蓄を確保するとともに、防災拠点の整備と整合を図りつつ側帯の整備を行う。

なお、災害時に必要となる災害対策車や照明車、排水ポンプ車等の災害対策支援用車両については適切な保守及び点検を行うとともに、防災情報システムについても適切な維持管理を行い災害に備える。



写真-2.3.5 排水ポンプ車



写真-2.3.6 防災情報システム

表 16 維持管理に係わる施工の場所

主な河川管理施設等	施設名及び設置場所		
堤防	直轄管理区域内の堤防整備区間 (護岸、水制含む)		
排水樋門・樋管	富士川	小池川排水樋門 静岡県静岡市清水区蒲原字向島 尾崎第2排水樋管 静岡県富士宮市尾崎 尾崎排水樋管 静岡県富士宮市尾崎 長貫第2排水樋管 静岡県富士宮市長貫 長貫排水樋管 静岡県富士宮市長貫 橋上第2排水樋管 静岡県富士宮市橋上 橋上排水樋管 静岡県富士宮市橋上 十島排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町十島 越渡排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町越渡 井出第2排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町井出 井出排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町井出 福士排水樋門 山梨県南巨摩郡南部町福士 内船第3排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町内船 内船第2排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町内船 内船排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町内船 睦合第3排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町睦合 睦合第2排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町睦合 睦合排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町睦合 南部第2排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町南部	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
		<p>南部排水樋管 山梨県南巨摩郡南部町北坂</p> <p>大野排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町大野</p> <p>丸滝第3排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町丸滝</p> <p>丸滝排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町丸滝</p> <p>波木井排水樋門 山梨県南巨摩郡身延町波木井</p> <p>波木井排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町波木井</p> <p>八日市場第1排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町八日市場</p> <p>八日市場第2排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町八日市場</p> <p>飯富第2排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町八日市場</p> <p>田原川樋門 山梨県南巨摩郡身延町下田原</p> <p>下田原排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町下田原</p> <p>下田原第2排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町下田原</p> <p>手打沢排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町手打沢</p> <p>鴨狩排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向</p> <p>西島排水樋管 山梨県南巨摩郡身延町西島</p> <p>細田排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町岩間</p> <p>岩間排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町岩間</p> <p>岩間第2排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町岩間</p> <p>楠甫排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町楠甫</p> <p>楠甫第2排水樋管 山梨県西八代郡市川三郷町楠甫</p> <p>鹿島排水樋管 山梨県南巨摩郡富士川町鹿島</p> <p>鹿島第2排水樋管 山梨県南巨摩郡富士川町鹿島</p> <p>新田排水樋管 山梨県南巨摩郡富士川町新田</p> <p>南川排水樋管 山梨県南巨摩郡富士川町白子</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)				変更 理由
			釜無川	横川排水機場樋管	山梨県南アルプス市東南湖	
				上高砂排水樋管	山梨県南アルプス市上高砂	
		排水樋門・樋管	笛吹川	向新田排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町向新田	
				高部排水樋管	山梨県中央市高部	
				穂池排水機場樋管	山梨県甲府市西下条島崎	
				柏排水機場樋管	山梨県甲府市上曾根	
				四日市場第2排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場	
				四日市場排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場	
				万力排水樋管	山梨県山梨市万力	
				岩手排水樋管	山梨県山梨市岩手	
		排水機場	釜無川	横川排水機場	山梨県南アルプス市東南湖	
			笛吹川	穂池排水機場	山梨県甲府市西下条島崎	
				柏排水機場	山梨県甲府市上曾根	
		救急排水機場	富士川	下田原救急排水機場	山梨県南巨摩郡身延町下田原	
				新田救急排水機場	山梨県南巨摩郡富士川町新田	
182	② 許可工作物  許可工作物については工作物の経年変化や河道状況の変化等により、洪水時の流水の阻害や河川管理施設の機能に対する支障が生じないよう定期及び臨時の検査を行うとともに、必要に応じて施設管理者に対し適切な指導を行う。			(4) 許可工作物の機能の維持  <span style="color: red;">橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で技術的基準及び許可条件に基づいた適切な維持管理がなされているかの確認を行うことにより、施設の管理状況を把握する。ま</span>		・許可 工作物 の老朽 化につ いて追 記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	 <p>写真-2.3.7 許可工作物検査状況</p>	<p>た、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行う。</p> <p>また、洪水、津波、高潮等の原因により施設に重大な異状が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう指導する。</p>	・災害発生時の対応について追記
183		<p>(5) 不法行為に対する監督・指導</p> <p>河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行う。</p>	・不法行為について追記
184		<p>(6) 河川等における基礎的な調査及び研究</p> <p>治水・利水・環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、風向・風速の観測、河川水質の調査等を継続して実施し、樹木の繁茂状況、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査する。また、今後の気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、渇水の頻発化、長期化、深刻化等様々な事象まで想定し、追加で調査が必要な項目として、</p>	・調査 ・研究について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>流域の降雨量や降雪・融雪量、降雨の時間分布・地域分布等のモニタリングを実施する。観測精度を維持するため、日常の保守点検を行うとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行う。</p> <p>さらに、洪水時における水理特性等に関する調査・研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用する。</p>	
185		<p>(7) 地域における防災力の向上</p> <p>堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要がある。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携を図る。</p> <p>また、洪水時の連絡体制が確立されるよう平常時から地方公共団体・報道機関の関係機関等と防災に関する様々な情報の共有を行うなど一層の連携を図る。</p>	・防災力について追記
186		<p>1) 水防災意識社会再構築ビジョン</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）による水害を受け、社会資本整備審議会において平成 27 年（2015 年）12 月「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。</p> <p>国土交通省では、答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれ</p>	・水防災意識社会再構築ビジョンについて追記

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>のある市区町村を対象に「大規模氾濫減災協議会」を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。</p> <p>このような中、平成 28 年（2016 年）8 月北海道・東北地方を襲った一連の台風による水災害を踏まえ、平成 29 年（2017 年）6 月に国土交通省は水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめ、さらに、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）を踏まえた計画の改定を平成 31 年（2019 年）1 月に行った。</p> <p>富士川においても、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、沿川の市町と関係県、気象庁、国土交通省関東地方整備局及び関係機関で構成される「富士川流域における減災対策協議会」を設立した。</p> <p>本協議会では、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、各構成員が連携して実施する取組方針を定めた。</p> <p>今後、取組を推進とともに、訓練等を通じた習熟や改善を図る等、継続的なフォローアップを行っていく。</p> <p>また、「減災対策協議会」の場の活用等により、河川事務所等の行動を中心に整理する流域単位のタイムライン(流域タイムライン)</p>	

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>と、市町の行動を中心に整理する市町単位のタイムライン（市町タイムライン）などが階層的かつ相互に連携するように作成・活用する。</p>	

	<p>(5)洪水情報伝達の体制整備、洪水及び高潮対策の活動支援</p> <p>出水時においては、富士川(釜無川を含む)及び笛吹川について、甲府地方気象台及び静岡地方気象台と共同して洪水予報を行い、山梨県、静岡県及び報道機関を経由して地域住民に周知する。また、塩川、御勅使川等については、特別警戒水位に到達など、水位情報の周知を行う。</p> <p>さらに、水防活動が迅速かつ的確に行われるよう水防警報を発令するとともに、光ファイバー網等を活用し、沿川自治体及び関係機関に詳細な水理水文情報等を提供する。</p> <p>平常時の備えとしては、洪水時に迅速な対応ができるよう関係機関の防災技術の向上及び地域住民の防災意識の向上を図るための合同巡回、洪水対応演習、水防訓練を連携して実施する。</p> <p>洪水及び高潮時の氾濫被害を最小限に止めるため、関係機関及び地域住民との連携による洪水ハザードマップ作成の支援を行うとともに、防災教育等の実施を支援する。</p> <p>2) 洪水予報等の発表</p> <p>洪水予報河川において、気象庁と共同して洪水のおそれがあると認められるときは水位等の情報を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、地点別の個別氾濫ブロックについて危険を把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を的確に評価できる「水害リスクライン」において示すとともに、引き続き洪水予測の高度化を進める。水位周知河川において、洪水特別警戒水位に達したときは、当該河川の水位等の情報を示し、その旨を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p> <p>また、平常時から洪水予報等に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図れるよう、気象庁、地方公共団体、報道機関等の関係機関等との連携を一層図る。</p> <p>さらに、富士川は流路延長が長く、富士川中流区間が山間狭隘部となっていることから、広範囲に強い降雨が続き同時多発的に被害が発生した場合、状況把握、情報伝達、避難行動を円滑に進めるため、関係機関が連携し、水防・避難行動のための体制等の充実を図る必要がある。</p>
--	--

・表現の適正化  
・水害リスクラインについて追記  
・ハザードマップについて  
193 へ移動  
防災教育について  
194 へ移動

表-2.3.3 洪水予報区（平成17年度現在）

表-2.3.3 洪水予報区（平成17年度現在）

水系	河川	基準水位観測所	洪水予報区域
富士川 （釜無川を含む）	船山橋 右岸河口から K238 桟 山梨県韮崎市竜岡町若尾新田		左 岸 自 山梨県韮崎市並崎町字一ツ桜 武田橋 至 河口
	清水端 左岸河口から K26 桟+45m 山梨県南巨摩郡兼沢町清水端		右 岸 自 山梨県韮崎市神山町字釜無河原 武田橋 至 河口
	南部 左岸河口から H172 桟+4m 山梨県南巨摩郡南部町内船		
	石和 右岸幹川合流点から F172 桟+90.9m 山梨県笛吹市石和町市部	左 岸 自 山梨県山梨市七日市場 岩手橋 至 同県西八代郡市川三郷町高田	右 岸 自 山梨県山梨市東小字中河原 岩手橋 至 韮川合流点

表-2.3.4 水位情報通知及び周知を行う河川（平成17年度現在）

河川	基準水位観測所	水位情報周知区間
塩川	金剛地 S4 合流点より 0.1 (km) 山梨県甲斐市宇津谷	左岸 甲斐市宇津谷字道沢 557番地先 塩川橋～釜無川合流点まで 右岸 韮崎市並崎町字甲同 3252番地先 塩川橋～釜無川合流点まで
御勅使川	堀切 M20 合流点より 0.6 (km) 山梨県南アルプス市野牛島	左岸 韮崎市堀切町下条三割字西原 596番地先 御勅使川橋～釜無川合流点まで 右岸 南アルプス市六糸字御崎 441番地 御勅使川橋～釜無川合流点まで
重川	重川 重14 合流点より 1.6 (km) 山梨県山梨市歌田	左岸 山梨市一町目中字北河原 813番の5地先 重川橋～笛吹川合流点まで 右岸 山梨市下石森小字雲林 588番の1地先 重川橋～笛吹川合流点まで
日川	日川 日 10-10m 合流点より 0.9 (km) 山梨県笛吹市一宮町田中	左岸 笛吹市一宮町大字田中字山之神 132番の5地先 日川橋～笛吹川合流点まで 右岸 山梨市一町目中字前田 92番地先 日川橋～笛吹川合流点まで
早川	早川橋 早 13-10m 合流点より 3.0 (km) 山梨県南巨摩郡身延町	左岸 南巨摩郡身延町大字雄汎字坂沢 2407番地先 早川橋～富士川合流点まで 右岸 南巨摩郡身延町大字葉倉 811番地先 早川橋～富士川合流点まで

表-2.3.5 水防警報区（平成17年度現在）

表 17 洪水予報河川

洪水予報河川 ※	基準水位観測所*
富士川（釜無川を含む）	船山橋（韮崎市）、清水端（富士川町）、南部（南部川を含む）町）
笛吹川	石和（笛吹市）

\*洪水予報河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。

表 18 水位周知河川

水位周知河川*	基準水位観測所*
塩川	金剛地（甲斐市、韮崎市）
御勅使川	堀切（韮崎市、南アルプス市）
重川	重川（山梨市）
日川	日川（笛吹市、山梨市）
早川	早川橋（身延町）

\*水位周知河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。

・水防  
警報河  
川につ  
いて 188  
に移動

河川	基準水位観測所	水防警報区域	
		左岸	右岸
笛吹川	石和 F172+90.9m 山梨県笛吹市石和町市部	山梨市七日市堤 岩手橋 山梨市東 岩手橋	~ 笛吹市境川町大坪 ~ 甲府市白井河原
重川		山梨市一町田中 重川橋 山梨市下石森 重川橋	~ 笛吹川合流点 ~ 笛吹川合流点
日川		笛吹市一宮町大字田中 日川橋	~ 笛吹川合流点
		山梨市一町田中	~ 笛吹川合流点
笛吹川	桃林橋 F44+45m 山梨県中央市大田和	甲府市白井河原 甲府市浜	~ 西八代郡市川三郷町高田 ~ 釜無川合流点
釜無川	船山橋 K238 山梨県韮崎市竜岡町若尾新田	左岸 韮崎市神山町 武田橋 右岸 韮崎市神山町 武田橋	~ 甲斐市下今井 ~ 韮崎市竜岡町
塩川		甲斐市宇津谷 塩川橋 甲斐市栄町 塩川橋	~ 釜無川合流点 ~ 釜無川合流点
御動使川		韮崎市竜岡町 御動使川橋 南アルプス市六科 御動使川橋	~ 釜無川合流点 ~ 釜無川合流点
富士川 (釜無川 を含む)	浅原橋 K108-24.8m 山梨県中央市臼井阿原 清水端 K26+65.5m 南巨摩郡鎌沢町清水端	左岸 甲斐市竜王 右岸 南アルプス市上高砂	~ 笛吹川合流点 ~ 南アルプス市東南湖
		左岸 西八代郡市川三郷町下大鳥居 右岸 南巨摩郡堆穂町大沢	~ 南巨摩郡身延町宮木 ~ 南巨摩郡身延町飯富
富士川	南部 H172+4m 山梨県南巨摩郡南部町内船	左岸 南巨摩郡身延町波高島 右岸 南巨摩郡身延町下山	~ 南巨摩郡南部町十島 ~ 南巨摩郡南部町万沢
早川		左岸 南巨摩郡身延町大字辻沢 右岸 南巨摩郡身延町大字粟倉	~ 富士川合流点 ~ 富士川合流点
富士川	松岡 H33+60.5m 静岡県富士市松岡	左岸 富士郡芝川町下稻子 右岸 富士郡芝川町橋上	~ 河口 ~ 河口



写真-2.3.8 水防訓練の実施状況



写真-2.3.9 洪水ハザードマップ

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由																		
188		<p>3) 水防警報の発表</p> <p>水防警報河川において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときは、水防警報を発表し、その警報事項を関係県知事に通知する。また、平常時から水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図れるよう、関係機関との連携を一層図る。</p> <p style="text-align: center;">表 19 水防警報河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水防警報河川*</th> <th>基準水位観測所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川 (釜無川を含む)</td> <td>船山橋（韮崎市）、浅原橋（中央市）、清水端（富士川町）、南部（南部町）、松岡（富士市）</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>船山橋（韮崎市）</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>船山橋（韮崎市）</td> </tr> <tr> <td>笛吹川</td> <td>石和（笛吹市）、桃林橋（中央市）</td> </tr> <tr> <td>重川</td> <td>石和（笛吹市）</td> </tr> <tr> <td>日川</td> <td>石和（笛吹市）</td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>桃林橋（中央市）</td> </tr> <tr> <td>早川</td> <td>南部（南部町）</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報河川*	基準水位観測所*	富士川 (釜無川を含む)	船山橋（韮崎市）、浅原橋（中央市）、清水端（富士川町）、南部（南部町）、松岡（富士市）	塩川	船山橋（韮崎市）	御勅使川	船山橋（韮崎市）	笛吹川	石和（笛吹市）、桃林橋（中央市）	重川	石和（笛吹市）	日川	石和（笛吹市）	濁川	桃林橋（中央市）	早川	南部（南部町）	・187から移動
水防警報河川*	基準水位観測所*																				
富士川 (釜無川を含む)	船山橋（韮崎市）、浅原橋（中央市）、清水端（富士川町）、南部（南部町）、松岡（富士市）																				
塩川	船山橋（韮崎市）																				
御勅使川	船山橋（韮崎市）																				
笛吹川	石和（笛吹市）、桃林橋（中央市）																				
重川	石和（笛吹市）																				
日川	石和（笛吹市）																				
濁川	桃林橋（中央市）																				
早川	南部（南部町）																				

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		※水防警報河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。	
189	<p>(6)広域防災機能の維持</p> <p>河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、水防資材、水害防備林等について、広域的な防災機能が維持できるよう、関係機関と連携して維持管理に努める。</p> <p></p> <p>写真-2.3.10 水防資材の備蓄状況</p>	<p>4) 的確な水防活動の促進</p> <p>堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所をきめ細かく設定し、水防管理者に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所に河川監視用CCTVカメラや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していく。</p> <p>水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、許可工作物周辺を含む越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図る。</p> <p>また、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。</p> <p>なお、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮する。</p> <p>さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度を活用して自主防災組織や企業等の参画を図る。また、地域住民等から情報を収集す</p>	・河川監視や水防活動等について追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		る仕組みについても検討する。	
190		<p>5) 河川情報の収集と伝達</p> <p>雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行う。</p> <p>洪水時に住民が危険性を認識できるよう、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図るとともに、情報提供の仕組みを構築し、施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良や配備の充実を図る。</p> <p>雨量情報及び水位情報、河川監視用 CCTV カメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情報等について、情報インフラ（光ファイバー網、インターネット、地上デジタル放送（データ放送）及び携帯端末等）を積極的に活用し、わかりやすく、かつ迅速に防災情報を提供する。</p> <p>また、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。</p> <p>洪水による河川水位の上昇、津波、高潮による海面水位の上昇等、進行に応じて危険度、切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、これらの情報を早い段階から時系列で提供する。</p>	<p>・176 か ら移動 ・表現 の適正 化</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
191		<p>6) 災害時の支援等</p> <p>水門・樋門等を通じて富士川等に流入する支川では、洪水、津波、高潮時に富士川等への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。</p> <p>万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及び氾濫流の制御・リスク分散に利用可能な既設の構造物の活用や排水ポンプ設備や水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制について検討する。</p> <p>また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携を一層図る。</p> <p>大規模水害時等においては、市町の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、民間人材の活用や関係機関と連携し、TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE : 緊急災害対策派遣隊) 等が実施する、災害発生直後からの UAV やレーザ計測などの遠隔・非接触計測技術等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の市町への支援体制の強化を行う。</p>	・大災害の支援について追記
192		<p>7) 水害リスクの評価、水害リスク情報の共有</p> <p>想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一</p>	・水害リスク

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係する地方公共団体と連携して検討する。具体的には、洪水浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努める。</p> <p>また、単一の規模の洪水だけでなく想定最大規模までの様々な規模の洪水等の浸水想定を作成し、提示するとともに、床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無などの水害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等とホームページ等を通じて水害リスク情報の共有を図る。</p> <p>さらに、的確な避難のためのリードタイムの確保等に資するハード対策や土地利用、住まい方の工夫等の新たな施策を、関係する地方公共団体と連携して検討し、必要な対策については、関係する地方公共団体と適切な役割分担のもとで実施する。</p>	の情報について追記
193		<p>8) 住民等の主体的な避難の促進</p> <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、洪水等による被害の軽減を図るため、想定最大規模の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を平成 29 年 (2017 年) 3 月に指定・公表した。</p> <p>指定した洪水浸水想定区域に基づき、大臣管理区間からの氾濫が</p>	・住民の避難について追記 ・ハザードマ

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>及ぶすべての地方公共団体で、ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。なお、河川整備の進捗、対象とする降雨等の外力の変更等により、洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合等は、適宜見直しを行う。</p> <p>一方、要配慮者利用施設及び大規模工場等における水防力の強化を図るため、管理者等に対し、洪水、雨水出水、高潮又は津波を対象とした避難確保計画や浸水防止計画の作成を支援していくとともに、管理者等が実施する避難訓練について、必要に応じて助言及び情報提供を行う。</p> <p>さらに、洪水時に避難行動につながるリアルタイム情報として、スマートフォン等を活用し、洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステム整備に努めるとともに、洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援する。</p> <p>堤防等の施設については、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況や避難の必要性等について住民等へ周知するとともに、洪水時には施設の操作状況等に関するわかりやすい情報提供を行う。</p>	ップに ついて 187 から 移動
194		<p>9) 防災教育や防災知識の普及 自主防災組織の結成等、地域の自主的な取組を促すとともに、ハ</p>	・防災 教育に

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>ザードマップを活用した訓練等の実施に関して、関係地方公共団体と連携し支援に努める。</p> <p>また、学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成にあたり参考となる水害を対象とした避難訓練の実施に関する情報等を教育委員会等に提供するなど支援する。日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで防災知識の普及に資するために、河川協力団体や住民等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等を支援するとともに、出前講座等を活用しながら、過去の洪水による被害を踏まえて水害リスク等の防災知識の普及に努める。</p> <p>また、市町の避難情報や、河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。</p>	について 追記 ・ 187 か ら移動
195		<p>10) 市町による避難指示等の適切な発令の支援</p> <p>重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施する。実施に当たっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫する。</p> <p>また、避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町に提供するとともに、ホームページ等で公表する。</p> <p>さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪</p>	・避難 指示等 の適切 な発令 支援を 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
		<p>水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備を行う。</p> <p>洪水時には、水防団の的確な水防活動や市町村からの迅速な避難情報の発表が住民の適切な避難行動に結びつくために、水防法等に基づく水防警報や洪水予報等の発表に加え、ホットライン等の実施や、広域避難も視野に入れ流域の関係する地方公共団体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることにより事前防災体制の充実・強化を図る。また、流域タイムラインは「減災対策協議会」の仕組みを活用し、継続的に課題の整理を行い必要な改善を図るとともに、市町が作成する避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の改善に対しては必要な技術的支援を行う。</p>	
196		<p>11) 水害リスク情報の発信</p> <p>開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地外への拡大を図る。</p> <p>また、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の整備を進め、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等の促進を図る。</p>	・水害 リスク 情報に ついて 追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
197		<p>12) 円滑な避難のための対策</p> <p>氾濫が生じた場合でも、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るために、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所の名称や距離等を記載した標識を関係市町と適切な役割分担のもとで設置するとともに、ハザードマップを活用した避難場所や避難経路の確保に向けた地方公共団体の取組に対して技術的な支援等を行う。</p>	・避難のための対策について追記
198		<p>13) 特定緊急水防活動</p> <p>洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、浸入した水を排除するなどの特定緊急水防活動を実施する。</p>	・特定緊急水防活動について追記
199	<p><b>第2項 流水の正常な機能の維持に関する事項</b></p> <p>(1)流水の正常な機能の維持に関する水量</p>	<p>5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p>	・目次修正
200	<p>(1)流水の正常な機能の維持に関する水量</p> <p>景観、水質、生物環境、水利用等の観点から富士川にあるべき水量の算定等、適切な必要水量設定に向けた調査及び研究を行うとともに、富士川における地下水の伏流及び還元実態について調査及び研究を行う。</p> <p>また、農業用水、発電用水等については、今後、利用状況の変化、社会情勢を踏まえ、適正な取水量及び河川流量となるよう、利水者及び関</p>	<p>河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態を踏まえ、適正に見直しを行う。さらに、エネルギーとしての活用を推進するために、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。</p> <p>なお、発電による減水区間については、必要な流量を早期に確保</p>	・小水力発電プロジェクトを追記

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	<p>係機関等と調整を図る。</p> <p>(2)渴水調整体制</p> <p>河川流量が減少し渴水対策が必要となった場合の情報提供及び情報伝達、利水者相互間の水融通等緊急時の渴水対策を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関及び水利使用者等とが連携した体制の円滑化を図り、被害の軽減に努める。</p> <p>このため、平常時から河川管理者及び水利使用者との間において、情報、意見交換を定期的に行うために設置された富士川水系環境・水資源協議会等を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。また、渴水に強い社会をつくるため、水を大切にする節水型社会及び水資源有効活用型社会の実現に向け、関係機関及び地域住民と一体となって水の重要性の再認識、節水の実践及び水資源の有効利用等に関する啓発活動に取り組む。</p> <p>(3)水質の保全並びに改善</p> <p>① 水質観測と情報提供、水質の保全</p> <p>水質観測については 14 箇所の水質観測地点で定期的な観測を続けるとともに、水質異常時の監視を行い、これらの情報を県、市町村等の関係機関に提供する。また、光ファイバー網を活用し、油などの流出による水質事故時及び渴水等による水質異常時において早急な対応を行うためのリアルタイムの情報を提供する施設を整備する。</p> <p>水質の保全については、現在環境基準を満足している水域においてはその維持に努めるとともに、環境基準を満足していない水域について</p>	<p>すべく、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取組を行っていく。</p> <p>異常渴水を含め渴水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う。</p> <p>また、水利使用者や関係機関がお互いを尊重しながら水利使用の調整についての協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報提供を行う。</p> <p>流域総合水管理の一環として、流域のあらゆる関係者と協働して、合理的な水利用の促進と流域の貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を推進する。</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・(3)については、204へ移動</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>は、水質の改善を図るため、関係機関及び地域住民と連携して、水質改善のために必要な対策を実施する。また、望ましい水質に関する啓発及び美しい川を守ることの大切さを学習するための情報等の収集に努め、その提供を行う。</p> <p>なお、水質は、本川のみならず支川等も含めた流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量に支配されることから、関係機関及び地域住民と連携し、市民による簡易水質測定等の啓発活動を通じ汚濁負荷量の低減を図る。</p> <p>② 水質事故等への対応</p> <p>富士川の水質事故対策については関係機関と連携し、より適切な対応を図るため関東地方水質汚濁対策連絡協議会(富士川部会)を活用し、体制の充実強化を図るとともに、市民に対する啓発活動を通じ、水質汚濁防止の重要性に関する理解を深めていく。</p> <p>水質事故時の対応としては、関係機関と連携した迅速かつ的確な対処により被害の拡大を防止する。さらに、河川巡視及び河川愛護モニターライ等により水質の監視を行い、異常水質の早期発見に努める。</p>		

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	 <p>写真-2.3.11 水質事故対策訓練</p>		
201	第3項 河川の適正な利用及び河川環境の保全に関する事項	5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	・目次修正
202	<p>(1)秩序ある利用形態、河川美化</p> <p>① 秩序ある利用</p> <p>富士川においては、公園、運動場等の占用による施設的利用及び散策、つりなどの自由使用がなされていることから、河川敷の占用及び一時使用の許可にあたっては、当該地の自然環境の保全について十分考慮したうえで適正な利用が行われるよう施設管理者等を指導するとともに、利用者の啓発に努める。また、不法占用等の不法行為に対しては、河川巡視等による監視を強化し、是正や改善措置を求ることにより、秩序ある利用に努める。</p> <p>② 河川美化体制</p> <p>河川利用者のマナーの低下により発生するゴミ及び不法投棄等による</p>		<p>・秩序ある利用について 206へ移動</p> <p>・河川美化について</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>河川環境の悪化が問題となっている。このため、関係機関及び地域住民と連携して河川美化に対する意識の啓発を行うとともに、不法投棄等の特に悪質な行為に対しては、河川巡視等による監視の強化及び関係機関との連携により原因者の特定等を行った上で、撤去及び改善を求める等適切に対処していく。</p> <p>また、洪水後において河口部や河岸、河川管理施設等に漂着するゴミについては、自然環境への影響を考慮し、関係機関及び地域住民と連携して適切な対応を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>写真-2.3.12 流域一斉清掃</p>  <p>写真-2.3.13 河口部に漂着した流木</p> </div> <p>(2)交流及び利用促進のための施設の維持管理</p>		210 へ移動 ・交流及び利用促進のための施設の維持管理 217 へ移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由									
	<p>河川空間は、オープンスペースや自然の存在により、人と川、人と人のふれあいを提供する場としての機能を有している。富士川においても、従前からのスポーツや散策等の利用に加え、近年では自然観察を通じた総合的な学習の場としての利用等富士川とのふれあいを強めたいという要望が高まっている。このため、関係自治体、流域住民等と連携し水辺プラザや遊歩道等の維持管理等を適切に行うことにより、その機能の維持増進に努めていく。</p> <p>また、年齢や障害の有無等にかかわらず全ての人々が川とふれあえるよう、河川空間の利用を促進する緩傾斜坂路(スロープ)等についても適切に維持管理を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>写真-2.3.14 緩傾斜坂路（万力林）</p> </div> <p>表-2.3.6 人と川のふれあい施設の確保に係わる主要な河川管理施設等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>主な河川管理施設等</th> <th colspan="2">施設の件数及び整備延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水辺の美校</td> <td>釜無川 左岸1箇所</td> <td>計1箇所</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜坂路(スロープ)</td> <td>富士川及び釜無川 左岸1箇所、右岸2箇所 笛吹川 左岸1箇所、右岸2箇所</td> <td>計3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の施設は平成18年度までに整備されているものであり、維持管理については、関係自治体と調整を図り、適切な分担のもと行う。</p>	主な河川管理施設等	施設の件数及び整備延長		水辺の美校	釜無川 左岸1箇所	計1箇所	緩傾斜坂路(スロープ)	富士川及び釜無川 左岸1箇所、右岸2箇所 笛吹川 左岸1箇所、右岸2箇所	計3箇所		
主な河川管理施設等	施設の件数及び整備延長											
水辺の美校	釜無川 左岸1箇所	計1箇所										
緩傾斜坂路(スロープ)	富士川及び釜無川 左岸1箇所、右岸2箇所 笛吹川 左岸1箇所、右岸2箇所	計3箇所										
203		河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質の保全、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、景観、河川利用	・環境の整備									

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		<p>等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行う。</p> <p>実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するなど、ライフサイクルコストの縮減に努める。</p>	と保全について追記
204		<p>(1) 水質の保全</p> <p>水質観測については引き続き水質観測地点で定期的な観測を続けるとともに、水質異常時の監視を行い、これらの情報を県、市町等の関係機関に提供する。</p> <p>また、望ましい水質に関する啓発及び美しい川を守ることの大切さを学習するための情報等の収集に努め、その提供を行う。</p> <p>なお、水質は、本川のみならず支川等も含めた流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量に支配されることから、関係機関及び地域住民と連携し、住民による簡易水質測定などの啓発活動を通じ汚濁負荷量の軽減を図る。</p> <p>富士川の水質事故対策については関係機関と連携し、より適切な対応を図るため関東地方水質汚濁対策連絡協議会を活用し、体制の充実強化を図るとともに、住民に対する啓発活動を通じ、水質汚濁防止の重要性に関する理解を深めていく。</p>	・表現の適正化 ・200から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		水質事故時は、関係機関と連携した迅速かつ的確な対処により被害の拡大を防止する。さらに河川巡視及び河川愛護モニター等により水質の監視を行い、異常水質の早期発見に努める。	
205	<p>(3)河川環境の保全</p> <p>富士川の河道内植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返し、瀬、淵は洪水毎に位置を変えていることを踏まえ、自然環境が大きく変動する富士川の河川環境を把握するためのモニタリング調査を実施していく。</p> <p>また、河川環境の保全及び河川区域内の適正な利用を図るため、学術上または稀少性の観点から重要な種、群落、注目すべき生息地等についての情報を収集、整理するとともに、既存の河川管理施設及び許可工作物に関して環境面から点検を実施し、あわせて市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。</p> <p>環境モニタリング等により得られた調査結果については、GIS(地理情報システム)等によるデータベースの整備を行い、環境データを充実させるとともに、インターネット等を活用した情報提供体制を整備する。</p> <p>さらに、河川内で実施される様々な整備及び利用に際して、施設管理者等を含む関係機関と適切に調整し河川環境の保全に努める。</p>	<p>(2) 自然環境の保全</p> <p>良好な自然環境の維持を図るためにには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する。調査結果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとともに、市民団体、学識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共有化を図り、河川整備等の実施時に活用する。</p> <p>なお、河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する場合もあり、かつ、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、対策が必要となった場合は、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行う。</p> <p>また、生態系ネットワーク連続性の観点からアユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路の確保に関する調査検討を行う。</p> <p>なお、樋門・樋管等で落差による生態系ネットワークの分断が生じているものについては、施設管理者と協議を行い連続性の確保に努める。</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・生態系ネットワークについて は、168</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
		<p>特定外来生物・外来生物等の生息・生育・繁殖が確認される場合は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する。</p> <p>外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺地域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める。</p>	から移動
206		<p>(3) 河川空間の適正な利用</p> <p>富士川においては、公園、運動場等の占用による施設的利用及び散策、釣りなどの自由使用がなされていることから、河川敷の占用及び一時使用の許可に当たっては、当該地の自然環境の保全について十分考慮したうえで適正な利用が行われるよう施設管理者等を指導するとともに、利用者に対する啓発に努める。</p> <p>また、既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川地方公共団体と一体となって、誰もがより安心・安全に利用できるよう維持管理を行う。</p> <p>富士川にかかわる伝統的な祭りや行事及び史跡等は、地域の伝統文化を現在から将来にわたって伝えていく役割を果たしている。このため、地域文化伝承の観点から祭り等での河川敷の利用や史跡等の保全に協力するとともに、その基礎となる河川空間の保全につとめる。</p>	・202から移動

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
207		<p><b>(4) 水面の適正な利用</b></p> <p>水面の利用に当たっては、河川管理を適正に行いつつ河川における自由使用（ラフティング等）がある河川区域については、必要に応じて、環境保全及び安全指導を行うものとする。</p>	・水面の適正な利用について追記
208	<p>(4) 河川景観、文化育成機能の維持等</p> <p>河川景観、文化育成機能等の維持及び保全については、地域住民や関係機関等との連携により行うものとする。</p> <p>① 河川景観の維持</p> <p>富士川は、河道及びそれを取り巻く環境が有する優れた自然的景観要素並びに信玄堤や万力林、雁堤等の歴史的治水施設による歴史的景観要素等により、優れた河川景観を有していることから、河川整備にあたっては富士川の景観に悪影響を与えないよう十分考慮するとともに、占用者による新たな施設の設置等にあたっても同様の指導を行う。さらに、より優れた河川景観を実現するための方策を関係機関及び地元住民等と連携のうえ検討し、立案する。</p>	<p><b>(5) 景観の保全</b></p> <p>富士川は河道及びそれを取り巻く環境が有する優れた自然的景観要素並びに信玄堤や万力林、雁堤等の歴史的治水施設による歴史的景観要素など優れた河川景観を有していることから、河川整備に当たっては富士川の景観の保全を図るとともに、占用者による新たな施設の設置等にあたっても同様の指導を行う。</p>	
209	<p>② 文化育成</p> <p>富士川にかかる伝統的な祭りや行事及び史跡等は、地域の伝統文化を現在から将来にわたって伝えていく役割を果たしている。このため、地域文化伝承の観点から祭り等での河川敷の利用や史跡等の保全に</p>	<p><b>(6) 環境教育の推進</b></p> <p>環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する。</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	協力とともに、その基礎となる河川空間の保全に努める。	<p>また、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援する。</p> <p>富士川を利用する人々による水難事故の発生に対処するため、河川管理者並びに、地方公共団体、警察署、消防署等と連携し、防止に努める。</p> <p>子供たちだけでなく地域の人々と共に、富士川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、自然を生かした水辺や施設を維持・保全する。</p>	
210		<p>(7) 不法投棄対策</p> <p>河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図る。また、地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を行うことで、ゴミの不法投棄対策に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・202から移動</li> <li>・表現の適正化</li> </ul>
211	<p>③ 歴史的治水施設</p> <p>富士川には、信玄堤及び信玄堤に関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人達と洪水との戦いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有している。これらの歴史的治水施設の意義を学び、後世に継承するため、関係自治体との調整を図りつつ歴史的治水施設及びその周辺の占用等に関し調整を行うとともに</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・③は219へ移動</li> </ul>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
	<p>に、施設の維持、保全及び活用を図る。</p> <p>(5)富士川全体の交流及び連携</p> <p>安心して暮らせる地域、豊かでゆとりのある地域を目指し、富士川及び地域の個性にあった川づくりを進めるにあたっては、河川管理者と関係機関、流域住民との連携及び交流が重要であることから、今後も富士川全体の視点に立って河川管理者と関係機関、流域住民が連携し、活発な活動が展開されるよう、学識経験者及び市民等で構成された富士川技術検討会、大臣管理区間を4つのブロックに区分したブロック別川づくり懇談会等を開催し、川づくりや協働での管理等様々な取り組みにあたり意見交換を実施する。</p>		<p>・(5)は 217へ 移動</p>

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
	 <p>写真-2.3.15 信玄堤ウォーク</p>		
212		<p>6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項</p> <p>6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策</p>	・目次 修正
213		<p>気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係機関が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。富士川流域の流出特性や流下特性を踏まえ、霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める。</p>	・流域治水、流域全体の課題について追記
214		<p>6.2 総合的な土砂管理</p>	

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
215		<p>富士川流砂系では、土砂移動に起因する様々な課題に対して、関係機関が協力し解決に向けた改善策や目標を検討して総合的な土砂管理に取り組むことを目的として定めた連携方針を踏まえ、関係機関と連携を図りながら取組を進める。</p> <p>河道領域では、学識経験者、関係機関等との連携のもと、洪水時における河床変動の把握、河床材料調査及び河床変動調査、濁水の状況把握等の土砂移動に関するモニタリング調査の継続・実施、関係機関との土砂生産及び移動に関するデータの相互提供、土砂移動の予測手法の検討を実施し、得られた結果を元に土砂生産域から海岸域にかけての流砂系における連続性の改善検討などを実施する。</p> <p>また、流下能力の確保・維持及び河川管理施設等の機能の維持を目的として、モニタリング結果を元に土砂移動の状況や流下能力の把握等を実施し、土砂の堆積及び侵食による河床の大幅な変動に対して河道を適切に管理するよう努める。</p> <p>なお、河道掘削等により発生する土砂は、堤防の整備等への有効活用の他、海岸事業との連携や、民間活力の活用を図る。</p>	・ 99、 177 から 移動
216		6.3 地域住民、関係機関との連携・協働	・ 目次 修正

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更理由
217		<p>富士川における関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川の整備・維持管理等を推進する。</p> <p>実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く積極的に提供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習の支援の充実及び外来生物や野生動物等の対策への協力を行う。</p>	・202から移動
218		6.4 治水技術の伝承の取組	目次修正

	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
219		富士川には、信玄堤及びこれに関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人と洪水との闘いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有している。これらの歴史的治水施設や伝統的治水工法の意義を学び、後世に継承するため、関係地方公共団体との調整を図りつつ、歴史的治水施設及びその周辺の占用等に関し調整を行うとともに、施設管理者の協力を得ながら、施設の維持、保全及び活用を図る。	・ 103、 211 から 移動
220		図 計画対象区間	



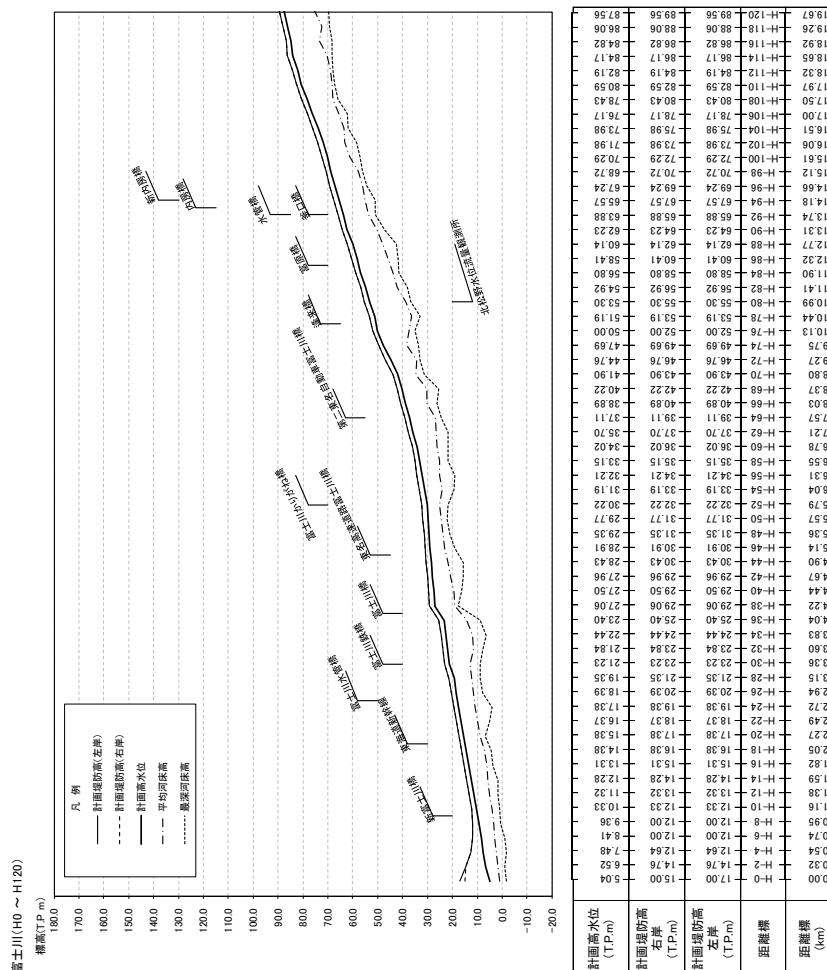
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
222		附図1 計画諸元表	

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画（変更案）

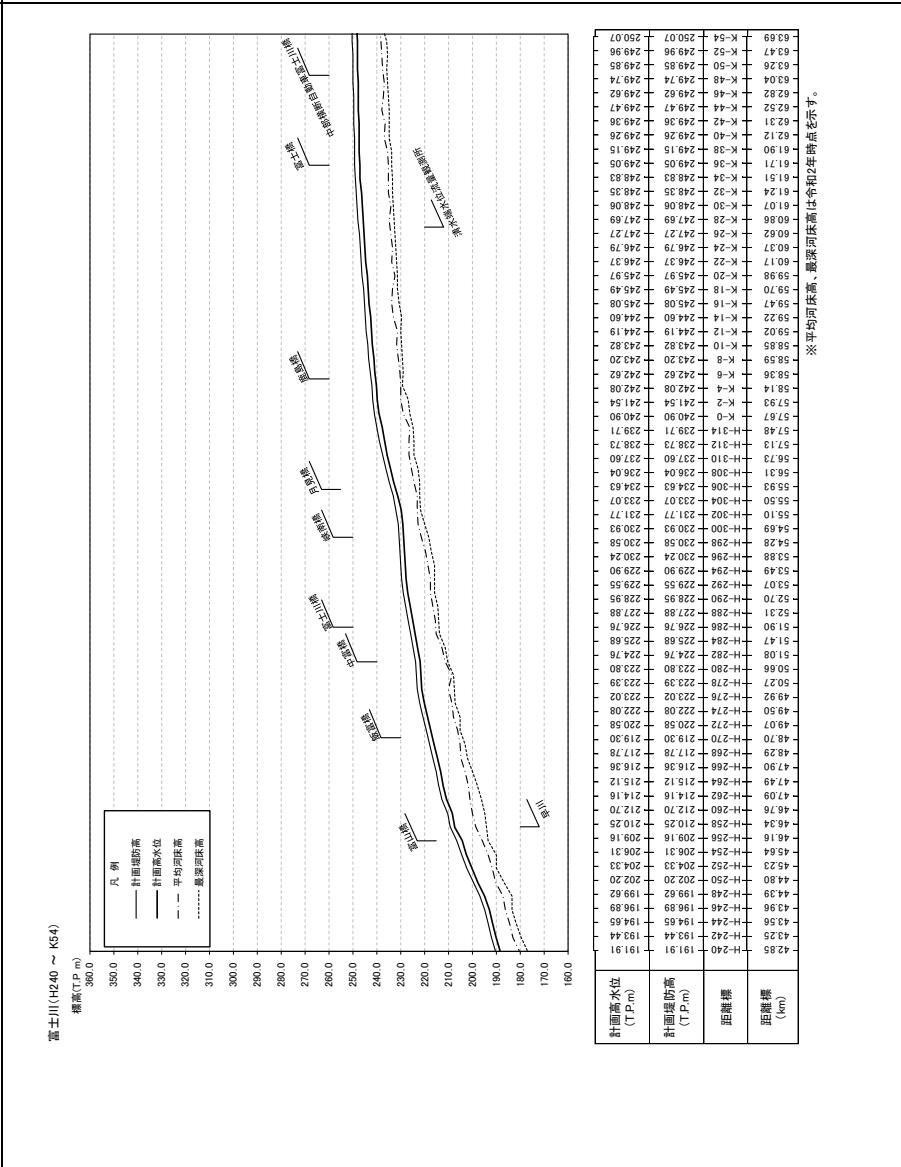
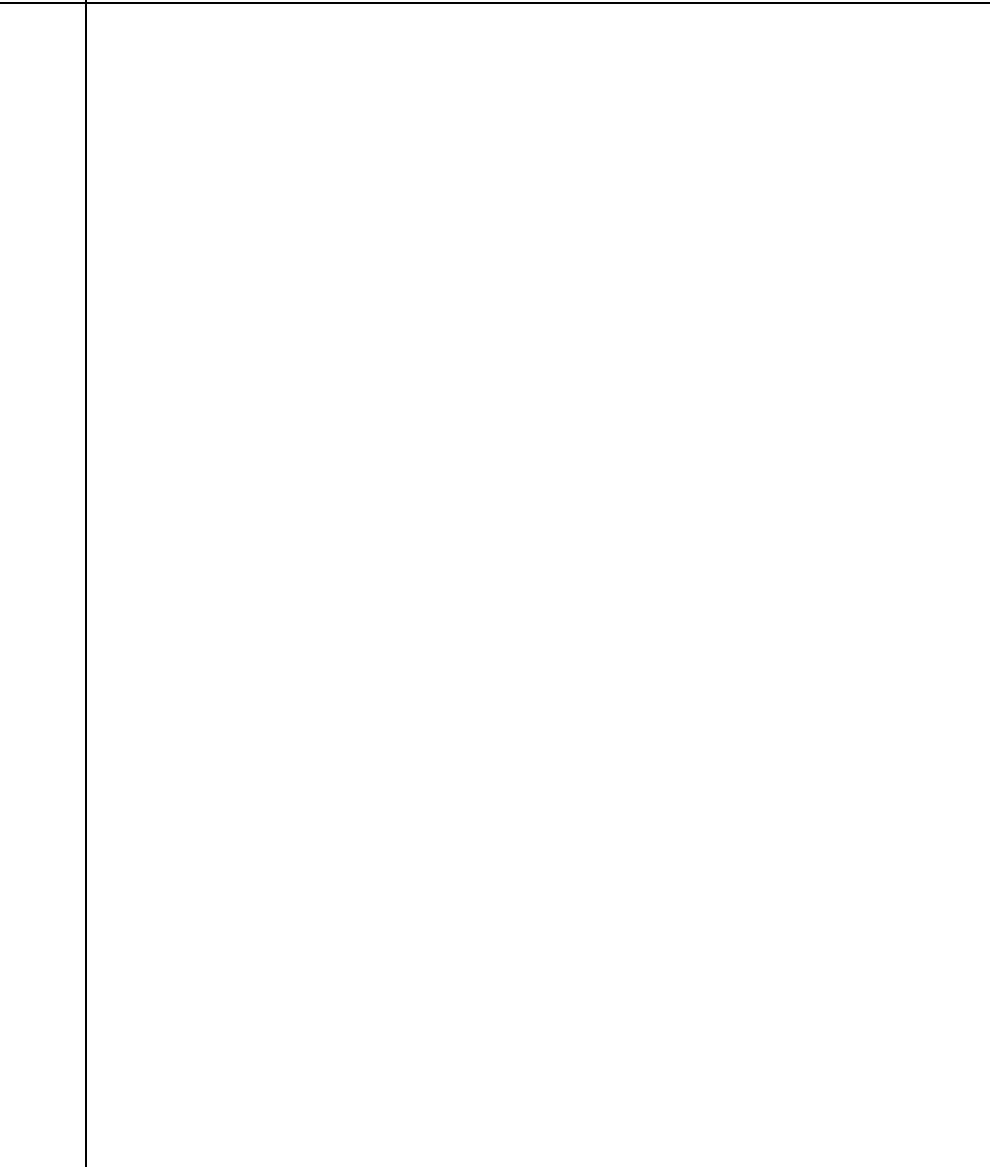
## 变更 理由

223



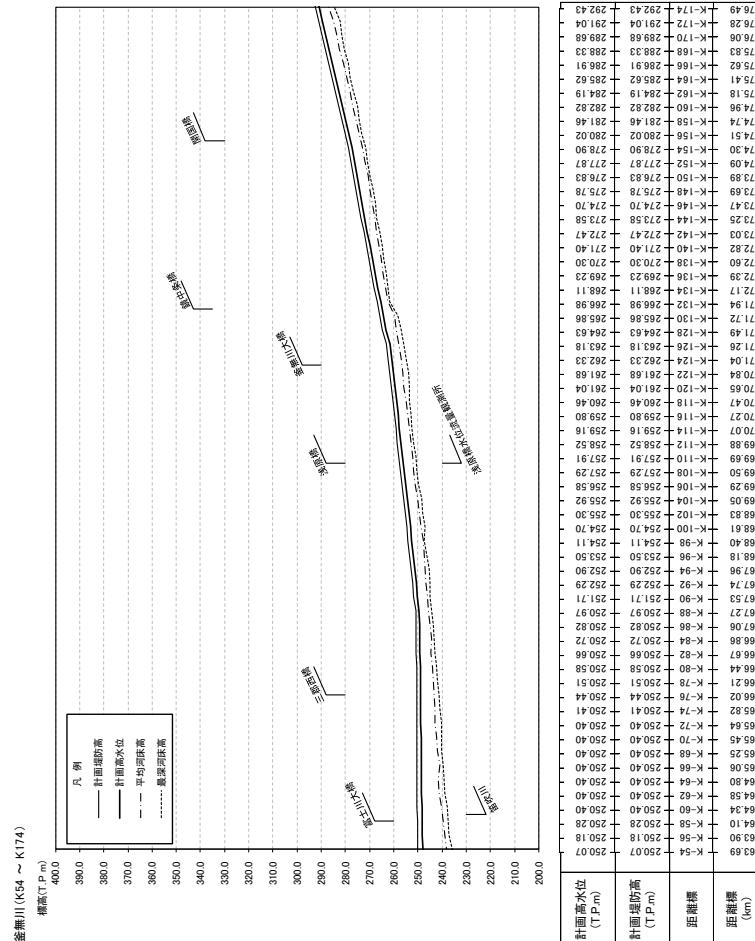
## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

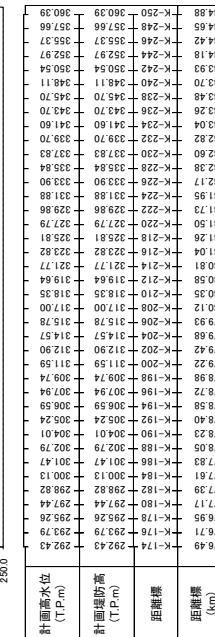
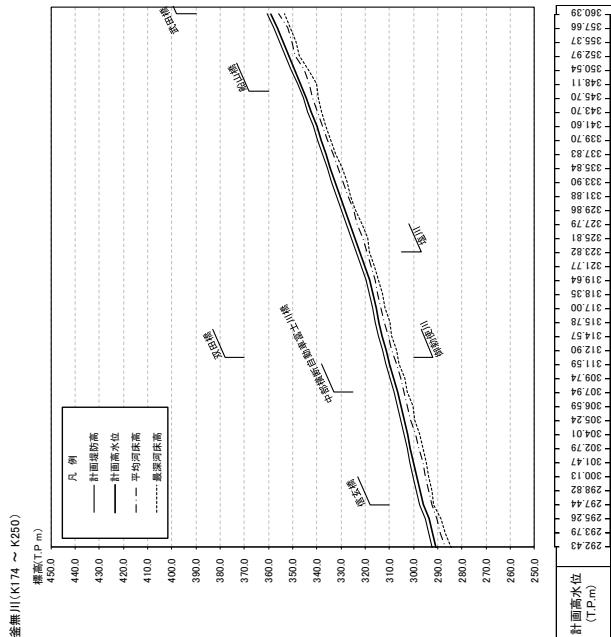
## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

## 富士川河川整備計画(現行)

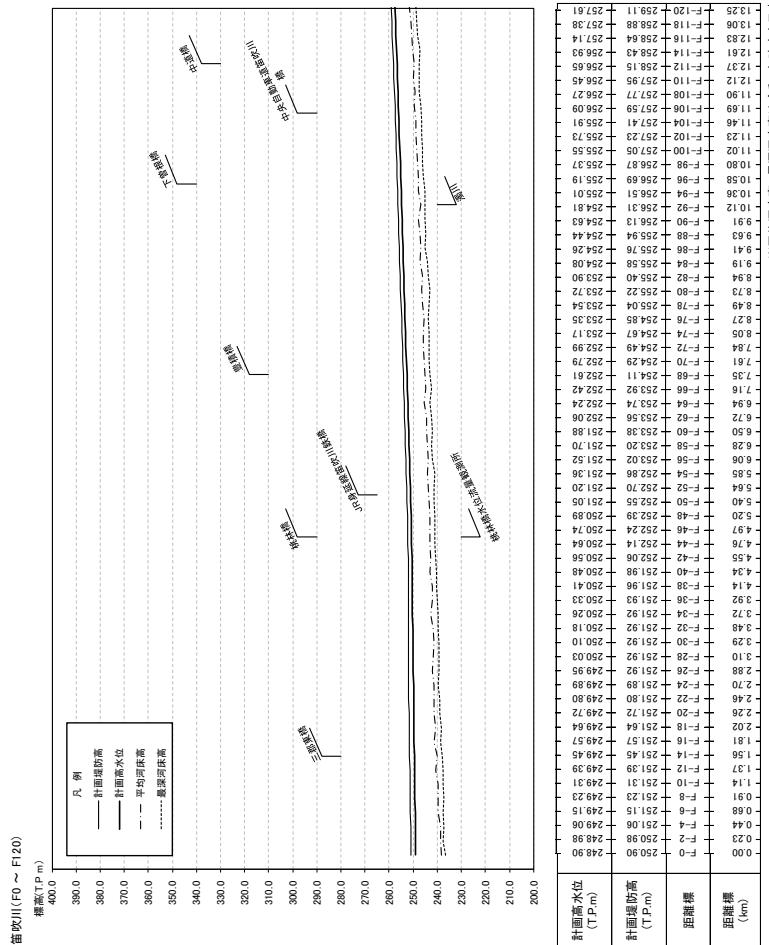
## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

※平均河床高、最深河床高は令和12年時点を示す。

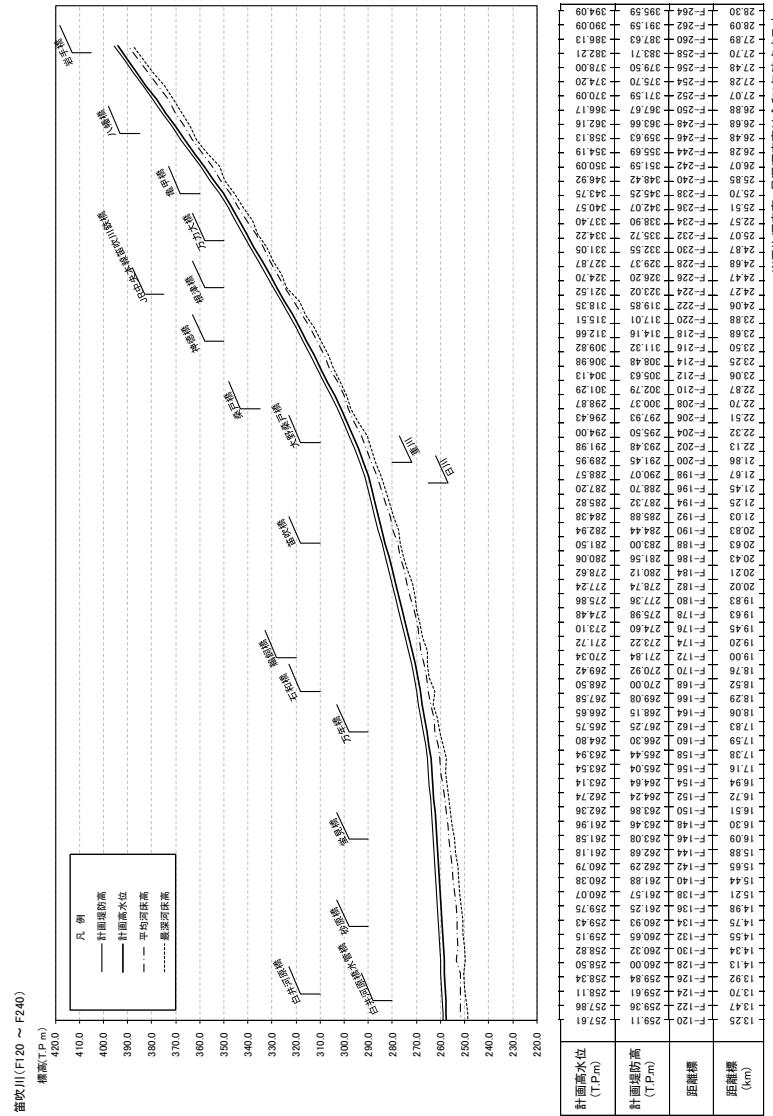
## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

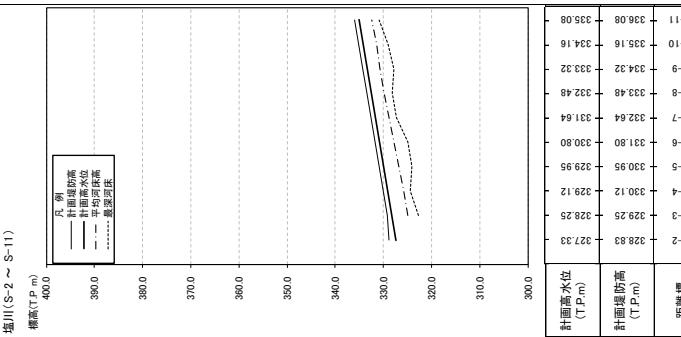
## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

## 富士川河川整備計画(現行)

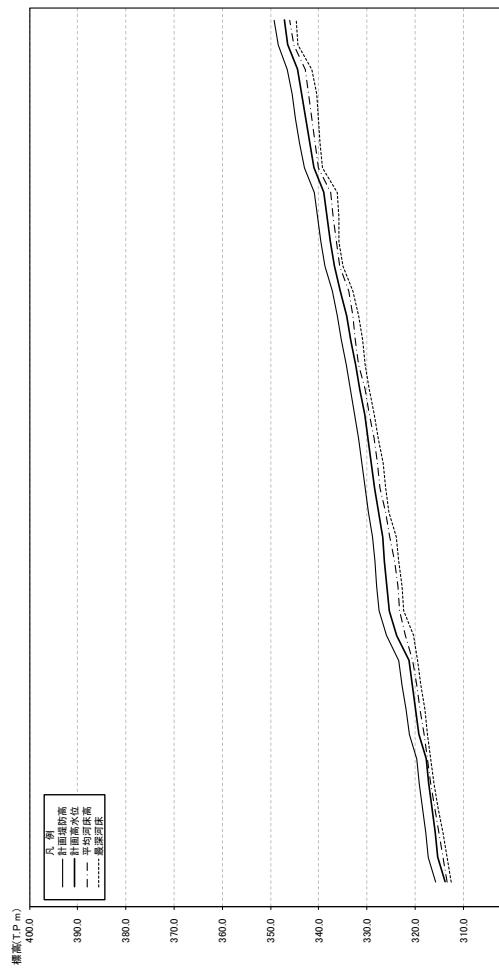
## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

## 富士川河川整備計画(現行)

## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

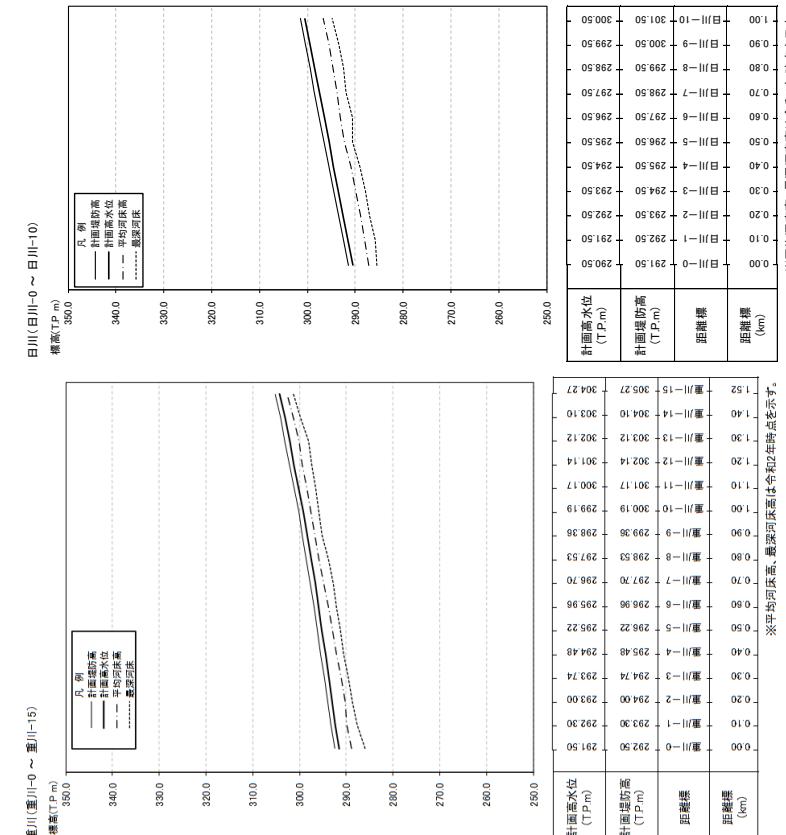
距離 L (km)	計画高水位 H (m)	計画堤防高 D (m)	堤防堤高 E (m)
0.42	M-8 315.77	41.10	41.10
0.47	M-9 317.37	46.55	46.55
0.51	M-10 317.87	41.70	41.70
0.56	M-11 318.50	52.40	52.40
0.61	M-12 319.14	53.25	53.25
0.67	M-13 319.73	45.00	45.00
0.71	M-14 321.18	48.30	48.30
0.76	M-15 322.66	57.00	57.00
0.82	M-16 323.37	50.60	50.60
0.87	M-17 323.77	50.60	50.60
0.91	M-18 325.90	41.05	41.05
0.97	M-19 327.44	48.08	48.08
1.02	M-20 327.93	53.05	53.05
1.07	M-21 328.78	45.00	45.00
1.11	M-22 329.64	46.25	46.25
1.17	M-23 332.70	53.15	53.15
1.22	M-24 333.43	46.25	46.25
1.27	M-25 331.12	48.20	48.20
1.31	M-26 331.79	54.10	54.10
1.37	M-27 332.55	50.95	50.95
1.43	M-28 333.45	60.30	60.30
1.48	M-29 334.37	59.20	59.20
1.54	M-30 335.31	55.90	55.90
1.59	M-31 335.24	55.95	55.95
1.64	M-32 337.25	48.35	48.35
1.68	M-33 338.76	43.35	43.35
1.74	M-34 339.63	53.05	53.05
1.78	M-35 340.28	47.50	47.50
1.83	M-36 340.98	55.75	55.75
1.89	M-37 342.98	56.35	56.35
1.94	M-38 343.93	53.35	53.35
1.99	M-39 344.76	47.30	47.30
2.03	M-40 345.58	49.90	49.90
2.08	M-41 346.47	47.05	47.05
2.13	M-42 348.40	53.00	53.00
2.18	M-43 349.20	53.00	53.00

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

富士川河川整備計画(現行)

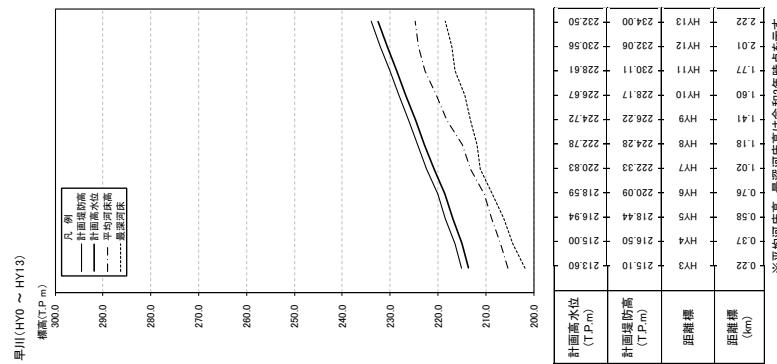
富士川河川整備計画(変更案)

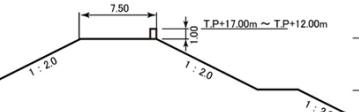
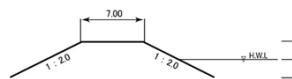
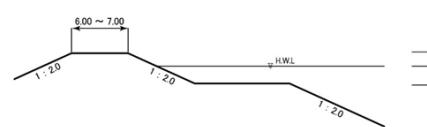
変更  
理由

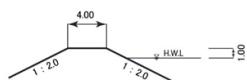
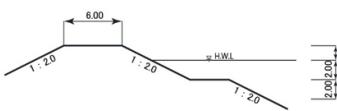


## 富士川河川整備計画(現行)

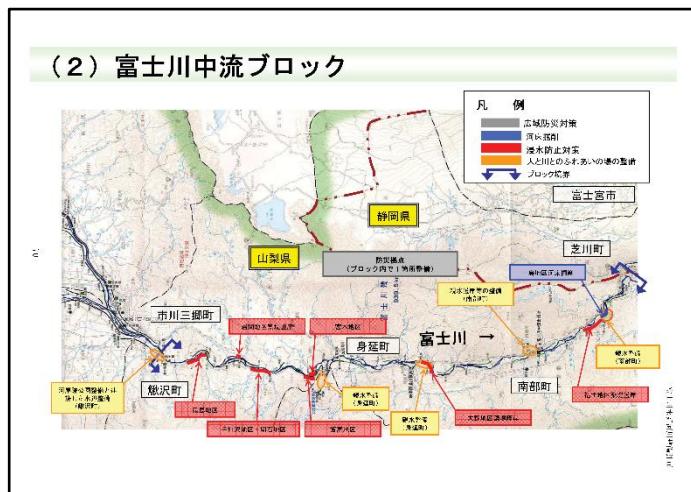
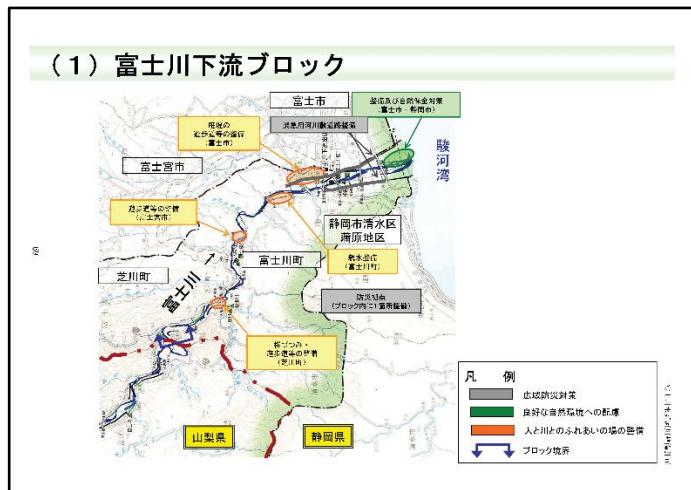
## 富士川河川整備計画(変更案)

変更  
理由

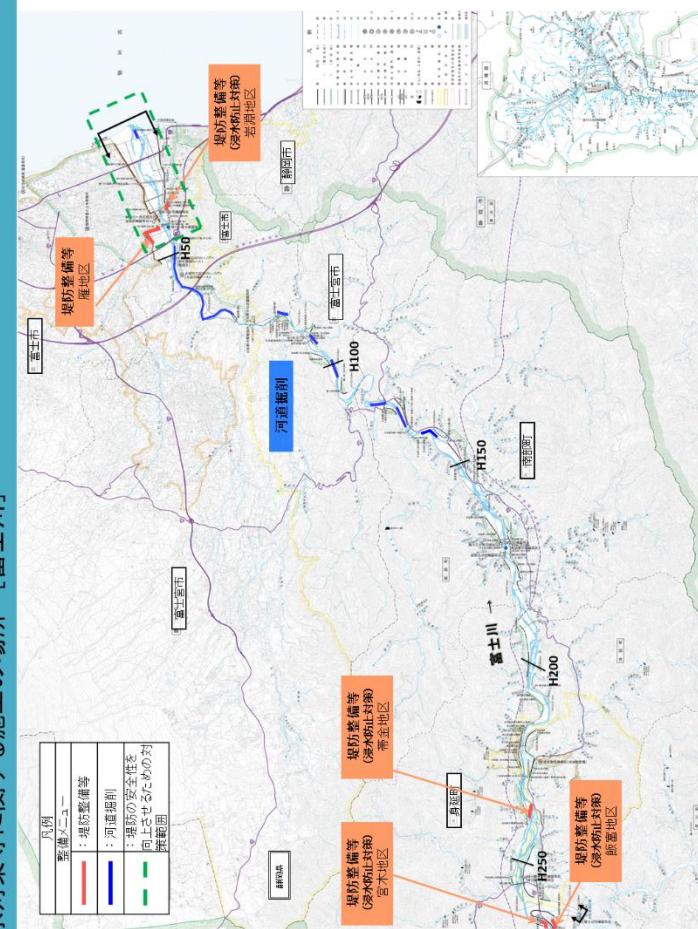
	富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画(変更案)	変更 理由
225		<p>富士川下流部 (左岸は河口～H10、右岸は河口～H8：高潮区間)</p>  <p>富士川下流部 (H10～H38)</p>  <p>富士川下流部・中流部 (H38～K55)</p>  <p>釜無川 (K55～K250) 笛吹川 (F0～F264)</p>  <p>※各河川(区間)における、標準的な堤防の断面形状を示す。 ※流水の作用から堤防を保護する必要がある箇所については、必要に応じて護岸等を設置する。 ※堤防諸元に“～”が記載されている場合は、すりつけ区間を含む。 ※浸水防止対策については、標準的な堤防の断面形状によらず実施する。 ※堤防諸元の単位は[m]</p>	

富士川河川整備計画(現行)	富士川河川整備計画 (変更案)	変更 理由
	<p>塩川、御勅使川、日川、重川</p>  <p>早川</p>  <p>※各河川(区間)における、標準的な堤防の断面形状を示す。 ※流水の作用から堤防を保護する必要がある箇所については、必要に応じて護岸等を設置する。 ※堤防諸元の単位は[m]</p>	
226 附図3 洪水対策等に関する施行の場所	附図3 洪水対策等に関する施行の場所	

富士川河川整備計画(現行)



富士川河川整備計画 (変更案)



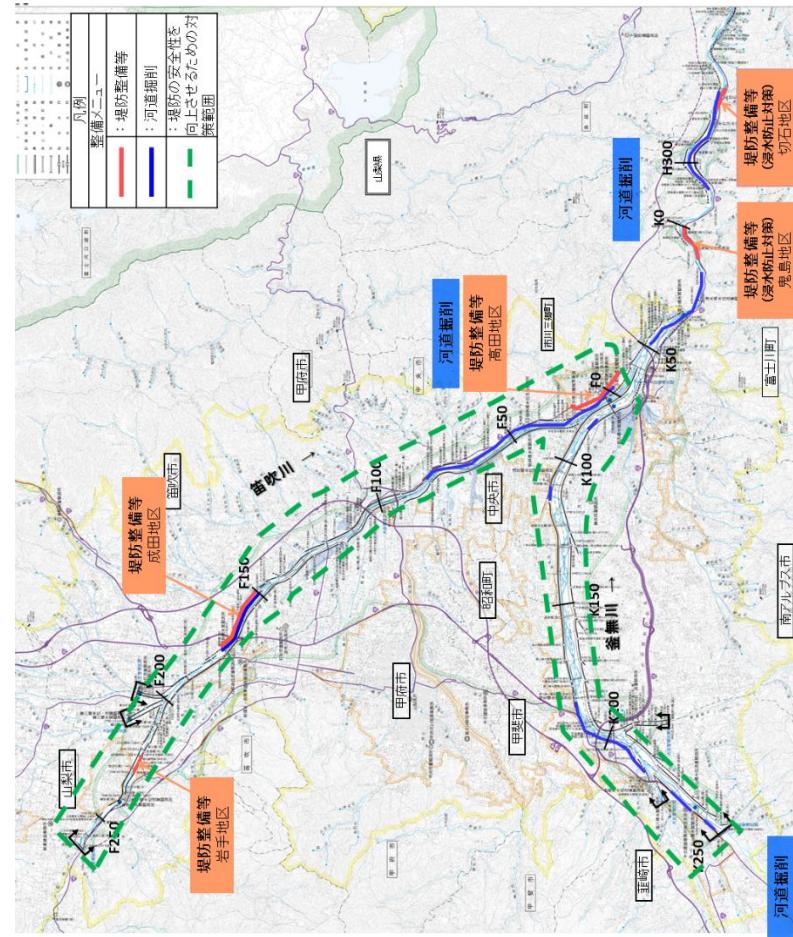
## 富士川河川整備計画(現行)



#### (4) 笛吹川プロック



## 富士川河川整備計画（変更案）



## 变更 理由